姫　路　市
食 物 アレルギー
対 応 マニュアル

≪学校給食等における対応の手引き≫

令和６年３月

姫路市教育委員会

（第１版 第３次改訂）

は　じ　め　に

学校給食等における食物アレルギー対応は、アレルギーのある子供の増加に伴い、学校園における重要課題の一つであります。姫路市立学校園においても、食物アレルギー対応を必要とする幼児児童生徒は年々増加傾向にあります。

当委員会では、平成２３年に「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、その後、平成２７年に文部科学省が、安全性を最優先する観点から「提供するかしないかの二者択一」を原則的な考え方として示したことを受けて、平成２９年に内容を改訂（第２次改訂版）し、より一層安全性の高い食物アレルギー対応を行うことができるよう運用してまいりました。

そして、この度、令和４年２月より市立小・中・義務教育学校すべてにおいて学校給食の実施が実現したこと等を受け、あらためて実情にあった内容として第３次改訂版を発行する運びとなりました。これまでの方針に変更はありませんが、学校園生活での幼児児童生徒の安全・安心のために、本マニュアルをあらためて確認していただき、正確かつ適切な食物アレルギー対応を学校園と医療機関等との連携のもとで実施していただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアル改訂にご尽力いただきました姫路市食物アレルギー対応検討懇話会委員をはじめとする関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和６年（2024 年）３月

姫路市教育委員会

教育長　　西田　耕太郎

［ 目 次 ］

１　食物アレルギーの基礎知識･･･ ３
１－１　食物アレルギーとは･･ ３
１－２　食物アレルギーの症状･･ ４
１－３　食物アレルギーの原因･･ ５
１－４　食物アレルギーの診断･･ ６
２　姫路市の学校給食等の概要･･･ ７
２－１　学校給食に関する基本的な考え方･･････････････････････････････････････ ７
２－２　学校給食等の実施方法･･ ７
３　食物アレルギー対応の概要･･･ ９
３－１　食物アレルギー対応の基本･･ ９
３－２　食物アレルギー対応の実施方針･･････････････････････････････････････ １０
３－３　子供への指導･･ １２
４　学校内の体制等の整備･･ １３
４－１　帳票の整備･･ １３
４－２　食物アレルギー対応委員会･･ １４
４－３　関係職員の役割分担･･ １８
５　対象者の把握から対応内容の決定まで･･････････････････････････････････････ ２１
５－１　幼稚園 ･･ ２１
５－２　小学校 ･･ ２６
５－３　中学校 ･･ ３２
６　学校給食等における対応･･ ３８
６－１　学校給食における食物アレルギー対応の概要･･････････････････････････ ３８
６－２　学校給食の献立作成の考え方･･ ３８
６－３　アレルゲンチェック･･ ３９
６－４　調理場における対応･･ ４３
６－５　学級における対応･･ ４５
６－６　給食費の取扱い･･ ４６

７　その他学校生活における対応･･･ ４７
７－１　基本的な考え方･･ ４７
７－２　対応の概要･･･ ４７
７－３　宿泊を伴う校外活動における対応例････････････････････････････････････ ４８
７－４　食物依存性運動誘発アナフィラキシー･･････････････････････････････････ ５０
７－５　食物アレルギーの自己管理･･ ５０
８　緊急時の対応等 ･･･ ５１
８－１　日常の準備･･･ ５１
８－２　緊急時の対応･･ ５１
８－３　教職員によるエピペンの注射･･･････････････････････････････････････ ５３
８－４　事故の報告･･･ ５３
９　アレルゲンと対応のポイント･･･ ５４
１０　食物アレルギー負荷試験等への学校給食用物資の提供････････････････････ ５６
１０－１　提供の概要･･ ５６
１０－２　物資提供の手順･･･ ５６
帳票、文書等の様式及び参考資料･･ ５９

【本マニュアル中の用語法について】

語	用語法
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、夜間中学校、高等学校及び特別支援学校の総称として用います。
小学校	小学校には義務教育学校の前期課程を含みます。
中学校	中学校には義務教育学校の後期課程及び夜間中学校を含みます。
子供	幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに特別支援学校の児童及び生徒の総称として用います。
校長	幼稚園の園長並びに小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長の総称として用います。
献立	食事を構成する主食、主菜、副菜等の単位を指すものとして用います。
学校給食 **学校給食等**	それぞれ、７ページ２－２に記載するとおりです。

１　食物アレルギーの基礎知識

１－１　食物アレルギーとは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益なものである免疫のしくみが、逆に体にとって好ましくない働き方をする現象であり、原因となる物質（アレルゲン）が体内に入ってきたときに、人体にとって無害な物質にまで免疫のしくみが反応し、これを体から除こうとする過剰な反応をしてしまうというものです。

具体的には、食物、薬、花粉、ダニなどがアレルゲンとなり、アレルギー反応を誘発します（気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、じんましん、アレルギー性鼻炎等）。

食物アレルギーは、特定の食物がアレルゲンとなり、これを人間が摂取することによって生じるアレルギー反応で、皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状、アナフィラキシー等の全身症状が起こります。

食物アレルギーは、乳児期に最も多く発症し、多くの場合は小学校入学時までに自然に耐性（アレルギーに対して過敏でなくなる状態）を獲得していくといわれていますが、アレルゲンの種類によっては耐性の獲得が困難で、成人になっても症状が改善しない場合もあります。食物アレルギーを有する人の割合でみると、乳児が１０％、３歳児が４～５％、学童期が２～３％、成人が１～２％といわれています。

なお、食品に含まれる毒素による反応（食中毒）や、体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす病気（乳糖不耐症）等は食物アレルギーには含まれません。

（表１　食物により引き起こされる生体に不利益な反応の分類）

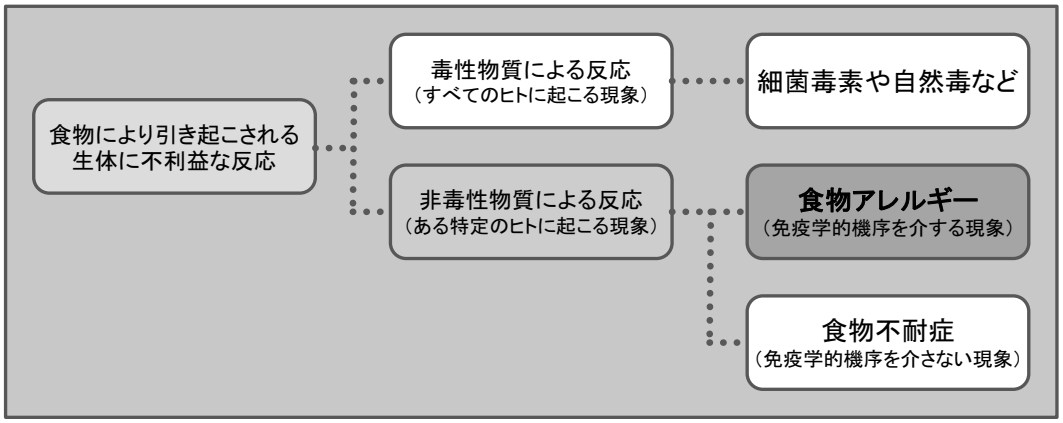

出典：日本学校保健会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル　小・中学校編」（平成17年4月）

１－２　食物アレルギーの症状

１－２－１　食物アレルギーにより引き起こされる症状

食物アレルギーの症状としては、皮膚のかゆみ、じんましん、湿疹等が多くみられます。その他にも、腹痛、呼吸困難等全身の症状が現れるのが特徴です。これらの症状は、日常生活の中で繰り返し起こるため、食物アレルギーであると気が付かないときもあります。また、アレルギーにより血圧低下等のショック症状（アナフィラキシー）がみられることもあります。

（表２　食物アレルギーにより引き起こされる症状）

皮膚粘膜症状	皮膚症状 ： かゆみ、じんましん、血管運動性浮腫、発赤疹、湿疹 粘膜症状 ： かゆみ、眼粘膜充血、涙が流れ出る、まぶたがむくむ
消化器症状	嘔吐、下痢、悪心（気分が悪くむかむかした感じ）、疝痛発作（おへそを中心にしておなかが痛くなる）、慢性の下痢による蛋白漏出、体重増加不良
上気道症状	くしゃみ、鼻水、鼻づまり、口腔粘膜や咽頭のそう痒感、違和感（イガイガしたいつもと違う感じ）、腫脹（はれる）、咽頭喉頭浮腫（のど、のどの奥の方のむくみ）
下気道症状	せき、喘鳴（ぜーぜーして息が苦しくなる）、呼吸困難
全身性症状	アナフィラキシー症状 ： 頻脈（脈が早くなること）、血圧低下、活動性低下（ぐったりする）、意識障害など

出典：日本学校保健会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル　小・中学校編」（平成17年4月）
（一部症状の表記につき改変）

１－２－２　アナフィラキシー症状

アナフィラキシーは、食物、薬物、蜂刺され、ラテックス（天然ゴム）、ワクチン、運動等が原因で誘発される全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応です。

アナフィラキシーでよくみられる症状として、じん麻疹、呼吸困難、腹痛、嘔吐、下痢、血圧低下を伴うショック等が挙げられます。

（表３　アナフィラキシーの典型的症状）

初期の症状	口内違和感、口唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不快、吐き気、腹痛、じん麻疹など
中程度の症状	のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじん麻疹、ぜーぜーして苦しくなる
強い症状	呼吸困難、血圧低下、意識障害

出典：日本学校保健会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル　小・中学校編」（平成17年4月）

１－２－３　症状の現れ方

食物アレルギーを有する子供が、アレルゲンとなる食物を食してしまった場合、ほとんどは２時間以内に症状が出現します。

症状は表２にあるとおり様々ですが、その現れ方も、アレルゲンとなる食物や子供の体調によって、食べた直後に激しい反応が現れる場合や、軽い症状で始まって短時間に急激に深刻な症状に変化していく場合、一度症状が治まったようにみえてしばらく時間がたってからもう一度症状が現れる場合、食べてすぐにははっきりした症状はなく数時間後

に現れる場合等様々です。

また、まれに表４のような特殊なタイプの食物アレルギーの症状が現れる場合もあります。

（表４　特殊なタイプの食物アレルギー）

口腔アレルギー症候群	果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため注意が必要です。
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で 6000 人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら、この疾患であると診断されていない例もみられます。

出典：日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年4月）

１−３　食物アレルギーの原因

食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食物のうち、三大アレルゲンとして知られているのが、**卵・乳・小麦**です。また、症状が重篤なものとして、**そば・ピーナッツ**が挙げられます。

アレルゲンは、加齢に伴って、変化したり、新たに加わったりすることがあります。乳、小麦及び鶏卵のアレルギーは加齢とともにしばしば消失しますが、そば、ピーナッツ、貝・甲殻類、魚等のアレルギーは生涯持続する傾向があります。

（図１　食物アレルギーの原因食物）

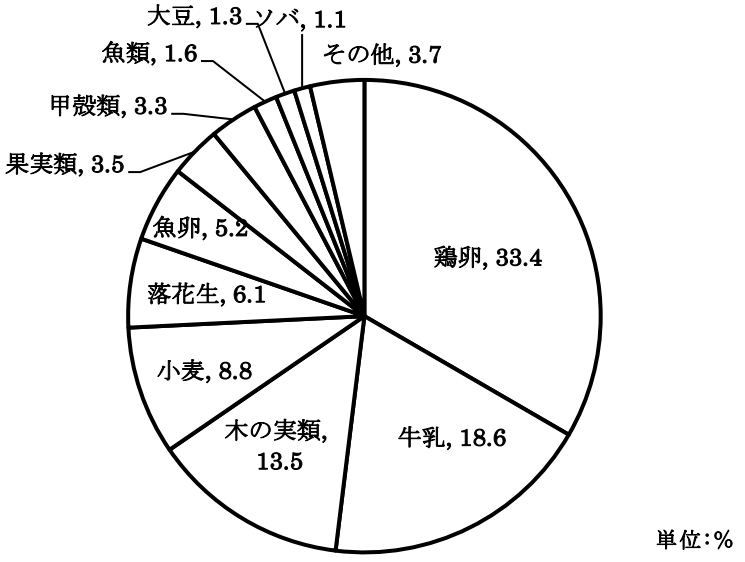

出典：「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」消費者庁（令和4年3月）

１−３−１　特定原材料等の表示

卵、乳、小麦、落花生（ピーナッツ）、えび、そば、かに及びくるみの８品目を含む食品は、食品表示法において、特定原材料としてそれらを含む旨の表示が義務付けられています。

また、いくら、キウイフルーツ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉及びアーモンドの２０品目を含む食品は、特定原材料に準ずるものとしてそれらを含む旨の表示が推奨されています。

（表５　特定原材料等）

根拠規定	特定原材料等の名称	表示の義務
特定原材料	えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生	義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン	推奨 （任意）

出典：消費者庁「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」（令和6年3月改訂）

１-４　食物アレルギーの診断

一般に、食物アレルギーを血液検査の結果だけで診断することはできません。実際に起きた症状と食物アレルギー負荷試験等の専門的な検査結果を組み合わせて医師が総合的に診断します。

（表６　食物アレルギーの診断根拠）

	診断根拠	内容
①	明らかな症状の既往	過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きている。
②	食物負荷試験陽性	原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験。この試験の結果は①に準じたものと考えられる。
③	IgE抗体などの検査陽性	IgE抗体値が異常に高い場合は、これを根拠に診断する場合もあるが、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできない。

出典：日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年4月）

食物の除去が必要な子供であっても、その多くは除去品目数が数品目内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性もあります。不必要な除去を行うと成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、保護者や主治医等とも相談しながら正しい診断を促していくことが必要です。

また、主なアレルゲンのうち卵、乳、小麦、大豆等は、年齢を経るごとに耐性化することが知られています。実際に、乳幼児期に発症する食物アレルギーのおよそ９割は就学前に耐性化するので、直近の１～２年以上症状が出ていないような場合には、改めて主治医に相談する必要があります。

２　姫路市の学校給食等の概要

２－１　学校給食に関する基本的な考え方

学校給食は、成長期にある子供の心身の健全な発達に資するため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として位置付けられています。

学校給食法第２条では、学校給食を実施するに当たって、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないとされています。

① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること。
⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食は学校教育の一環として実施されており、食物アレルギーを有する子供に対しても、可能な範囲内で対応していく必要があると考えています。

２－２　学校給食等の実施方法

姫路市立学校の学校給食は、市町合併の経緯その他の事情により、図２のとおり、地域及び校種によって様々な方式で運営されています。

なお、幼稚園については、次のように、曜日を限って昼食を提供しています。

ア　学校給食を実施している幼稚園

夢前地域の幼稚園では、共同調理場（夢前学校給食センター）で調理を行い、同地域の小学校及び中学校と同様の給食を行っています。

イ　業者弁当等の提供を行っている幼稚園

北部地域、南部地域及び家島地域の幼稚園では、業者から弁当又は調理パン（家島地域にあっては、牛乳）を共同購入し、幼児に提供しています。

これらはいずれも、学校給食法にいう「学校給食」には含まれませんが、食物アレルギー対応に関しては「学校給食」に準じて取り扱う必要があり、本マニュアルにおいては次のように記述します。

・　「学校給食」には、幼稚園の学校給食（ア）を含むものとします。
・　「学校給食」と業者弁当等の提供（イ）の総称を、「学校給食等」と呼びます。

（図２　姫路市立学校の学校給食等の運営方式　（令和４年２月より））

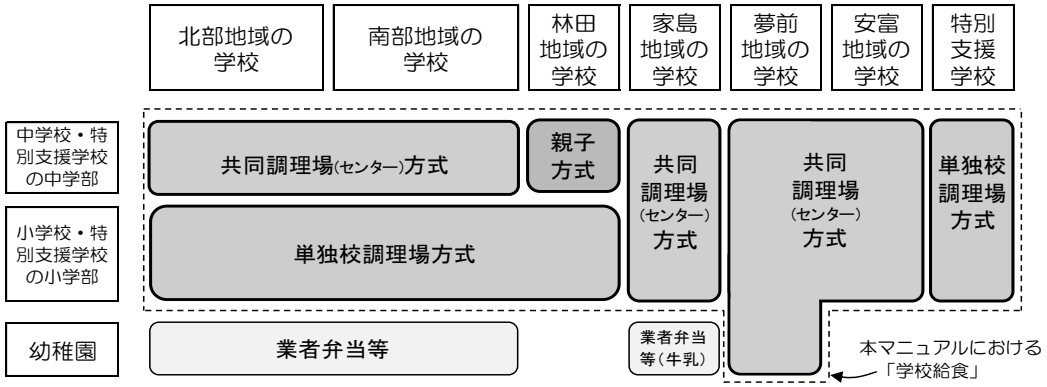

※北部地域　：　増位・広嶺・城乾・安室・高丘・書写・大白書・東光・白鷺・琴陵・神南・豊富・城山・花田・東・香寺中学校の校区
南部地域　：　山陽・灘・飾磨東・飾磨中部・飾磨西・夢前・広畑・大津・網干・朝日・四郷・大的中学校の校区
林田地域　：　林田中学校の校区
家島地域　：　家島・坊勢中学校の校区
夢前地域　：　置塩・鹿谷・菅野中学校の校区
安富地域　：　安富中学校の校区

※夜間中学校（あかつき中学校）は、選択制の弁当給食を実施。

２−２−１　単独校調理場方式

北部地域、南部地域及び林田地域の小学校（５９校）並びに特別支援学校で実施している方式であり、各校内に設置された給食室で調理を行うものです。

献立作成及び食材調達については、おおむね１万食を目途に西・中・東の３ブロックに分け、ブロックごとに調整しています。

２−２−２　親子方式

林田地域の中学校で実施している方式であり、近隣の他の学校（林田小学校）内に設置された給食室で調理を行い、配送するものです。

２−２−３　共同調理場（センター）方式

北部地域及び南部地域の中学校（２８校)、家島地域の小学校（２校）及び中学校（２校）並びに夢前地域・安富地域の中学校（４校)、小学校（８校）及び幼稚園（１園）で実施している方式であり、各学校給食センターで調理を行い、各学校へ配送するものです。

３　食物アレルギー対応の概要

３－１　食物アレルギー対応の基本

食物アレルギー対応においては、何よりも安全性を優先します。

食物アレルギーを有する子供が、健康被害の心配なく、成長にあわせて十分な栄養を摂取し、楽しく食事することができ、宿泊を伴う校外活動その他の学校行事にも安全に楽しく参加できるようにするため、学校は可能な範囲において食物アレルギー対応を行います。

３－１－１　対象者

食物アレルギー対応の対象者は、次の①から③までの全てに該当する子供とします。

① 過去１年以内に医師の診断を受け、医師の指示に基づき、家庭において食事等に関する食物アレルギー対応を行っていること。

② 保護者が学校における食物アレルギー対応を希望していること。

③ ①の医師が管理指導表（１３ページで後述）に必要事項を記載し、保護者がそれを学校に提出していること。

食物アレルギーを有せば、必ず学校において食物アレルギー対応を行うというわけではありません。

また、保護者の希望だけにより食物アレルギー対応を行うことはできません。

管理指導表は、医師が、食物アレルギー対応の要否その他必要な指示事項を学校に伝えるために用いる書類です。管理指導表の提出がなければ、学校は食物アレルギー対応を行うことができません。

管理指導表は、食物アレルギー対応を新たに開始する場合及び内容を変更する場合に、提出を受けます。提出の際は、保護者との面談を行います。

３－１－２　対象となる活動

管理指導表において、医師が管理又は配慮が必要である旨を記載している活動が食物アレルギー対応の対象となります。

【具体例】

- 学校給食等
- 宿泊を伴う校外活動
  自然学校、修学旅行等が該当します。
- その他食物・食材を扱う授業・活動
  家庭科の調理実習のように食物を食べる場合だけでなく、牛乳パックを用いた工作や野菜の栽培のように、食材に皮膚が接触する場合も含まれます。
- 運動（体育、部活動等）

３－２　食物アレルギー対応の実施方針

学校給食等における食物アレルギー対応の実施は、〔方針Ⅰ〕を基本とし、アレルゲンに対し特に敏感な子供（後述）については〔方針Ⅱ〕によることとします。

また、学校給食等以外においても、学校が子供に対し食べる目的で食物・食材を提供する場合は、これに準じて食物アレルギー対応を実施します。

３－２－１　〔方針Ⅰ〕食べるか食べないかの二者択一

アレルゲン（食物アレルギー対応の対象者にとってのアレルゲンをいう。以下同じ。）が含まれる献立については、「食べる」か「食べない」かの二者択一とします。

アレルゲンの含まれ具合（量、加工又は加熱の有無等）によって献立ごとに「食べる」か「食べない」かを決めるような対応（多段階対応）は、危険を伴うため、行いません。

姫路市の学校給食において、アレルゲンが含まれる献立を「食べない」場合は、次の①又は②の対応をとります。

①　除去食提供

献立にアレルゲンが含まれる場合に、その代替として、アレルゲンを含まない献立（除去食又は代替食）を学校給食として提供するものです。

除去食とは、通常の献立を、アレルゲンを投入せずに調理したものです。

また、代替食とは、通常の献立と同等の栄養量となるよう考慮した、アレルゲンを含まない献立です。

姫路市では、調理場の設備、人員等により無理なく安全に提供することができる範囲で除去食及び代替食を設定することとしています。

すなわち、除去食は、アレルゲンを調理の最終段階等で投入する献立を対象とし、その直前で取り分けることにより対応します。

また、代替食は、調理が不要なデザート等のみを対象とし、代替としてアレルゲンを含まないもの（同様に調理の不要なデザート等）を提供することにより対応します。

なお、除去食及び代替食の設定内容は、上述の趣旨から、運営方式によって差異があります。

②　代替食持参

献立にアレルゲンが含まれる場合に、その代替として、アレルゲンを含まない献立を弁当として家庭から持参するものです。

①で対応できないときは、基本的に②で対応します。

アレルゲンが含まれない献立については、次のア、イ及びウの場合を除いて、食べることができます。

ア　アレルゲンに対し特に敏感である子供

〔方針Ⅱ〕（後述）のとおり対応します。

イ　幼稚園で提供する業者弁当等

業者での製造ラインでアレルゲンの混入のおそれがあります。また、ランチボックス形式であるため、調理後（容器内で仕切りを越える）においてアレルゲンが他の献立に混入する可能性もあります。このため、業者弁当及びパン等を提供しません。た

だし、牛乳・乳製品のアレルギーがない場合は、パック牛乳のみ喫食可とします。

3－2－2　〔方針Ⅱ〕アレルゲンに対し特に敏感な子供への完全弁当対応

次の①から③までのいずれかに該当する子供は、アレルゲンに対し特に敏感であり、〔方針Ⅰ〕のみによって安全に学校給食等を提供することは困難であるため、完全弁当対応とします。

① アレルゲンが多品目にわたる。

② 次の例のように、ごく微量のアレルゲンであっても症状が誘発される可能性がある。
- 調味料、だし、添加物等についても除去が必要である。
- 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合も除去が必要である。
- 食器、調理器具又は揚げ油の共用ができない。（アレルゲンの残存の可能性のないもの（新しい揚げ油など）を使用する必要がある）

③ ①又は②に類似した状況にあり、学校給食等での対応が困難と考えられる。

なお、②の「調味料、だし、添加物等」とは、表７のとおりであり、食物アレルギーを有する子供であっても基本的に除去する必要がありませんが、アレルゲンに対し特に敏感である子供の場合は除去する必要があるとされています。

（表７　通常は除去する必要のない調味料、だし、添加物等）

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦の例】
このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

出典：文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）

３−３　子供への指導

３−３−１　学級指導

食物アレルギー対応が対象者の心の負担になったり、他の子供からのいじめや仲間はずれのきっかけになることがないよう、個々の子供や学級の実態を踏まえて、きめ細かな配慮や指導を行うことが大切です。

具体的な指導例として、次のようなことが考えられます。

① 食物アレルギーのため食べないことと、好き嫌いにより食べないこととは、異なる。

個人によってアレルギー反応の起きる食品やアレルギー反応の様子は違うこと、場合によっては生命に関わる重大なことであること等を伝える。

② 食物アレルギーは、生命に関わることもあるので、食物アレルギーを有する子供がアレルゲンを食さないように、周囲の協力が必要であることを理解させる。

牛乳のように、食さなくても肌に触れるだけでアレルギー反応を起こす食品があることを理解させる。

３−３−２　対象者への個別指導

食物アレルギー対応に関して、対象者の保護者の十分な理解や協力を得る必要があるので、保護者とは密に連絡をとるとともに、主治医とも連携をとりながら適切に対応することが必要です。

また、対象者の発達段階に応じて、次のような指導や助言を行うことが大切です。

① 対象者の自己管理能力が育成できるように指導する。

ア　自分自身がアレルギー反応を起こす食品を見分ける。

自分が食してはいけない食品や、食することはできるが量などの制約がある食品について、正しく理解する。

また、加工食品や調味料などには、原形と違った形でアレルゲンが含有されている場合があることなどを発達段階に応じて理解する。

イ　自分自身がアレルギー反応を起こす食品を食さない。

アレルギー反応を起こす食品は人に勧められてもその理由を説明して食さないこと、中身がよくわからないものは食さないこと等を理解する。

ウ　自分自身のアレルギー反応を把握できる。

食物を摂取することによって生じるアレルギー反応には、皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状、アナフィラキシー症状等があることを理解し、自分の身体にも同様の反応があった場合は適切な対処が必要であることを理解する。

エ　自分自身のアレルギー反応に対処できる（服薬、周囲への説明等）。

アレルギー反応が起きたときには、必ず学級担任等に状況を説明し（状況によっては友人を通じて説明し）、薬の服用等適切な処置を行う。下校後の場合は、身近な大人に状況を説明する。

② 栄養教諭は、原因物質を取り除いたことによる栄養素の補給について助言する。

４　学校内の体制等の整備

４－１　帳票の整備

学校では、関係職員が必要な情報を共有するため、必要な帳票を整備します。
帳票の様式は、巻末に示しています。
ここでは整備する各帳票の概要のみを示し、作成方法、使用方法等は後述します。

４－１－１　個人帳票

個々の子供ごとに作成する帳票（以下「個人帳票」という。）は、次のとおりです。

（表８　個人帳票）

名称	様式番号	記入者	概要	
食物アレルギーに関する個別調査票 【略称】個別調査票	様式２	保護者	・　食物アレルギー対応が必要ではないかと考えられる子供（新入生等）の保護者に、まず提出を求めるもの。 ・　記入内容により、管理指導表・個別対応票の提出を求めるかどうか判断する。	
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 【略称】管理指導表	様式１	主治医	・　９ページ（３－１－１）で前述。 ・　医師の判断や指示内容を学校に伝えるもの。 ・　日本学校保健会が作成し、全国で同様のものが使用されているが、本マニュアルでは、若干の改変（完全弁当対応の必要性を問う項目の追加等）を行ったものを使用する。	
食物アレルギー個別対応票 【略称】個別対応票	様式３（注）	保護者 学校	・　保護者記入欄及び学校記入欄から成る。 ・　保護者記入欄では、食物アレルギーの症状等に関し、個別調査票より詳しい申告を得る。 ・　学校記入欄では、学校給食等に関して食物アレルギー対応委員会で決定した基本的な対応方針を記入する。	
確認書	様式６	保護者 学校	・　食物アレルギー対応委員会で決定した基本的な対応方針等について、学校・保護者の双方で確認し、署名するもの。	
緊急時個別対応票	様式１３	学校	※　エピペンが処方されている子供のみ作成	・　食物アレルギーの症状が発症した際の対処方法について、あらかじめ定め、確認するもの。

注　個別対応票の様式は小学校用（様式３－１）、中学校用（様式３－２）及び幼稚園用（様式３－３）があり、「様式３」はそれらの総称として用いています。

４－１－２　総括帳票

学校において、食物アレルギー対応の全体を把握するため、個人帳票を総括して作成する帳票は、次のとおりです。

（表９　総括帳票）

<table>
<tr><th>名称</th><th>様式番号</th><th colspan="2">概要</th></tr>
<tr><td>食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧</td><td>様式４</td><td colspan="2">・　個別調査票の提出があり、食物アレルギーを有するとして学校が把握している子供について、一覧表を作成するもの。</td></tr>
<tr><td>食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧</td><td>様式５の１</td><td>※　学校給食を実施している学校で作成</td><td rowspan="2">・　食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧に掲げられ、かつ、食物アレルギー対応委員会で基本的な対応方針として学校給食等に関し何らかの食物アレルギー対応を行うと決定した子供について、一覧表を作成するもの。</td></tr>
<tr><td>食物アレルギー対応幼児一覧</td><td>様式５の２</td><td>※　業者弁当等の提供を行っている幼稚園で作成</td></tr>
<tr><td>月別食物アレルギー対応予定一覧</td><td>様式７</td><td>※　学校給食等を実施している学校のみで作成</td><td>・　［月例］食物アレルギー対応委員会で翌月の学校給食等に関し何らかの食物アレルギー対応を行うと決定した子供及び献立について、一覧表を作成するもの。</td></tr>
</table>

４－２　食物アレルギー対応委員会

各学校において食物アレルギー対応に関して決定する場として、食物アレルギー対応委員会（以下４－２において「対応委員会」という。）を開催します。

対応委員会は、その開催目的により、大きく次の２種に区分することができます。

①　基本的な対応方針を決定する対応委員会　〔 開催時期 ： 年度当初・随時 〕

子供ごとに、食物アレルギー対応の基本的な対応方針（どのような場合にどのような対応をするのか等）を決定します。

〔例〕　「アレルゲン○○が含まれる食べ物は食べない。」と決定する。

なお、検討の結果、「学校においては食物アレルギー対応をしない。」と決定する場合もあります。

②　具体的な対応内容を決定する対応委員会　〔 開催時期 ： 月例・随時 〕

基本的な対応方針（①）に基づき、食物アレルギー対応を行うと決定されている活動（学校給食等）を実際に行う前に、具体的な対応内容を決定をします。

〔例〕　翌月の学校給食の献立中、＊月＊日の献立△△にはアレルゲン○○が含まれることを確認。

「献立△△は食べない。代替食を家庭から持参する。」と決定する。

４－２－１　基本的な対応方針を決定する対応委員会

基本的な対応方針を決定する対応委員会は、表１０のとおり整理することができます。

（表１０　①基本的な対応方針を決定する対応委員会）

<table>
<tr><th>開催時期</th><th colspan="2">対象者</th><th>決定内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>年度当初</td><td rowspan="2">初めて
基本的な対応方針を決定しようとする者</td><td>入学・入園
予定者</td><td rowspan="2">基本的な対応方針を新たに決定する。</td><td rowspan="2">管理指導表を基に個別対応票を作成し、保護者とともに確認書を作成する。</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>転入予定者
その他新たに食物アレルギー対応を行う必要があると考えられる者</td></tr>
<tr><td>随時</td><td rowspan="2">既に
基本的な対応方針を決定している者</td><td>決定後、
何らかの事情の変化があった者</td><td>変更後の基本的な対応方針を決定する。</td><td>管理指導表を基に個別対応票を作成（修正）し、保護者とともに確認書を作成する。</td></tr>
<tr><td>年度当初</td><td>進級者</td><td>翌年度（進級後）の基本的な対応方針を決定する。</td><td>既存の管理指導表、個別対応票の記載内容に変更がないことを確認する。（注）</td></tr>
</table>

注　確認の結果、記載内容に変更がある場合は、「決定後、何らかの事情の変化があった者」として取り扱う。

これらのうち、実際の決定件数の面で中心となるのは年度当初の対応委員会であり、翌年度に食物アレルギー対応を行おうとする全ての子供を対象者として、翌年度の基本的な対応方針を決定します。

年度当初の対応委員会の開催方法は次のとおりですが、随時の対応委員会も開催時期以外についてはこれに準じるものとします。

○　開催時期

通常、前年度の２月又は３月に開催しますが、それ以降であっても、食物アレルギー対応の開始までであれば差し支えありません。

○　出席者

- 保護者
- 校長及び教頭（幼稚園にあっては、園長）
- 対象者の学年代表及び学級担任
- 対象者が行う部活動の顧問教諭
- 学校医
- 養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、給食・食育担当教諭、調理師、学校医その他各学校で必要と考えられる職員等

※　学校医の参加が困難な場合は、決定事項について会議後に連絡する。

○　検討内容等

対象者（翌年度に食物アレルギー対応を行おうとする全ての子供）ごとに、管理指導表の確認や保護者からのヒアリングを通じ、主治医の指示や家庭での対応の様子等を把握した上で、翌年度の食物アレルギー対応の要否を決定し、必要と決定した場合は、その基本的な対応方針を決定します。

学校給食等において食物アレルギー対応を行う場合は、アレルゲンチェック資料セット（３９ページ表１２）の事前チェック、最終確認を行う担当者（複数名）の選任等をした上で、次の事項について定めておきます。

・　対象者の出欠状況について、関係職員が情報共有する方法
・　対象者の学校給食等の喫食状況について、関係職員が情報共有する方法
・　持参した弁当（代替食）を各学級で学校給食用食器へ移し替える場合の対応

４−２−２　具体的な対応内容を決定する対応委員会

具体的な対応内容を決定する対応委員会は、表１１のとおり整理することができます。

（表１１　②具体的な対応内容を決定する食物アレルギー対応委員会の概要）

開催時期	食物アレルギー対応が必要と決定されている活動	決定内容	備考
月例	学校給食等（献立の内容にかかわらず学校給食等を食べないと決定されている場合を除く。）	・　翌月の学校給食等の献立に対する具体的な対応内容（食べるか食べないか）の決定	献立の内容を確認し、対象者のアレルゲンが含まれるかどうかがわかれば、それに応じて食べるか食べないか決定される。
随時	学校給食等以外の授業・活動	・　その授業・活動に際する具体的な対応内容の決定	

月例の対応委員会の開催方法は次のとおりですが、随時の対応委員会も、開催時期以外についてはこれに準じるものとします。

○　開催時期

毎月１回

○　出席者

・　保護者
・　校長又は教頭（幼稚園にあっては、園長）
・　対象者の学年代表及び学級担任
・　養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、給食・食育担当教諭、調理師、部活動顧問その他各学校で必要と考えられる職員等

○　検討内容

基本的な対応方針（多くの場合、年度当初の対応委員会で決定）に基づき、具体的な対応内容を決定します。

学校給食等において食物アレルギー対応が必要と決定されている子供であれば、月例の対応委員会で、翌月の学校給食等の全ての献立につきアレルゲンが含まれるかどうかを確認し、食べるか食べないかを決定します。

食べないと決定した献立については、その代替として、学校で除去食を提供するのか、家庭から代替食を持参するのか、確認・決定をします。

ただし、次のような対象者については、献立の内容にかかわらず学校給食等を食べないと決定されるため、月例の対応委員会を開催する必要がありません。

・　完全弁当対応すると決定されている者

４－３　関係職員の役割分担

各学校における食物アレルギー対応は、全関係職員の共通理解の下、校長がリーダーシップを発揮し、学校内の指導体制を確立することが必要です。

そのためには、関係職員による情報の共有が大切であり、例として、単独校調理場方式で学校給食を実施する小学校における情報共有体制の構成を図３に示します。

（図３　小学校における情報共有体制の構成例）

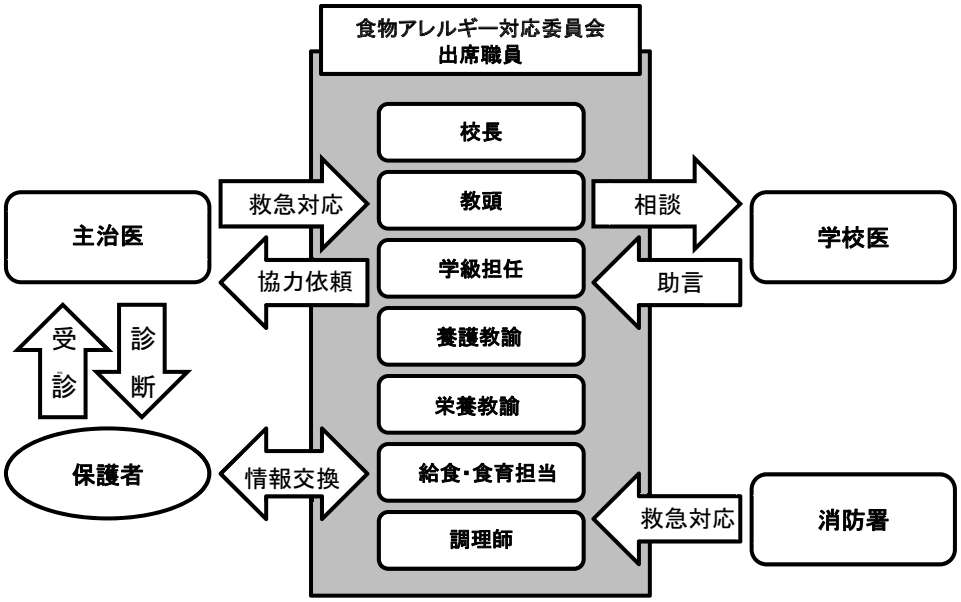

この場合の関係職員の具体的な役割は、４－３－１から４－３－７までのとおりであり、固有の役割は◎印を、他の職員と共同して担う役割は○印を付しています。

単独校調理場方式で学校給食を実施する小学校以外の学校においては、学校給食等の実施内容や職員配置を踏まえながら、これに準じて適宜役割分担をします。

４－３－１　校長

◎　関係職員の共通理解を図るために「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）及び本マニュアルに基づき指導する。
◎　食物アレルギー対応委員会を開催し、出席者を招集する。
◎　主治医及び学校医に対し継続的な情報提供と協力を依頼する。
◎　食物アレルギー対応委員会での決定事項を保護者に伝え、了解を得る。
◎　除去食又は代替食の提供については、校長の責任の下に実施する。

４－３－２　教頭

◎　個別対応票その他対象者の個人帳票を集約し、管理を行う。なお、保管場所は、職員室内とする。
◎　必要に応じ、保護者等との相談の場を設定する。
◎　校内研修等を企画する。
◎　校内の関係職員の連絡調整を行う。

４－３－３　学級担任

○　対象者の実態を把握し、養護教諭、栄養教諭、給食・食育担当教諭及び調理師との連携を図る。
○　養護教諭、栄養教諭及び給食・食育担当教諭と協力して対象者の個別対応票を作成する。
◎　保護者からの申出を関係職員に伝え、共通理解を図るとともに、緊急時の対応について周知する。
◎　対象者が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう配慮する。
◎　対象者の学校給食等について、事前チェックを行う。
◎　学級内の他の子供に、食物アレルギーについて正しく理解させる。

４－３－４　養護教諭

○　対象者の実態を把握し、学級担任、栄養教諭、給食・食育担当教諭及び調理師との連携を図る。
○　月例の食物アレルギー対応委員会及び保護者との個別面談で、対象者のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
○　養護教諭が中心となり、学級担任、栄養教諭及び給食・食育担当教諭と協力して対象者の個別対応票を作成する。
◎　対象者が食物アレルギーによる症状を発症した場合の対応方法を、保護者と確認する。
◎　主治医及び学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
◎　保健調査票や個別面談で把握した内容に基づき食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）を作成する。
◎　個別対応票を３月中に進学先へ引き継ぐ。

４－３－５　栄養教諭

○　対象者の実態を把握し、学級担任、養護教諭、給食・食育担当教諭及び調理師との連携を図る。
○　月例の食物アレルギー対応委員会及び保護者との個別面談で、対象者のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
○　学級担任、養護教諭及び給食・食育担当教諭と協力して対象者の個別対応票を作成する。
◎　栄養量、食品構成及び食物アレルギー対応に配慮した献立を作成する。
◎　対象者に対する個別指導及びその保護者への指導・助言を行う。
◎　対象者に提供する除去食又は代替食の内容を確認し、除去する食品や作業動線図、作業工程表を確認する。
◎　衛生面に配慮し、アレルゲンの混入がないような調理作業の実施、学校給食アレルギー対応個人票（様式８）の内容、食札（様式９）の掲示等を確認する。
◎　毎月の献立に即して対象者のアレルゲンチェックをし、保護者用のアレルゲンチェック資料セット（３９ページ表１２）を整える。
◎　月別食物アレルギー対応予定一覧（様式７）を作成する。

◎　食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）を基に、食物アレルギー対応対象者一覧（様式５）を作成する。

※　栄養教諭未配置校においては、健康教育課に連絡をし、校長の要請により近隣（ブロック内）の学校の栄養教諭が、給食・食育担当教諭に対して助言を行う。

４−３−６　給食・食育担当教諭

○　対象者の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養教諭及び調理師との連携を図る。

○　月例の食物アレルギー対応委員会及び保護者との個別面談で、対象者のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。

○　学級担任、養護教諭及び栄養教諭と協力して対象者の個別対応票を作成する。

◎　毎月の献立に即して対象者のアレルゲンチェックをし、保護者用のアレルゲンチェック資料セット（３９ページ表１２）を整える。

◎　月別食物アレルギー対応予定一覧（様式７）を作成する。

◎　食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）を基に、食物アレルギー対応対象者一覧（様式５）を作成する。

※　栄養教諭未配置校においては、給食・食育担当教諭及び養護教諭で分担するが、アレルゲンチェックについては健康教育課に連絡をし、近隣の学校の栄養教諭の助言を受けることができる。

４−３−７　調理師

○　対象者の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養教諭及び給食・食育担当教諭との連携を図る。

○　月例の食物アレルギー対応委員会等で、対象者のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。

◎　月例の食物アレルギー対応委員会等で、除去食のアレルゲン除去手順について保護者に説明する。

◎　食物アレルギー対応対象者一覧（様式５）及び月別食物アレルギー対応予定一覧（様式７）により、対象者個々の学校給食における食物アレルギー対応の内容を確認する。

◎　作業工程表（参考５）、作業動線図、学校給食アレルギー対応個人票（様式８）、食札（様式９）を作成する。

◎　除去食の調理に当たっては、除去する食品や作業動線図を確認した上で、作業工程表をチェックする。

◎　学校給食アレルギー対応個人票に基づいて調理し、食札を確認して配食する。

◎　複数の調理師により、食札で誤配のないことを確認し、あらかじめ定められた者に除去食を手渡す。

５　対象者の把握から対応内容の決定まで

５－１　幼稚園

５－１－１（幼）　新入園児の基本的な対応方針の決定まで

幼稚園の新入園児について、基本的な対応方針の決定までの流れは、図４のとおりです。
ただし、夢前地域の幼稚園での学校給食等については、小学校に準じ、月例で行う。

（図４　新入園児の基本的な対応方針の決定までの流れ）

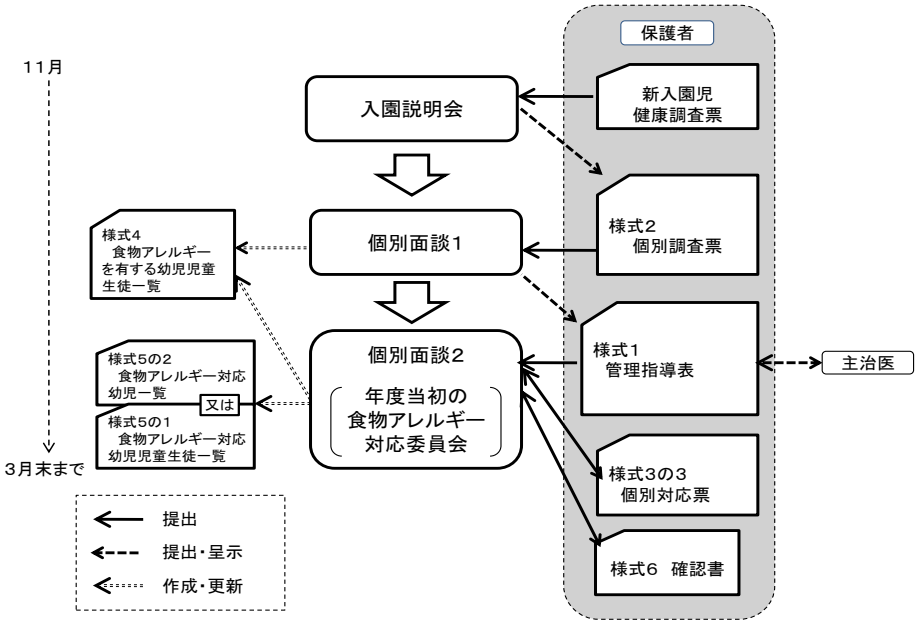

５－１－１－①（幼）　入園説明会・入園前の面談

①　入園説明会で、自園の昼食の提供形態と食物アレルギー対応の概要について説明する。（参考８）

②　新入園児の保護者に「新入園児健康調査票」の記入を依頼する。
　あわせて、アレルギー疾患に対する配慮・管理が必要と思われる場合は園に申し出るよう促す。

③　次のいずれかの場合は、個別調査票を保護者に渡し、記入を依頼する。
- 保護者から、食物アレルギーがあり、配慮・管理を希望するとの申し出があった場合
- 「新入園児健康調査票」の「３ アレルギーについて」で、保護者がアレルギーが「ある」と回答している場合
- アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往がある場合

④　後日、個別面談日を設定し、個別調査票を持参するよう依頼する。

５－１－１－②（幼）　個別面談１

①　提出された個別調査票の内容を確認する。

②　幼稚園で対応可能な食物アレルギー対応の内容について説明する。

③　個別調査票の内容を確認し、問１で「ある」、問４で「ある」、問６で食物アレルギー

への対応を「希望する」と回答しているときは、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

④　後日の面談日を設定する。

⑤　面談の結果、食物アレルギーを有するが食物アレルギー対応を行わないこととなった幼児については、確認書（様式６）を作成する。

また、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）に記録し、全職員で共通理解を図る。

【個別面談１のポイント】

1　複数の職員で対応する。

2　食物アレルギーの状態について詳しく聞く。（症状、程度等）

3　昼食の提供形態について説明する。

・　業者弁当等の提供を行う園の場合、アレルゲンの完全除去は不可能であることを説明し、提供しないことを伝える。

・　食物アレルギー対応委員会の開催の必要があることを説明する。

4　食物アレルギー対応を希望しない場合でも、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるなど、重篤なアレルギーを有するおそれがある場合は、管理指導表の提出を依頼し、緊急時の対応の体制を構築する。

５－１－１－③（幼）　個別面談２（年度当初の食物アレルギー対応委員会）

①　保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

②　面談後又は面談の中で、食物アレルギーの基本的な対応方針を決定し、個別対応票、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）及び食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）（学校給食を実施している園）又は食物アレルギー対応幼児一覧（様式５の２）（その他の園）に記録するとともに、確認書（様式６）を作成する。

保護者へは、確認書及びその他資料のコピーを渡す。確認書の内容は、全職員で共通理解を図る。また、必要な場合は、学校医（園医）の意見を聞く。

【個別面談２のポイント】

1　園長を含む複数の職員で対応する。

これにより、年度当初の食物アレルギー対応委員会の役割をあわせ持つことになる。

2　昼食での具体的な対応について協議する。

・　業者弁当等（弁当、パン、牛乳）おやつ又は学校給食への対応

・　給食当番、昼食場所等

3　園での生活や活動で配慮することについて確認する。

・　アレルゲンを扱う活動（小麦粘土や牛乳パックを使った工作、植物栽培、もちつき、豆まき等。）

4　救急体制について確認する。

５－１－２（幼）　新入園児以外の園児の基本的な対応方針の決定まで

新入園児以外の幼児について、

ア　在園児において新たに食物アレルギーを有することが判明した場合

イ　他園で食物アレルギー対応を受けていた幼児が転入した場合

等に基本的な対応方針を決定するまでの流れは、図５のとおりです。

（図５　在園児の基本的な対応方針の決定までの流れ）

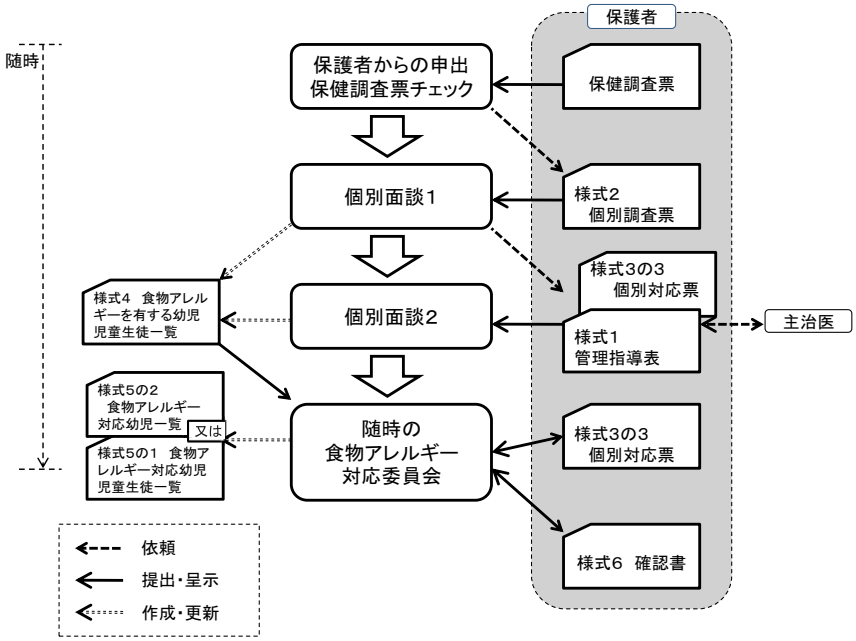

なお、イの場合は、事前に、保健調査票や前籍園から送付された健康診断関係書類を確認するとともに、必要に応じて、前籍園からの申し送りを受けるものとします。

５－１－２－①（幼）　保護者からの申出・保健調査票のチェック

①　保護者から幼児の食物アレルギー対応について申出があった場合又は保健調査票において食物アレルギーが「ある」という回答があった場合、個別調査票の提出を依頼する。

②　個別調査票の内容を確認し、問１で「ある」、問４で「ある」、問６で食物アレルギーへの対応を「希望する」と回答しているときは、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

５－１－２－②（幼）　個別面談１・２

①　保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

②　保護者が学校給食における食物アレルギー対応を希望する場合、個別対応票及び食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）にその内容を記録し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

５－１－２－③（幼）　随時の食物アレルギー対応委員会

① 個別面談等の結果を基に、基本的な対応方針を検討し、決定する。
② 学校給食において食物アレルギー対応を必要とする場合は、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）を作成する。
③ 食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５－１－３（幼）　基本的な対応方針の変更

幼稚園で食物アレルギー対応を行っている幼児について、基本的な対応方針を変更する場合の流れは、図６のとおりです。

（図６　基本的な対応方針の変更の流れ）

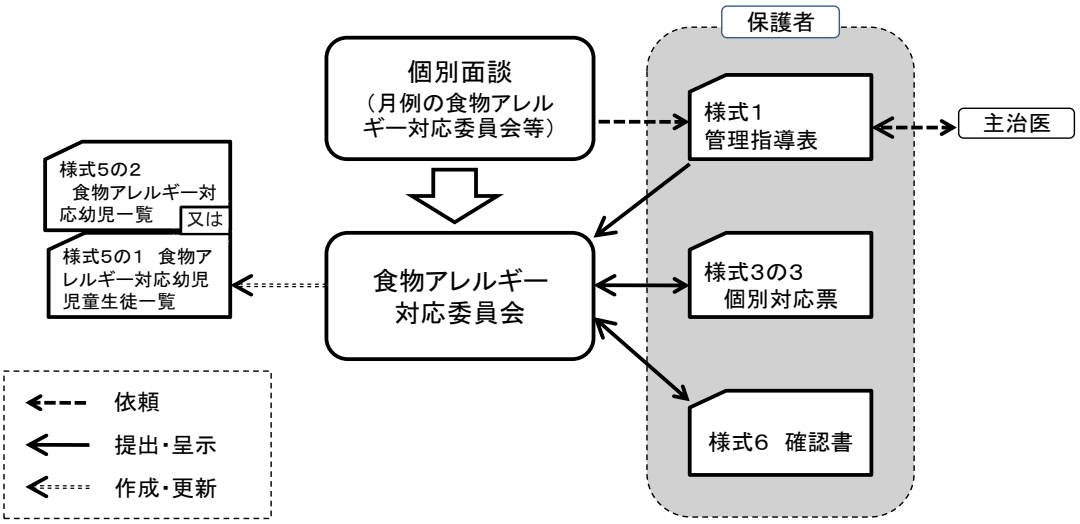

５－１－３－①（幼）　個別面談

① 月例の食物アレルギー対応委員会等の機会に、保護者と面談し、医師の指示があることを前提に、基本的な対応方針の変更を要するような事情の変化があるかどうか確認する。
② 事情の変化等がある場合は、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。
　なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。
③ 基本的な対応方針を変更しようとする場合は、その内容について担当教諭に確認し、食物アレルギー対応委員会に報告する。
　基本的な対応方針の変更を要さない場合は、直近の主治医受診日を確認し、個別対応票の別紙の面談記録欄に記載しておく。（管理指導表の提出や確認書の作成は不要）

５－１－３-②（幼）　随時の食物アレルギー対応委員会

① 基本的な対応方針を変更しようとする場合、個別面談の結果や提出された資料を基に検討し、決定する。

変更内容を個別対応票に記録する。

また、必要に応じ、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）等の記載内容も変更する。

② 食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５－１－４（幼）　進級時の対応

幼稚園で食物アレルギー対応を行っている幼児が進級する場合の流れは、図７のとおりです。

（図７　進級時の流れ）

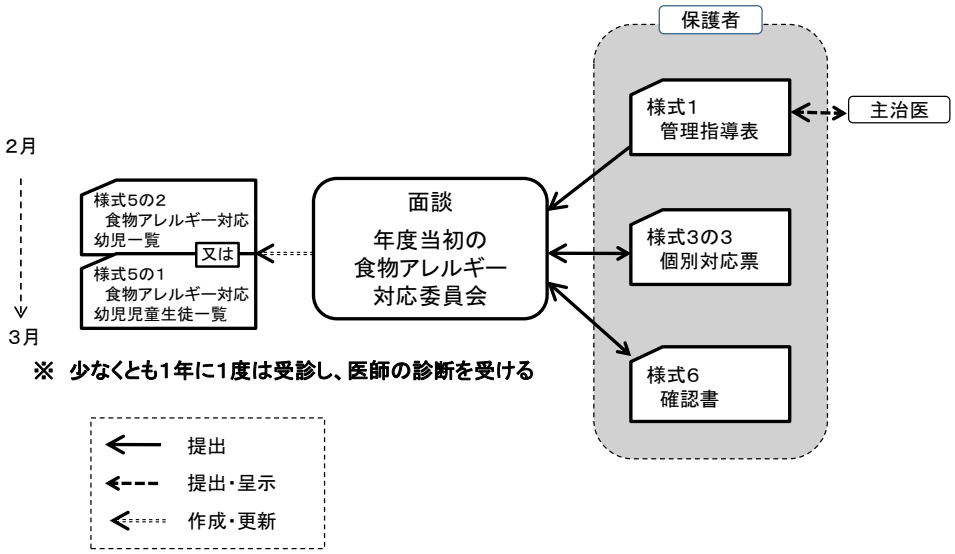

① 面談等を実施して、管理指導表及び個別対応票の記載内容の変更の有無を確認する。

１年に１度は受診して、アレルギーの状態を確認する必要があるので、受診していない場合は受診を依頼する。

② その他は、５－１－３に準じて、必要であれば対応方法を変更する。

③ 決定した事項は、新年度の職員に確実に引継ぎする。必要な場合は、学校医（園医）の意見を聞く。

５－２　小学校

５－２－１（小）　新入生の基本的な対応方針の決定まで

小学校の新入生について、基本的な対応方針の決定までの流れは、図８のとおりです。

（図８　新入生の基本的な対応方針の決定までの流れ）

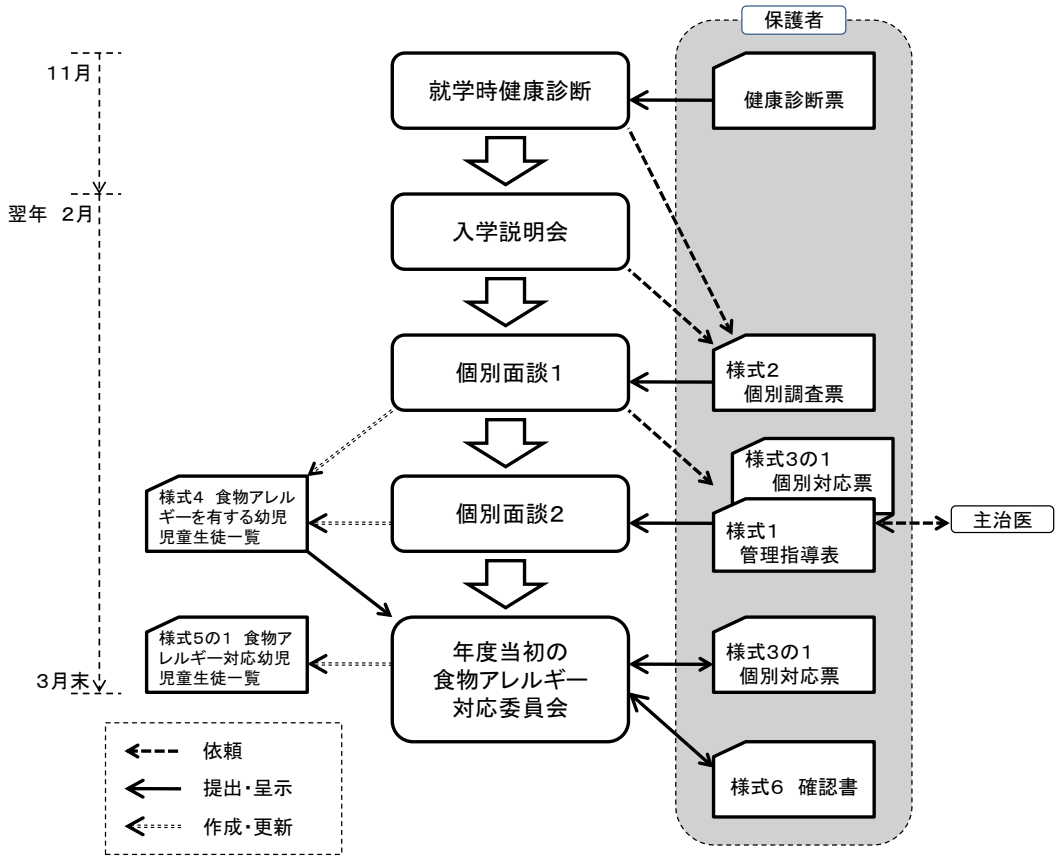

５－２－１－①（小）　就学時健康診断

① 保護者が持参する就学時健康診断票（参考１）のアレルギーに関する記述を確認し、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると考えられる場合は申し出るよう保護者に促す。

② 学校医（内科医）による健診時に、就学時健康診断票で食物アレルギーが「ある」である場合は、保護者への問診を行う。

③ 学校医（内科医）の指示により、就学時健康診断票の診断結果（用紙の左下）の内科の欄の、食物アレルギーの項目にチェックを入れる。
個別調査票用紙を保護者に渡し、記入の上入学説明会に持参するよう依頼する。
なお、必要であれば、入学説明会までに個別面談を行う。

５－２－１－②（小）　入学説明会

① 姫路市立学校の学校給食の概要及び食物アレルギー対応の概要について説明し、食物アレルギー対応が必要と考えられる子供の保護者には、入学説明会の終了後に残るよう依頼する。

② 就学時健康診断で把握できていなかった食物アレルギーを有する子供について、個

別調査票を保護者に渡して記入を依頼する。

５－２－１－③（小）　個別面談１

① 入学説明会終了後、個別調査票を持参した保護者及び新たに記入した保護者に残るよう依頼し、担当教諭が面談する。

② 個別調査票の内容を確認し、問１で「ある」、問４で「ある」、問６で食物アレルギーへの対応を「希望する」と回答しているときは、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

③ 後日の面談日を設定する。

④ 面談の結果、食物アレルギーを有するが食物アレルギー対応を行わないこととなった児童については、確認書（様式６）を作成する。

また、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）に記録し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

【個別面談１のポイント】

1　養護教諭、栄養教諭、給食・食育担当教諭等で対応する。

2　個別調査票の内容を確認する際は、問２の回答に関し、どの程度の量の原因食物を食べた場合にどのような症状が出るのか等、補足的に聞き取る。

3　学校給食における食物アレルギー対応について、その内容を説明した上で、希望するかどうかを確認する。

4　個別調査票の問１、問４及び問６の回答内容を踏まえ、食物アレルギー対応が必要と考えられる児童の保護者に、管理指導表及び個別対応票の用紙を渡す。

5　食物アレルギー対応を希望しない場合でも、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるなど、重篤なアレルギーを有するおそれがある場合は、管理指導表の提出を依頼し、緊急時の対応の体制を構築する。

５－２－１－④（小）　個別面談２

① 保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

② 保護者が学校給食における食物アレルギー対応を希望する場合、個別対応票及び食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）にその内容を記録し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

【個別面談２のポイント】

1　年度当初の食物アレルギー対応委員会に出席する職員で対応する。

2　管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

個別対応票については、「アレルギーの原因食物及びそれを食べたときの症状の発症等」に関し、補足事項を聞き取る。

3　学校給食における対応について協議する。

・　代替弁当、除去食又は代替食の提供等

・　喫食する場所

・　給食当番、除去食の運搬等

4　その他の学校生活上の留意点について聞き取る。

・　食物・食材を扱う授業・活動
（生活科・総合的な学習の時間：野菜の栽培、家庭科：調理実習等）

・　作業、掃除等

・　運動等（時間割の配慮）

・　宿泊を伴う校外活動

・　薬の管理

5－2－1－⑤（小）　年度当初の食物アレルギー対応委員会

①　個別面談等の結果を基に、基本的な対応方針を検討し、決定する。

②　学校給食において食物アレルギー対応を必要とする児童については、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）を作成する。

③　食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

5－2－2（小）　新入生以外の児童の基本的な対応方針の決定まで

新入生以外の児童について、

ア　在校生において新たに食物アレルギーを有することが判明した場合

イ　他校で食物アレルギー対応を受けていた児童が転入した場合

等に基本的な対応方針を決定するまでの流れは、図９のとおりです。

（図９　在校生の基本的な対応方針の決定までの流れ）

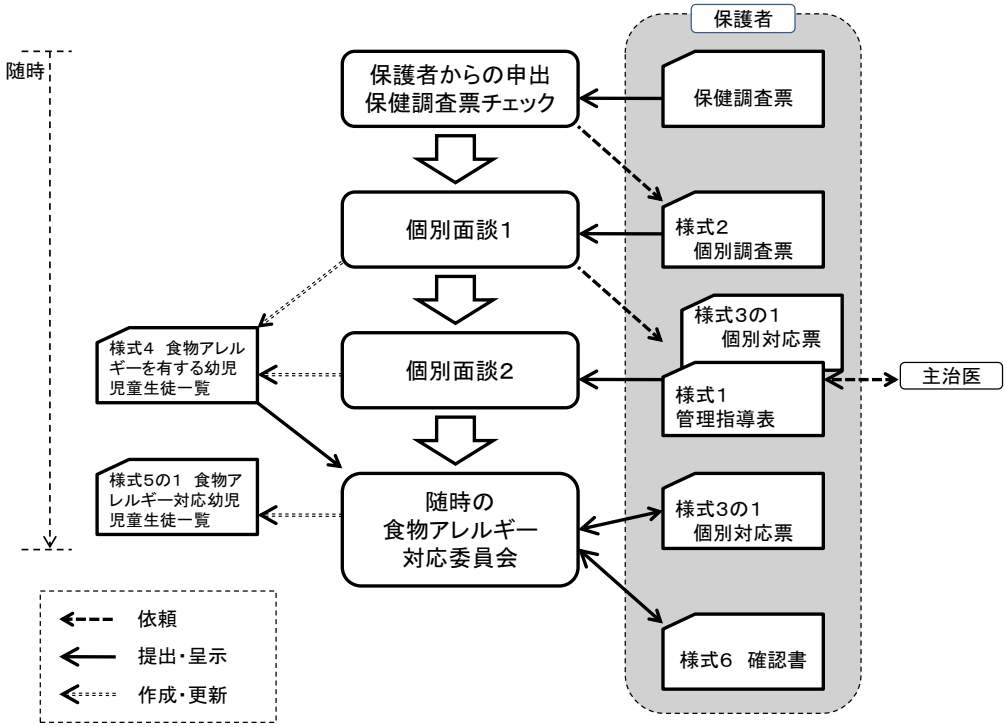

なお、イの場合は、事前に、保健調査票や前籍校から送付された健康診断関係書類を確

認するとともに、必要に応じて、前籍校からの申し送りを受けるものとします。

５－２－２－①（小）　保護者からの申出・保健調査票のチェック

① 保護者から児童の食物アレルギー対応について申出があった場合又は保健調査票において食物アレルギーが「ある」という回答があった場合、個別調査票の提出を依頼する。

② 個別調査票の内容を確認し、問１で「ある」、問４で「ある」、問６で食物アレルギーへの対応を「希望する」と回答しているときは、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

５－２－２－②（小）　個別面談１・２

① 保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

② 保護者が学校給食における食物アレルギー対応を希望する場合、個別対応票及び食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）にその内容を記録し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

５－２－２－③（小）　随時の食物アレルギー対応委員会

① 個別面談等の結果を基に、基本的な対応方針を検討し、決定する。

② 学校給食において食物アレルギー対応を必要とする場合は、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）を作成する。

③ 食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５－２－３（小）　基本的な対応方針の変更

小学校で食物アレルギー対応を行っている児童について、基本的な対応方針を変更する場合の流れは、図１０のとおりです。

（図１０　基本的な対応方針の変更の流れ）

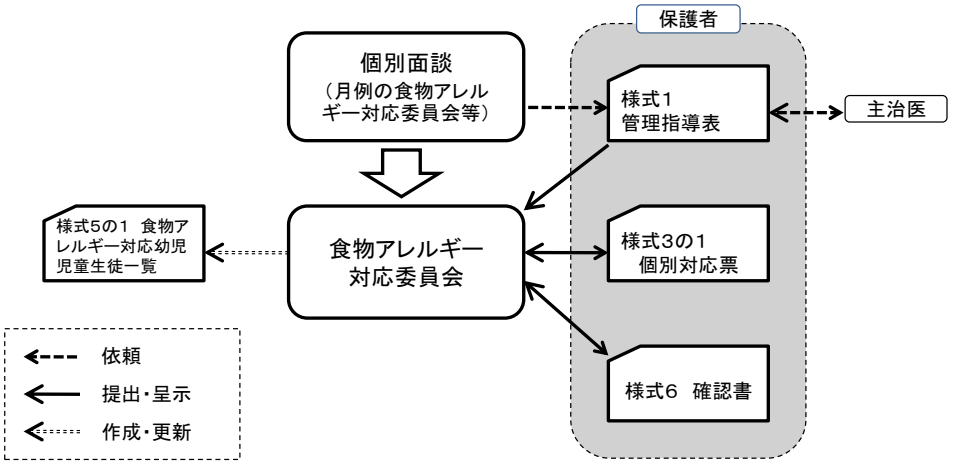

５－２－３－①（小）　個別面談

① 月例の食物アレルギー対応委員会等の機会に、保護者と面談し、医師の指示があることを前提に、基本的な対応方針の変更を要するような事情の変化があるかどうか確認する。

② 事情の変化等がある場合は、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

③ 基本的な対応方針を変更しようとする場合は、その内容について担当教諭に確認し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

基本的な対応方針の変更を要さない場合は、直近の主治医受診日を確認し、個別対応票の別紙の面談記録欄に記載しておく。（管理指導表の提出や確認書の作成は不要）

５－２－３－②（小）　随時の食物アレルギー対応委員会

① 基本的な対応方針を変更しようとする場合、個別面談の結果や提出された資料を基に検討し、決定する。

変更内容を個別対応票に記録する。

また、必要に応じ、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）等の記載内容も変更する。

② 食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５－２－４（小）　進級時の対応

小学校で食物アレルギー対応を行っている児童が進級する場合の流れは、図１１のとおりです。

（図１１　進級時の流れ）

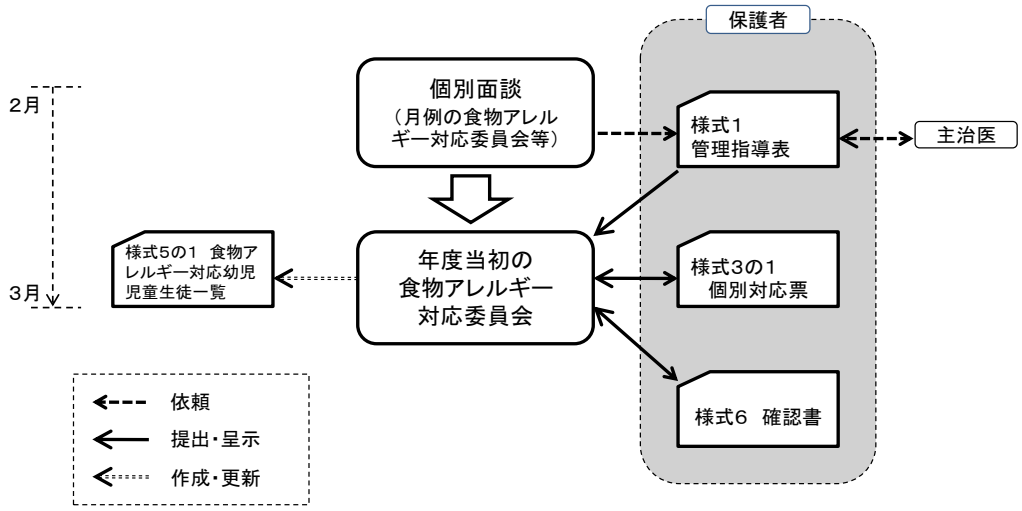

① 月例の食物アレルギー対応委員会等の機会に、保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の記載内容の変更の有無を確認する。

１年に１度は受診して、アレルギーの状態を確認する必要があるので、受診していない場合は受診を依頼する。

② その他は、５－２－３に準じて、必要であれば基本的な対応方針を変更する。

③ 決定した事項は、新年度の職員に確実に引継ぎする。必要な場合は、学校医の意見を聞く。

なお、小学校で食物アレルギー対応を行っている児童が中学校に進学する場合は、小学校での管理指導表及び個別対応票に基づき、食物アレルギーの既往歴や経過、学校給食における対応について詳細を中学校へ申し送ります。最終的に、小学校での資料（正本）は、中学校へ引き継ぎます。

５−３　中学校

５−３−１（中）　新入生の基本的な対応方針の決定まで

中学校における基本的な対応方針の決定までの流れは、図１２のとおりです。

ただし、小学校で食物アレルギー対応を行っていた生徒については、図１３のとおりです。

（図１２　基本的な対応方針の決定までの流れ）

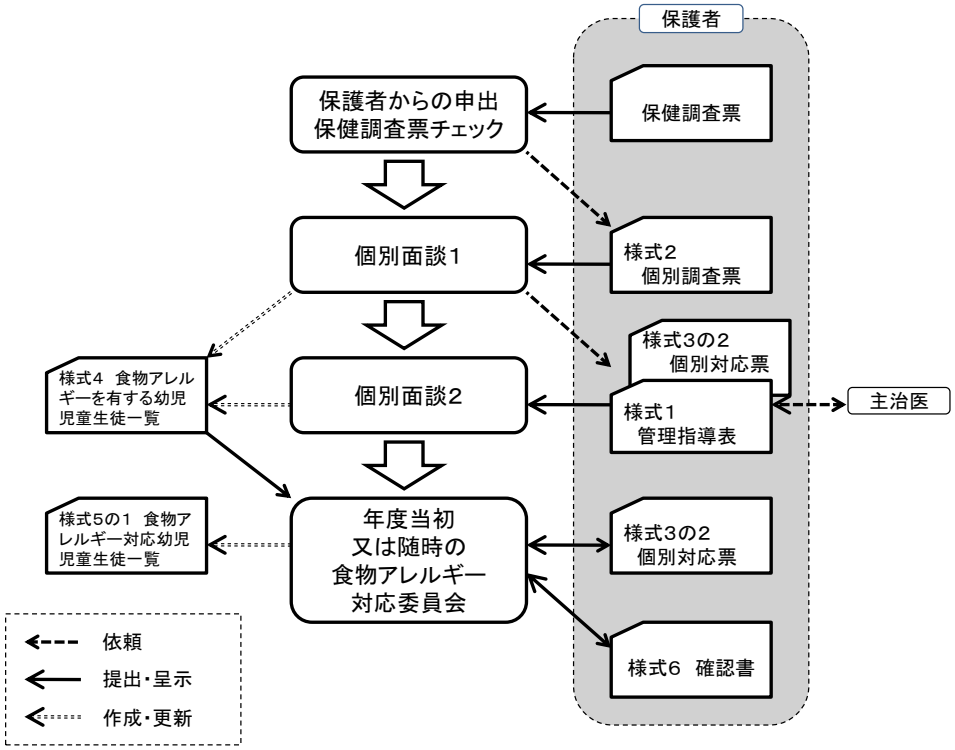

５−３−１−①（中）　食物アレルギーに関する小中連絡会

① 入学説明会までに、食物アレルギーに関する小中連絡会を開催し、小学校に食物アレルギー対応の必要な児童の有無を問い合わせる。

② 小学校の担当者が、小学校で提出を受けた管理指導表及び個別対応票に基づき、児童の食物アレルギーの既往歴や経過、学校給食における対応の内容について、中学校の担当者に連絡する。

（図１３　基本的な対応方針の決定までの流れ（小学校で対応を行っていた生徒））

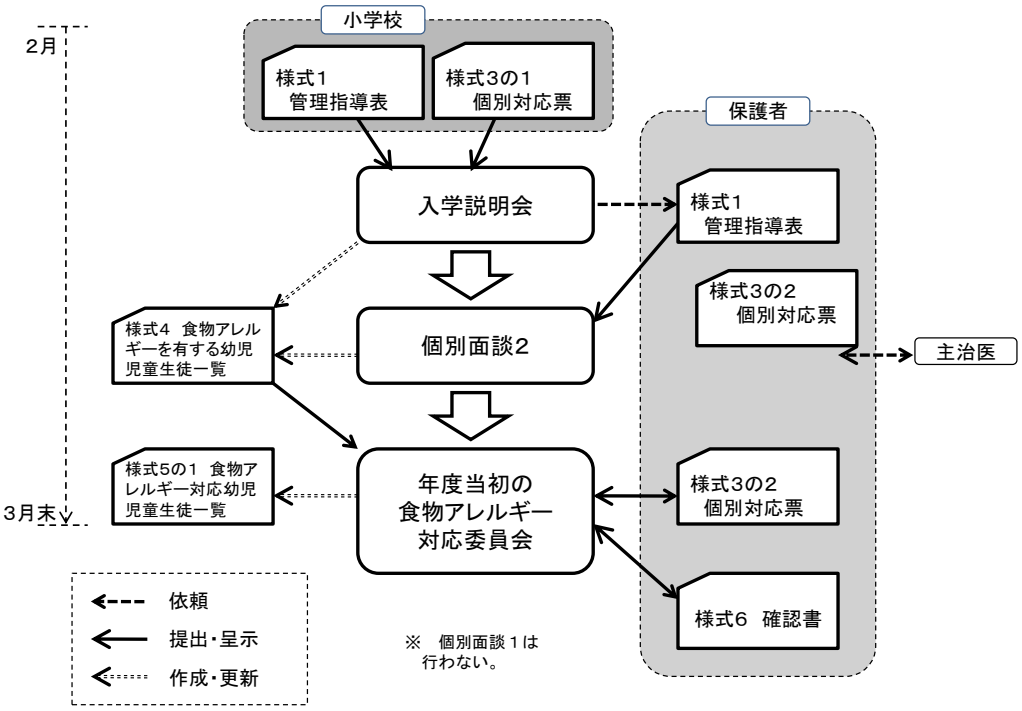

５－３－１－②（中）　入学説明会

①　自校の学校給食の実施方式及び食物アレルギー対応の概要について説明する。

②　新たに（中学生になって初めて）食物アレルギー対応を希望する児童については、保護者に個別調査票の用紙を渡し、個別面談１の実施日を決める。

③　小学校で食物アレルギー対応を行っており、中学生になっても引き続き食物アレルギー対応を希望する児童については、保護者に個別対応票の用紙を渡し、個別面談２の実施日を決める。

ただし、事情の変化がある場合は、管理指導表の提出を依頼する。

この場合において、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

５－３－１－③（中）　個別面談１

①　個別調査票を基に、保護者と面談を行う。

②　個別調査票の内容を確認し、問１で「ある」、問４で「ある」、問６で食物アレルギーへの対応を「希望する」と回答しているときは、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

③　後日の面談日を設定する。

④　面談の結果、食物アレルギーを有するが食物アレルギー対応を行わないこととなった生徒については、確認書（様式６）を作成する。

また、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）に記録し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

【個別面談１のポイント】

1　年度当初の食物アレルギー対応委員会に出席する複数の職員で対応する。

2　個別調査票の内容を確認する際は、問２の回答に関し、どの程度の量の原因食物を食べた場合にどのような症状が出るのか等、補足的に聞き取る。

3　学校給食における食物アレルギー対応について、その内容を説明した上で、希望するかどうかを確認する。

4　個別調査票の問１、問４及び問６の回答内容を踏まえ、食物アレルギー対応が必要と考えられる生徒の保護者に、管理指導表及び個別対応票の用紙を渡す。

5　食物アレルギー対応を希望しない場合でも、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるなど、重篤なアレルギーを有するおそれがある場合は、管理指導表の提出を依頼し、緊急時の対応の体制を構築する。

５−３−１−④（中）　個別面談２

①　保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

②　保護者が学校給食における食物アレルギー対応を希望する場合、個別対応票及び食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）にその内容を記録し、食物アレルギー対応委員会に報告する。

【個別面談２のポイント】

1　年度当初の食物アレルギー対応委員会に出席する職員で対応する。

2　管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。
　個別対応票については、「アレルギーの原因食物及びそれを食べたときの症状の発症等」に関し、補足事項を聞き取る。

3　学校給食における対応について協議する。
- 代替弁当、除去食又は代替食の提供等
- 喫食する場所
- 給食当番、除去食の運搬等

4　その他の学校生活上の留意点について詳しく聞き取る。
- 食物・食材を扱う授業・活動
（野菜の栽培、調理実習等）
- 作業、掃除等
- 運動、部活動等（時間割の配慮）
- 宿泊を伴う校外活動
- 薬の管理

５−３−１−⑤（中）　年度当初の食物アレルギー対応委員会

②　　個別面談等の結果を基に、基本的な対応方針を検討し、決定する。

②　学校給食において食物アレルギー対応を必要とする生徒については、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）を作成する。

③　食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５−３−２（中）　新入生以外の生徒の基本的な対応方針の決定まで

新入生以外の生徒について、

ア　在校生において新たに食物アレルギーを有することが判明した場合

イ　他校で食物アレルギー対応を受けていた生徒が転入した場合

等に基本的な対応方針を決定するまでの流れは、図１４のとおりです。

（図１４　在校生の基本的な対応方針の決定までの流れ）

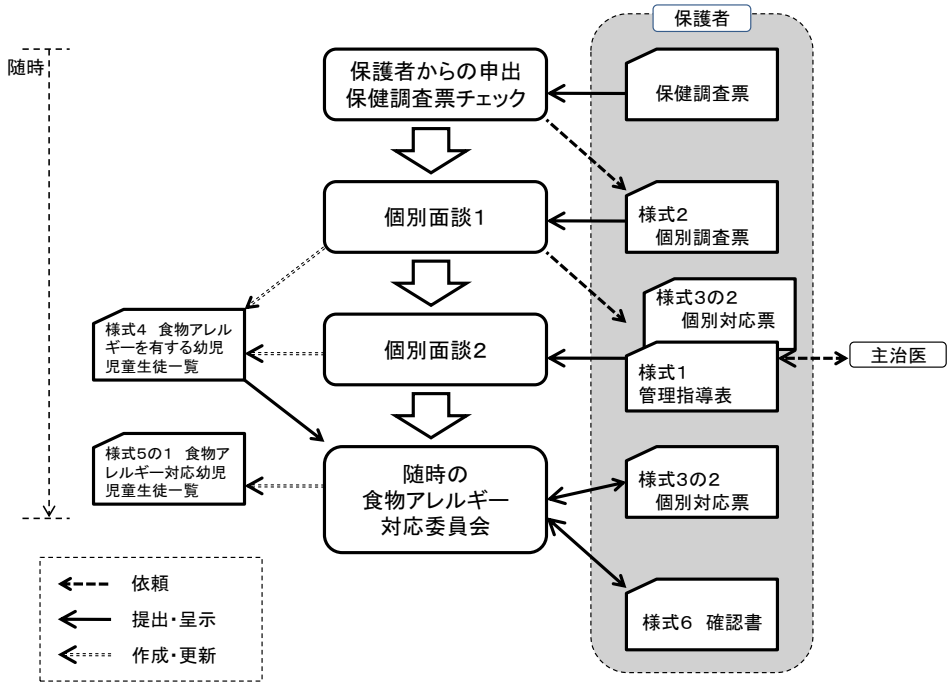

なお、イの場合は、事前に、保健調査票や前籍校から送付された健康診断関係書類を確認するとともに、必要に応じて、前籍校からの申し送りを受けるものとします。

５−３−２−①（中）　保護者からの申出・保健調査票のチェック

①　保護者から生徒の食物アレルギー対応について申出があった場合又は保健調査票において食物アレルギーが「ある」という回答があった場合、個別調査票の提出を依頼する。

②　個別調査票の内容を確認し、問１で「ある」、問４で「ある」、問６で食物アレルギーへの対応を「希望する」と回答しているときは、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。

なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。

５−３−２−②（中）　個別面談１・２

①　保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の内容を確認する。

②　保護者が学校給食における食物アレルギー対応を希望する場合、個別対応票及び食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）にその内容を記録し、食物アレルギ

ー対応委員会に報告する。

５－３－２－③（中）　随時の食物アレルギー対応委員会

① 個別面談等の結果を基に、基本的な対応方針を検討し、決定する。
② 学校給食において食物アレルギー対応を必要とする場合は、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）を作成する。
③ 食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５－３－３（中）　基本的な対応方針の変更

中学校で食物アレルギー対応を行っている生徒について、基本的な対応方針を変更する場合の流れは、図１５のとおりです。

（図１５　基本的な対応方針の変更の流れ）

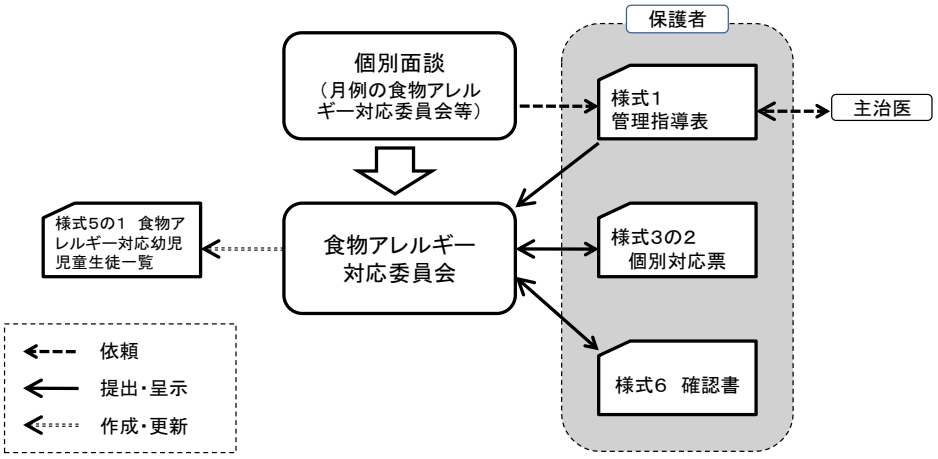

５－３－３－①（中）　個別面談

① 月例の食物アレルギー対応委員会等の機会に、保護者と面談し、医師の指示があることを前提に、基本的な対応方針の変更を要するような事情の変化があるかどうか確認する。
② 事情の変化等がある場合は、管理指導表及び個別対応票の提出を依頼する。
　なお、管理指導表については、保護者から主治医に記載を依頼する。また、必要に応じ、その他詳細な資料の提出を依頼する。
③ 基本的な対応方針を変更しようとする場合は、その内容について担当教諭に確認し、食物アレルギー対応委員会に報告する。
　基本的な対応方針の変更を要さない場合は、直近の主治医受診日を確認し、個別対応票の別紙の面談記録欄に記載しておく。（管理指導表の提出や確認書の作成は不要）

５－３－３-②（中）　随時の食物アレルギー対応委員会

① 基本的な対応方針を変更しようとする場合、個別面談の結果や提出された資料を基に検討し、決定する。

変更内容を個別対応票に記録する。

また、必要に応じ、食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧（様式４）、食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧（様式５の１）等の記載内容も変更する。

② 食物アレルギー対応委員会での決定内容について、確認書（様式６）を作成する。その際は保護者に、資料のコピーを添え確認書のコピーを渡す。

５－３－４（中）　進級時の対応

中学校で食物アレルギー対応を行っている生徒が進級する場合の流れは、図１６のとおりです。

（図１６　進級時の流れ）

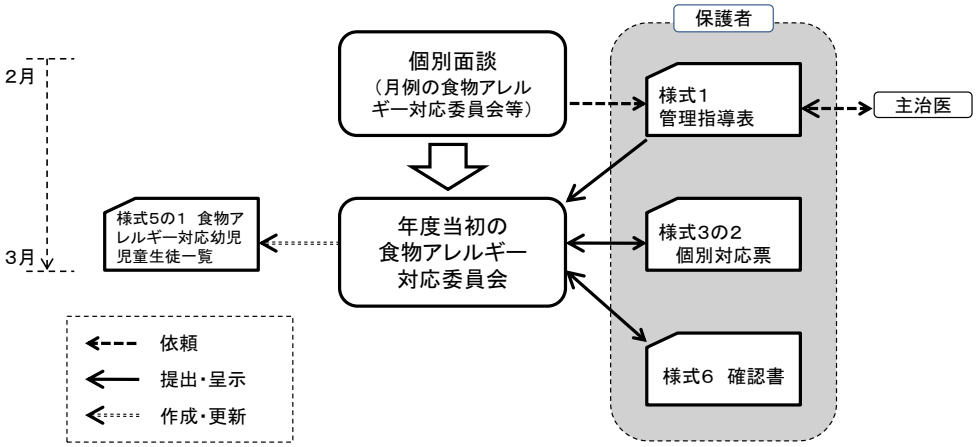

① 月例の食物アレルギー対応委員会等の機会に、保護者と面談し、管理指導表及び個別対応票の記載内容の変更の有無を確認する。

１年に１度は受診して、アレルギーの状態を確認する必要があるので、受診していない場合は受診を依頼する。

② その他は、５－３－３に準じて、必要であれば基本的な対応方法を変更する。

③ 決定した事項は、新年度の職員に確実に引継ぐ。必要な場合は、学校医の意見を聞く。

６　学校給食等における対応

６－１　学校給食における食物アレルギー対応の概要

学校給食等における食物アレルギー対応の流れは、図１７のとおりです。

（図１７　学校給食における食物アレルギー対応の概要）

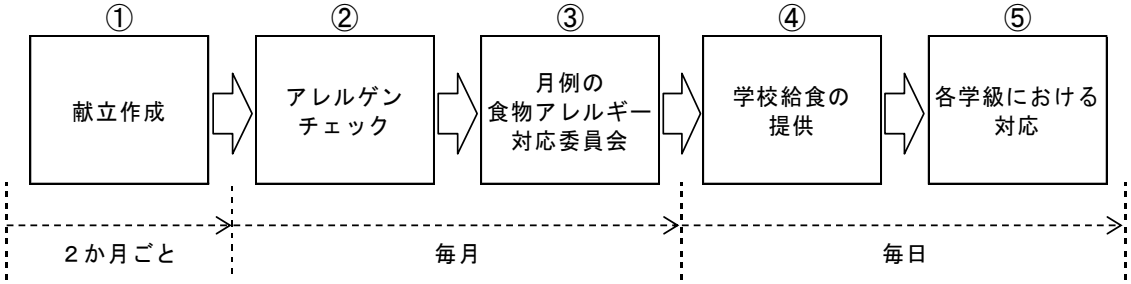

６－２　学校給食の献立作成の考え方

学校給食の献立は、栄養価、食品構成、食育、季節（旬）、行事食、地産地消、嗜好、衛生面、調理作業、アレルゲン等を考慮して作成し、食材は可能な範囲でアレルゲンを含まないものを選定するなど配慮します。

６－２－１　献立作成時に配慮する原因食物

献立作成の際に、一定の原因食物の使用については、次のとおり配慮します。

①　特に重篤度の高い原因食物　：　そば・落花生（ピーナッツ）

そば　… 使用しない。
そばを含む加工食品や同一工場、製造ライン使用による加工食品も使用しない。

落花生 … 使用しない。
同一工場、製造ライン使用による加工食品は使用する。

②　特に発症数の多い原因食物　：　卵・乳・小麦

- パンは、脱脂粉乳が含まれないものを使用する。
- １回の給食で、主な副食２品に同じ原因食物を使用しない。（調味料を除く。）
- 加工食品は、できる限り添加物として原因食物が含まれないものを選定する。

● マヨネーズは使用しない。

● ハム、ベーコン、ウィンナー等の畜肉製品は、卵・乳・小麦が含まれないものを使用する。

● かまぼこ、ちくわ、なると、さつま揚げ等の魚肉の練り製品は、卵・乳・小麦が含まれないものを使用する。

● ハンバーグ、つくね、肉だんご、ぎょうざ、シュウマイ等は、卵・乳が含まれないものを使用する。（小麦は、含まれるものも使用する。）

６−２−２　調理等の工夫

調理等において、次のとおり配慮します。

① 原因食物を使用しない調理方法も採り入れる。

（例） 小麦のてんぷら粉 → 米粉のてんぷら粉
シチュー類のルウ ： 小麦粉 → 米粉
シチュー類のルウ ： バター → サラダ油
シチュー類のルウ ： 牛乳 → 豆乳
うどん → 米粉麺
マカロニ → 米粉マカロニ
ムニエルの小麦粉 → 米粉

② デザートは代替食を採り入れる。

（例） アイスクリーム → シャーベット、ゼリー
ケーキ → 乳・卵・小麦を使用しないケーキ
プリン → ゼリー

６−３　アレルゲンチェック

学校給食等の日々の献立について、次のとおりアレルゲンが含まれるかどうかを確認（チェック）し、月例の食物アレルギー対応委員会において具体的な対応内容（食べるか食べないか等）を決定します。

なお、献立の内容にかかわらず学校給食等を食べないと決定されている場合（１７ページ）は、チェックの必要もありません。

６−３−１　アレルゲンチェックから食物アレルギー対応委員会までの流れ

学校給食においては、表１２に掲げる資料（以下「資料セット」という。）を用いて、次の流れにより具体的な対応内容（食べるか食べないか）を決定します。

① あらかじめ定められたアレルゲンチェックの担当者が、資料セットを準備する。
学校給食献立表（資料１）にアレルゲンのチェック内容及び対応食の有無を記載の上、資料セットを保護者に配布する。
※ 食品内容明細書（資料３）は、年度当初等に必要に応じて配布し、変更、追加があればその都度配布する。

（表１２　アレルゲンチェック資料セット）

番号	資料名	配布時期	備考
資料１	学校給食献立表	毎月	図１８で例示
資料２	食品のアレルギー表示一覧	毎月	図１９で例示
資料３	食品内容明細書	年度当初等	図１９で例示
資料４	配膳図	毎月	

（図１８　学校給食献立表の例）

【小学校児童用】

特定原材料８品目をイラスト表示している。

姫路市教育委員会

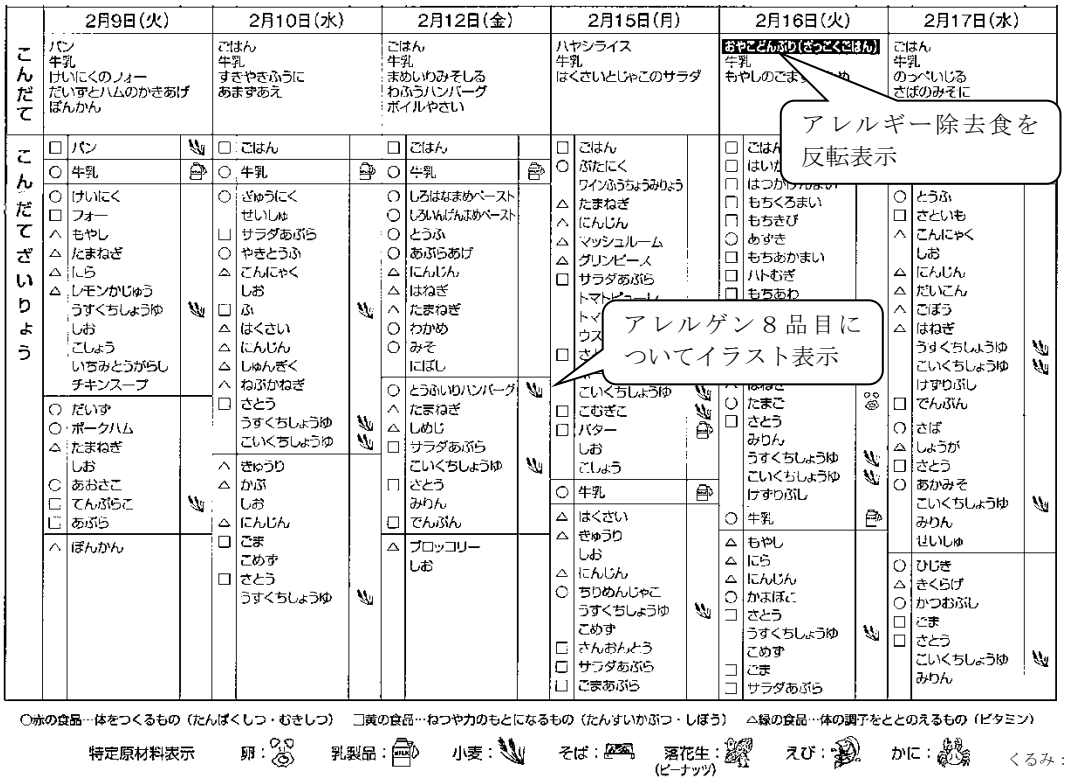

【アレルギー対応委員会資料用献立表】

献立ごとに、使用している原材料の詳細がわかるものとしている。

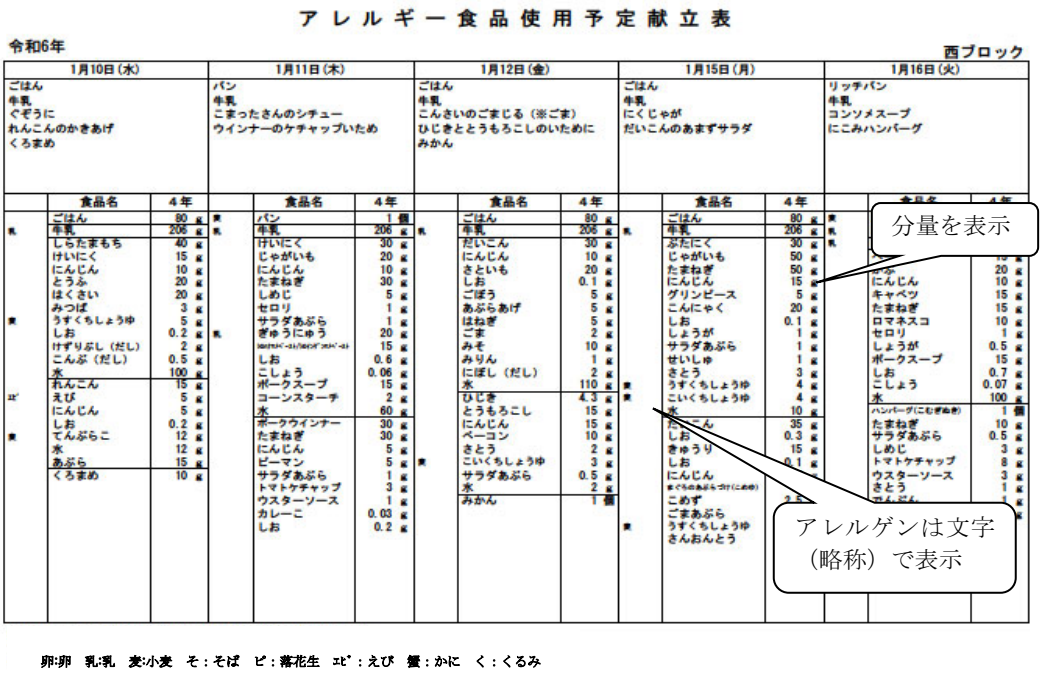

（図１９　食品のアレルギー表示一覧及び食品内容明細書の例）

【食品のアレルギー表示一覧】

特定原材料等２８品目を含む食品は全て表示している。

特定原材料等２８品目を含む食品は全て表示

食品のアレルギー表示一覧

2024年度 4月分　　食品のアレルギー表示一覧

日	献立名	材料名	卵	乳	小麦	えび	かに	そば	落花生	くるみ	アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	カシューナッツ	キウイフルーツ	牛肉	ごま	さけ	さば	ゼラチン	大豆	鶏肉	バナナ	豚肉	まつたけ	もも	やまいも	りんご	食品明細番号
11	パン	パン			○																										J-01
	牛乳	牛乳(普通)		○																											
	ワンタンスープ（米粉）	豚もも(大型)脂付																								○					
		ワンタンの皮（米粉）																													D-35
		しょうゆ（淡）（ヒガシマル）			○																		○								G-02
		ポークブイヨン																								○					G-42
		こしょう																													G-17
	ジャーマンポテト	ベーコン（タケダバラ）																								○					A-03
		サラダ油（日清オイリオ）																					○								G-08
		こしょう																													G-17
12	牛乳	牛乳(普通)		○																											
	あんかけどんぶり（ねぎ）	豚もも(大型)脂付																								○					
		サラダ油（日清オイリオ）																					○								G-08
		みりん(住乃井)																													G-11
		しょうゆ（淡）（ヒガシマル）			○																		○								G-02
		しょうゆ（濃）（キッコーマン）			○																		○								G-01
		でんぷん																													F-10
	ごぼうのかき揚げ（大豆フレーク）	大豆フレーク																					○								E-25
		てんぷら粉			○																										D-20
		油（日清オイリオ）																					○								G-07
15	牛乳	牛乳(普通)		○																											
	カレーライス（米粉）＃	牛肉(ももばら)																○													
		カレー粉（マドラス）																													G-18

加工食品は全て表示

「A-03」の明細書

【食品内容明細書】

学校に各１冊配布するほか、必要に応じて保護者に配布する。

内容に変更があった場合は、差し替える。

原材料の詳細を確認することができる

学校給食用 食品内容明細書　A-03　提出日 令和3年1月8日　申請年月日

商品コード	610007500	食品名	無塩せきベーコンばら肉	商品名	タケダ 無塩せきベーコンばら肉10㎜短冊100g単位
規格	1kg	入数		内容量	袋
正味重量又は固形量					
納品単位	kg	内装包材	PE,PA	外装包材	ダンボール
正体箱の寸法	（縦×横×高）	× × cm			
保存方法及び期限表示	保存温度帯	冷蔵(10℃以下)	保存温度	10	
	賞味期限(製造後)	10 日	保管温度	10	
	消費期限	日	製造日日付の有無	無	
JAS法規格対象の有無	有（等級）		無	●	
冷凍食品の分類					
納入業者	住所	兵庫県姫路市白浜町甲841-47	業者コード		
	会社名	株式会社 泉平 印			
	(TEL)	079-245-2111			
販売元	住所	大阪府大阪市浪速区大国2－16－15	製造工場	住所	大阪府羽曳野市向野2－5－18
	名称	タケダハム株式会社		名称	タケダハム株式会社 本社工場
	(TEL)	06－6632－4717		(TEL)	072－953－4181

食品内容
- ・食物アレルギーの原因となるような食品（特定原材料）については詳しく記入。
- ・遺伝子組換え対象作物を使用している場合は、原材料の重量に占める割合の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものについては、必ず分別・不分別を記入。
- ・食品添加物については、添加物名・使用量・使用目的を必ず記入。

2015成分表 食品番号	商品に表示している原材料名	原材料名（食品添加物名）	特定原材料名（アレルギー源）	配合割合 %	GMO 分別 不分別	原料の産地（上位3位以内を記入。但し4位以下は、3位の枠の続きに記入のこと）			メーカー名
11129	豚ばら肉		豚肉	96.22		鹿児島県	宮崎県	福岡県他	ナンチク他
17012	食塩			2.06					日本海水
		海水				兵庫県			
03003	砂糖			1.71					日新製糖他
		さとうきび				タイ	オーストラリア	日本他	
		甜菜			分別	北海道			
	香辛料抽出物			0.01		インド	スリランカ	ドイツ他	カネカサンスパイス他
			合計	100.00					

栄養成分（100gあたり）

計算値若しくは分析値（自社・公的機関）の該当するものに●をつける。

計算値（2015成分表） ●　分析値　自社　公的機関

＊は必須入力項目

項目		値	単位
＊エネルギー		369	kcal
		1550	kJ
＊水分		51.2	g
＊たんぱく質		11.2	g
＊脂質		33.4	g
＊炭水化物		1.8	g
＊灰分		2.4	g
無機質	＊ナトリウム	740	mg
	＊カリウム	180	mg
	＊カルシウム	3	mg
	＊マグネシウム	12	mg
	＊リン	100	mg
	＊鉄	0.5	mg
	＊亜鉛	1.3	mg
	銅	0.03	mg
	マンガン	0.01	mg
	ヨウ素	0	μg
	セレン	0	μg
	クロム	0	μg
	モリブデン	0	μg
ビタミン A	＊レチノール	8	μg
	＊β-カロテン当量	0	μg
	＊レチノール当量	8	μg
ビタミン	D	0.1	μg
	E(α-トコフェロール)	0.3	mg
	K	1	μg
	＊B_1	0.38	mg
	＊B_2	0.09	mg
	ナイアシン	3.5	mg
	B_6	0.19	mg
	B_{12}	0.3	μg
	葉酸	2	μg
	パントテン酸	0.52	mg
	ビオチン	0.0	μg
	＊C	1	mg
脂肪酸	飽和	12.83	g
	一価不飽和	15.35	g
	多価不飽和	2.93	g
コレステロール		58	mg
食物繊維	＊水溶性	0.0	g
	＊不溶性	0.0	g
	＊総量	0.0	g
＊食塩相当量		1.9	g

①上記原材料で特定原材料を使用している場合は、●をつけること。
②同一製造ライン上で特定原材料を使用した別製品を製造している場合は、▲を付けること。
③製品には本来含まれないが、触媒等で使用した特定原材料には×を付けること。
④下表は、食物アレルギー症状を持つ保護者の極めて重要な情報であるため、正確を期すこと。

特定原材料名（太字は7大アレルゲン）

▲ **卵**	▲ **乳**	▲ **小麦**	**そば**	**落花生**	**えび**	コード 1
かに	あわび	いか	いくら	オレンジ	カシューナッツ	コード 2
キウイフルーツ	▲ 牛肉	くるみ	▲ ごま	さけ	さば	
▲ ゼラチン	▲ 大豆	▲ 鶏肉	バナナ	● 豚肉	まつたけ	
もも	やまいも	▲ りんご	アーモンド			

② 保護者は、資料セットによりチェックし、学校給食献立表（資料１）に対応食の希望の有無を記入し、食べることのできない献立に赤色で×印を付けて学校へ提出する。

③ 担当者は、保護者が提出した資料１をもとに間違いや漏れがないかどうか確認する。

その上で、配膳図（資料４）の対象者が食べることのできない献立に赤色で×印を付けるとともに、除去食又は代替食の提供が可能であれば記入する。

④ 月例の食物アレルギー対応委員会において、保護者同席の上、次の事項について確認・決定を行う。

・ 食べない献立
・ 除去食又は代替食の提供
・ 代替食持参

（図２０ アレルゲンチェック等の流れ）

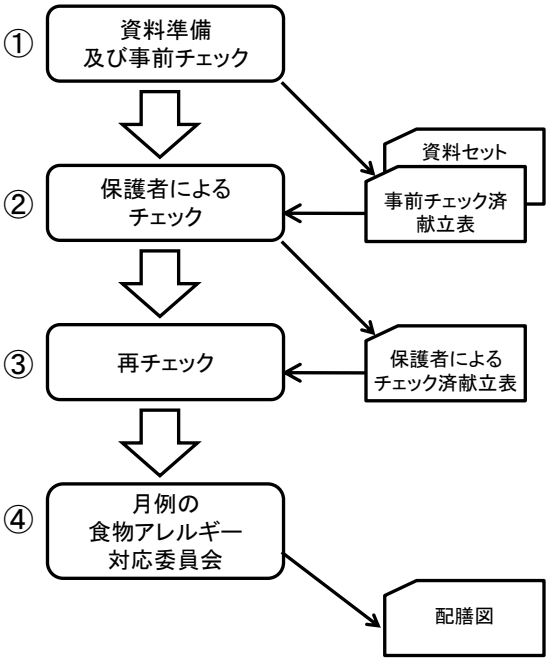

⑤ 対応委員会で承認された配膳図（資料４）を対象者の属する学級の教室に掲示する。
また、月別食物アレルギー対応予定一覧（様式７）を作成し、関係職員に配布する。

６−３−２ 除去食又は代替食の提供

月例の食物アレルギー対応委員会において食べないことと決定した献立について、除去食又は代替食を提供する場合は、次のように対応します。

○ 学級担任は、事前に個々の児童生徒の対応食の喫食について把握しておく。
○ 栄養教諭は、献立や材料の変更がある場合、速やかに関係職員に連絡する。
○ 万が一、除去食又は代替食の提供前に、アレルゲンの混入や除去食の取り忘れがあった場合又はそのおそれがあると判断される場合は、校長の判断により、それらの提供を中止する。その場合の対応については、あらかじめ保護者の了解を得て決めておく。
○ 持参した弁当を学校給食用食器へ移し替える場合は、各学級で対応する。

６－４　調理場における対応

安全性を最優先するため、食物アレルギー対応は、調理場の施設設備及び配置人員に鑑み無理なく対応できる範囲で実施します。

６－４－１　除去食等の設定の考え方

除去食は、除去するアレルゲンの品目数や調理手順を踏まえ、安全に調理することができる献立について設定します。

６－４－２　除去食の調理

単独校調理場方式の調理場（給食室）における除去食の調理作業は、次のとおりです。

○　当日、除去食対応に関するものの準備をする。
○　食物アレルギー対応委員会で定められた方法により、出席状況等の連絡を受け、作業工程表を見直す。
○　作業工程表及び学校給食アレルギー対応個人票（様式８の１）に従い調理を行う。
○　除去食分の中心温度等の記録を取る。
○　除去食分の保存食を取る。
○　提供の際は、基本的に保温容器及び専用トレイを使用の上、食札（様式９）を置き、学校給食アレルギー対応個人票によりチェックする。
○　万一、混入や取り忘れなどにより除去食の作成ができなかった時は、速やかに校長に報告し除去食の提供を中止する。
○　調理師は、受け取り者、手渡し時間について学校給食アレルギー対応個人票に記録する。

なお、親子方式及び共同調理場（センター）方式における調理場についても、おおむねこれに準じて業務委託契約の内容を定めますが、除去食の提供に関するチェックは学校給食アレルギー対応個人票（様式８の１）に代えてアレルギー対応除去食連絡簿（様式８の２）により行います。

除去食の調理手順の具体例は、図２１のとおりです。

（図２１　除去食の調理手順の例）

【例１　親子丼】

最後にアレルゲンである卵を投入するため、ねぎを入れた後、除去食を取り分け、その後卵を入れて通常食を完成させる。

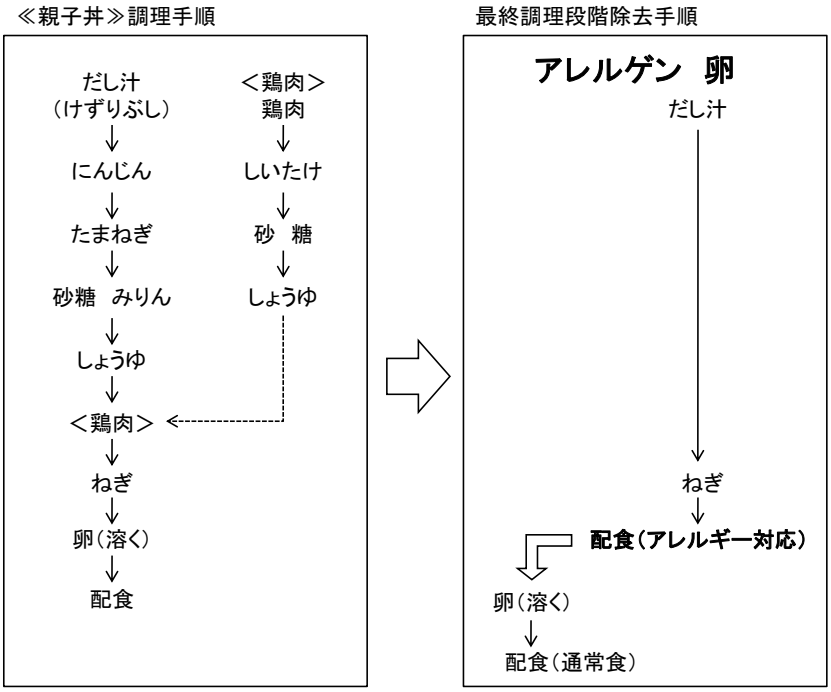

【例２　わかめうどん】

アレルゲンである鶏肉の投入後に、わかめとねぎを入れるため、最終調理段階除去手順によりわかめとねぎを先に入れ、その後に除去食を取り分け、更にその後鶏肉を入れて通常食を完成させる。

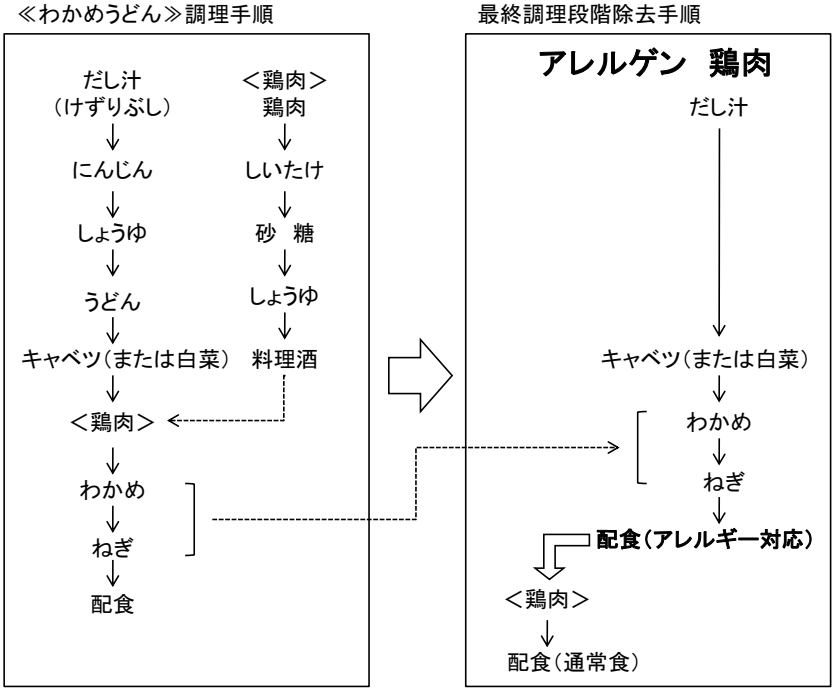

６－５　学級における対応

学校給食等において食物アレルギー対応を行う子供が在籍する学級では、学校給食等の際、誤配や誤食がないよう万全の注意を払う必要があります。（ランチルーム等、教室以外で喫食する場合も同様です。）

その具体的な対応方法は次のとおりです。

６－５－１　朝

毎朝、その日の学校給食等における食物アレルギー対応の内容について確認します。

除去食の提供日であれば、職員室に、教職員の誰もが確認できる方法で、その旨の表示を行い、遅滞なく対応ができるよう啓発を図ります。

【学級担任】

○　個別の連絡ノート等を活用する場合は、保護者からの連絡内容を確認する。
　対象者の配膳図・学校給食献立表を確認し、その日の給食の対応内容を確認する。

○　代替食として家庭から弁当を持参することと決定されている場合は、その持参の有無を確認する。

○　緊急薬（内服薬、エピペン等）が処方されている場合は、その持参の有無を確認する。

６－５－２　給食の準備時

学校給食等の準備時に、「食べない」と決定されている献立が誤って配膳されることのないよう注意します。

可能な範囲で、複数の教職員で確認することが望ましく、特に小学校低学年では留意が必要です。また、幼稚園では、必ず複数の教職員で確認します。

【学級担任　→　学級内の全ての子供】

○　対象者の配膳図及び学校給食献立表を確認し、誤配がないように注意する。
　このとき、給食当番や他の子供に対し、配膳の説明を十分説明する。

○　配膳中に、アレルゲンが対象者の食器等に付着しないように注意する。

○　配食用具（おたま、トング等）について、本来使用すべき献立以外の配食に使用しないよう、注意する。

○　対象者が希望する場合は、代替食として持参した弁当を学校給食用の食器へ移し替える。

【学級担任　→　対象者】

○　対象者が給食当番を務める場合は、アレルゲンに触れることのないように配慮する。

６－５－３　給食の喫食時

「食べない」と決定されている献立を誤って食べることのないよう注意します。

【学級担任　→　対象者】

○　アレルゲンの誤食を防止するため、配膳に間違いがないか、代替食として持参した弁当が揃っているかなどを必ず確認する。

○　除去食を提供する日は、給食室又は配膳室から確実に対象者へ届くように注意する。

★★★誤食を防ぐ最終局面★★★

○　配膳の完了後、喫食前のあいさつ時に、対象者への誤配がないかを最終チェックをしてから食べ始めるように指導する。

（例）「今日の献立は、○○○です。□□さんの給食は大丈夫ですか？」

○　対象者の周囲の他の子供を介したアレルゲンの接触や誤飲・誤食に注意するよう指導する。

特に、牛乳等、アレルゲンが飛び散りやすい場合は、事故を防ぐため座席配置の配慮も視野に入れ対応する。

○　対象者が、おかわりでアレルゲンを含む献立を喫食することのないよう注意する。

配食後量を減らす場合も、アレルゲンを誤って投入してしまうおそれがあるため十分注意する。

【学級担任　→　学級内の対象者以外の子供】

○　食物アレルギーは好き嫌いによるものではないことを理解させる。

その際には、アレルゲンを含む献立を食べることを強要したり勧めたりしないように指導する。

○　対象者の周囲の子供には、アレルゲンの接触や誤飲・誤食の原因を作らないように指導する。

6－5－4　給食終了時

誤食してしまった可能性がないか、注意します。

【学級担任　→　対象者】

○　喫食状況を把握しておく。

○　喫食後の健康状態に変化がないか、観察を行う。

○　少しでも異変が認められる場合は、「８　緊急時の対応等」に従って対応する。

○　牛乳パック等の片付けの際は、飛散したアレルゲンへの接触が起きることのないよう注意する。

6－6　給食費の取扱い

食物アレルギー対応のため、学校給食の一部又は全部の献立を食べない子供については、各学校において、特別の事情がある場合を除き、次のように対応します。

（表１３　食物アレルギー対応の対象者の給食費の取扱い）

区分	食物アレルギー対応の内容	給食費の取扱い
類型１	完全弁当対応する。（全ての献立を食べない。）	全額徴収しない。
類型２	主食を食べない。	主食代金を返金する。
類型３	牛乳を飲まない。	牛乳代金を返金する。
類型４	全ての副食(注)を食べない。	副食代金を返金する。

注　全ての主菜及び副菜（デザート、海苔（のり）等を含む。）をいいます。

7　その他学校生活における対応

7－1　基本的な考え方

９ページ（3－1－2）で前述したとおり、食物アレルギー対応の対象となる活動は、学校給食等だけではありません。学校給食等以外で食物・食材を扱う授業・活動（以下７において単に「授業・活動」という。）に食物アレルギーを有する子供が参加する場合は、特別な管理又は配慮が必要となる可能性があります。

その場合は、事前に、その授業・活動への参加者がアレルゲンに接する可能性（食べるだけでなく、接触、付着等の可能性を含む。）について十分検討した上で、学級担任、養護教諭及び栄養教諭が保護者と話し合い、安全を確認し、了解を得た上で決定します。

7－2　対応の概要

7－2－1　対象者

授業・活動における食物アレルギー対応の対象者は、次の①及び②のいずれにも該当する子供です。

① あらかじめ、基本的な対応方針として、授業・活動で特別な管理又は配慮が必要と決定されていること。

② 当該授業・活動において、その子供のアレルゲンに接する可能性があること。

なお、授業・活動においては、学校給食等では使用することのない食物・食材（そば、生卵等）に接する場合があります。このため、学校給食等においては特段の対応を必要としない子供が、授業・活動においては対応が必要になるケースがあることに留意する必要があります。

7－2－2　食事に関する対応

授業・活動中の食事（調理実習や体験活動において子供が作ったものを自ら食べる場合を除く。）は、学校が用意する場合、業者（宿泊施設等）が提供する場合等様々ですが、いずれの場合でも、学校給食の場合に準じ、二者択一の方針に基づき安全が確保できるよう対応します。

〔対応内容の例〕

- 宿泊施設、昼食提供施設等に依頼して、除去食又は代替食を提供してもらう。
- 学校又は保護者が代替食を手配する。

7－2－3　調理実習、体験活動等に関する対応

その他の授業・活動（調理実習、体験活動等）で食物アレルギー対応が必要と考えられるものの例を、表１４に示します。

調理実習や体験活動では、終了後に作ったものを対象者が食べることだけではなく、対象者がアレルゲンに接触する可能性、飛散するアレルゲンが対象者に付着する可能性等にも配慮する必要があります。

（表１４　食物アレルギーを有する子供に配慮すべき授業・活動の例）

アレルゲン	配慮すべき授業・活動の例
小麦	小麦粘土を用いる学習活動、うどん・パン作り、カレー作り（注）
落花生（ピーナッツ）	豆まき、落花生の栽培
そば	そば打ち、そば殻枕を備えた施設への宿泊
大豆	みそ作り、豆腐作り、きなこ作り、豆まき、しょうゆ工場見学
乳	アイスクリーム作り、乳搾り、牛乳パックを用いる学習活動

注　カレールゥに小麦が含まれている場合がある。

〔対応内容の例〕

- 調理実習や体験活動の内容（使用する食材等）を見直し、アレルゲンに接する可能性のないものに変更する。
- 宿泊施設の同じフロア内又は建物内からそば殻を用いた枕を撤去してもらう。

７－２－４　職員間の連携

授業・活動における食物アレルギー対応は、学級担任、養護教諭及び栄養教諭だけではなく、教科担任その他の関係職員とも連携し、保護者と適宜確認を取りながら進める必要があります。

また、食物アレルギーを有する子供に配慮して調理実習や体験活動の内容を変更する場合は、関係職員で食物アレルギーに関する共通理解を図ります。

７－２－５　子供への指導等

次の場合は、子供に指導する必要があります。

① 遠足等の校外活動で弁当や菓子類を持参させる場合
　食物アレルギーを有する子供との間で安易にそれらの授受をしないよう、指導する。

② 活動の内容（班行動等）の一部を子供同士で話し合って決める場合
　食物アレルギーを有する子供がアレルゲンに接することのないよう指導するとともに、決めた内容を確認する。

７－２－６　部活動について

食物アレルギーを有する生徒が、何らかの症状を起こした場合や誤食の疑いがある場合には、部活動の参加を中止する等、配慮が必要です。

７－３　宿泊を伴う校外活動における対応例

宿泊を伴う校外活動を例にとり、その事前準備から対応までの具体的な実施方法について示します。

①　対象者の把握

ア　校外活動に参加する子供の食物アレルギー（アレルゲン、基本的な対応方針等）

に関して把握します。

② アレルゲンに接する可能性の調査等（食事）

ア　校外活動の担当教諭（以下「行事担当者」という。）は、早めに、校外活動の参加中に提供を受ける食事の内容について、成分を含め調査する。

あわせて、除去食・代替食の提供が可能かどうかも確認する。

イ　学級担任、養護教諭、栄養教諭及び食物アレルギー担当者は、アの食事の内容について、対象者のアレルゲンが含まれるかどうか、チェックする。

③ アレルゲンに接する可能性の調査等（食事以外）

ア　行事担当者は、体験学習、宿泊等、食事以外でアレルゲンに接する可能性があるかどうか調査する。（7－2－3参照）

イ　アの調査の結果を踏まえ、可能であれば、校外活動に関係する教諭の間で調整し、当該活動の内容を変更する。

④ 食物アレルギー対応委員会の開催

ア　②の食事の内容について、保護者にチェックしてもらう。

チェック内容を確認し、誤りや不明な点があれば、再度保護者へ確認する。

その上で、食事に関する食物アレルギー対応の内容（食べるか食べないか、食べない場合はどのように代替するか）を決定する。

イ　校外活動の行程や③の調査の結果等を保護者に示し、チェックしてもらう。

食事以外で注意が必要な事項があれば聞き取る。

その上で、食事以外の活動に関する食物アレルギー対応の内容を決定する。

ウ　発症時の対応（使用する薬、使用法等）について、保護者から聞き取る。（主治医に再度確認しておくよう、あらかじめ依頼しておく。）

また、緊急時の連絡体制、対応、搬送先等について、保護者から聞き取る。

エ　必要に応じて学校医又は主治医の助言を受ける。

⑤ その他の準備

ア　④で決定した食物アレルギー対応の内容を踏まえ、食事を提供する業者（宿泊施設を含む。）に、必要な対応の実施につき依頼する。

イ　行事担当者は、保護者や旅行業者からの情報を基に、どのような場面でどのような対応を行うか整理し、まとめておく。

また、万一の誤食に備え、食事、宿泊等をする地の周辺の医療機関をリストアップしておく。

ウ　食物アレルギー対応委員会で決定した内容、保護者から聞き取った内容等について、全関係職員の間で共通理解を図っておく。

エ　対象者本人に対して、次の注意事項につき指導しておく。発達段階にもよるが、必要に応じ、保護者にも確認しておく。

- 薬は本人が持参すること。原則として、薬は本人が自分で使用できるように準備しておくこと。
- おやつや飲み物の内容について注意すること。
- 他の子供と安易におやつ等の交換を行わないこと。
- 自由行動及び班別行動での食事内容について注意すること。

・　自分自身でアレルギー表示を確認し、アレルゲンを避けることができるように学習すること。
・　誤ってアレルゲンを含む食べ物を食べた場合は、少しでも早く周囲に知らせること。

⑥　校外活動実施中の対応

ア　対応が決定どおり行われているかどうか、確認する。
　特に、食事に関しては、業者が事前に依頼したとおりに対応しているかどうか、必ず確認する。
イ　⑤エの注意事項について、引き続き対象者本人や他の子供に指導する。
ウ　事故が発生した場合は、保護者に連絡を取り速やかに対応する。必要に応じ、旅行業者と連携する。

7－4　食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食物依存性運動誘発アナフィラキシーとは、アレルゲンを摂取してから２時間以内に一定量の運動をすることにより、アナフィラキシー症状（重篤なアレルギー反応）を起こすものです。食物アレルギーの既往がなくても発症する場合があるので、注意が必要です。

食物依存性運動誘発アナフィラキシー発症の可能性が判明したときは、随時の食物アレルギー対応委員会を開催し、食事後の運動（体育の授業及び部活動を含む。）につき配慮するとともに、発症時の対応方法について決めておく必要があります。

7－5　食物アレルギーの自己管理

食物アレルギーの発症を防ぐには、アレルゲンを避けることが最も重要です。

間違えてアレルゲンを含む食べ物を食べることがないように、子供が自ら表示の見方を覚えて、アレルゲンを自分で避けることが大切です。

そのために、保護者は、医療機関での受診時に、子供の病状や検査結果を聞き、子供の理解度に合わせた話し方で伝えることが必要です。

学級担任、養護教諭、栄養教諭等の職員は、面談時に、保護者に対して、食物アレルギーの自己管理に関する次のポイントを、子供に伝えているかを確認します。

①　自分自身で表示を確認する。
②　容器包装された食品の表示の見方や成分表示の確認方法を理解する。
③　アレルゲンを避けることができる。
④　誤ってアレルゲンを食べてしまい、症状が出たときは、我慢することなく、症状が進行しないうちに周辺にいる大人に伝える。
⑤　食物アレルギーの症状は体調が悪いときには症状が強く出ることを踏まえ、日頃から夜更かしせず、早寝早起きを心掛け、規則正しい生活を送る。

８　緊急時の対応等

ここでいう「緊急時」とは、異常を示す症状の発症だけではありません。

発症がなくても、アレルゲンを含む食べ物を誤って食べた場合や、アレルゲンが皮膚に付着した場合、目に入った場合等も含みます。

緊急時に適切に対応するためには、個々の子供の状況に応じてあらかじめ対応内容を定めた上で、全関係職員が情報共有しておくことが必要です。食物アレルギーに関する緊急時の対応モデル（参考７）及び食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都）（参考１０）を活用してください。

８－１　日常の準備

アナフィラキシーの既往のある子供及びその発症のおそれのある子供については、次のとおり、事故発生時に緊急の対応ができるよう、準備をしておきます。

○　全関係職員に対象者の情報を伝達し、事故発生時にその誰でも対応することが可能な体制を構築する。

○　対象者の個人帳票（１３ページ４－１－１）は、保管場所を全関係職員が把握し、緊急時にはすぐに参照できるようにしておく。

○　対象者にエピペンが処方されている場合は、緊急時個別対応票（様式１３）を作成し、エピペンの保管場所に備えておく。

○　保護者及び主治医との連絡を密接に行い、対応内容の変更があれば修正していく。

８－２　緊急時の対応

緊急時は、次の①～④の手順により対応します。

①　応援要請と周囲の安全確認

○　発見者は、応援を要請し複数で対応する。

○　異常を示す症状の発症がなくても明らかにアレルゲンを誤食した子供や、異常を示す症状を発症した子供は、可能な限りその場で安静にさせる。

○　保護者へ連絡する。

○　保健室等へ連れていく場合は、担架等を用い本人を歩かせないようにする。

○　アレルゲンを摂取した場合、口内に残っていれば吐き出させ、口をすすがせる。

○　アレルゲンが皮膚についた場合は、洗い流させる。

○　アレルゲンが眼に入った場合は、洗眼させる。

②　状態の把握

○　意識状態・呼吸・脈拍・血圧を確認する。

○　経過の把握・基礎情報の把握

○　本人に関する個人帳票（管理指導表・個別対応票等）を確認する。

○　経過を観察し、緊急時個別対応票（様式１３）の裏面の緊急対応経過記録表に記録する。

○　主治医へ連絡する。

（図２２　食物アレルギーに関する緊急時の対応モデル）　※巻末に「参考７」として再掲

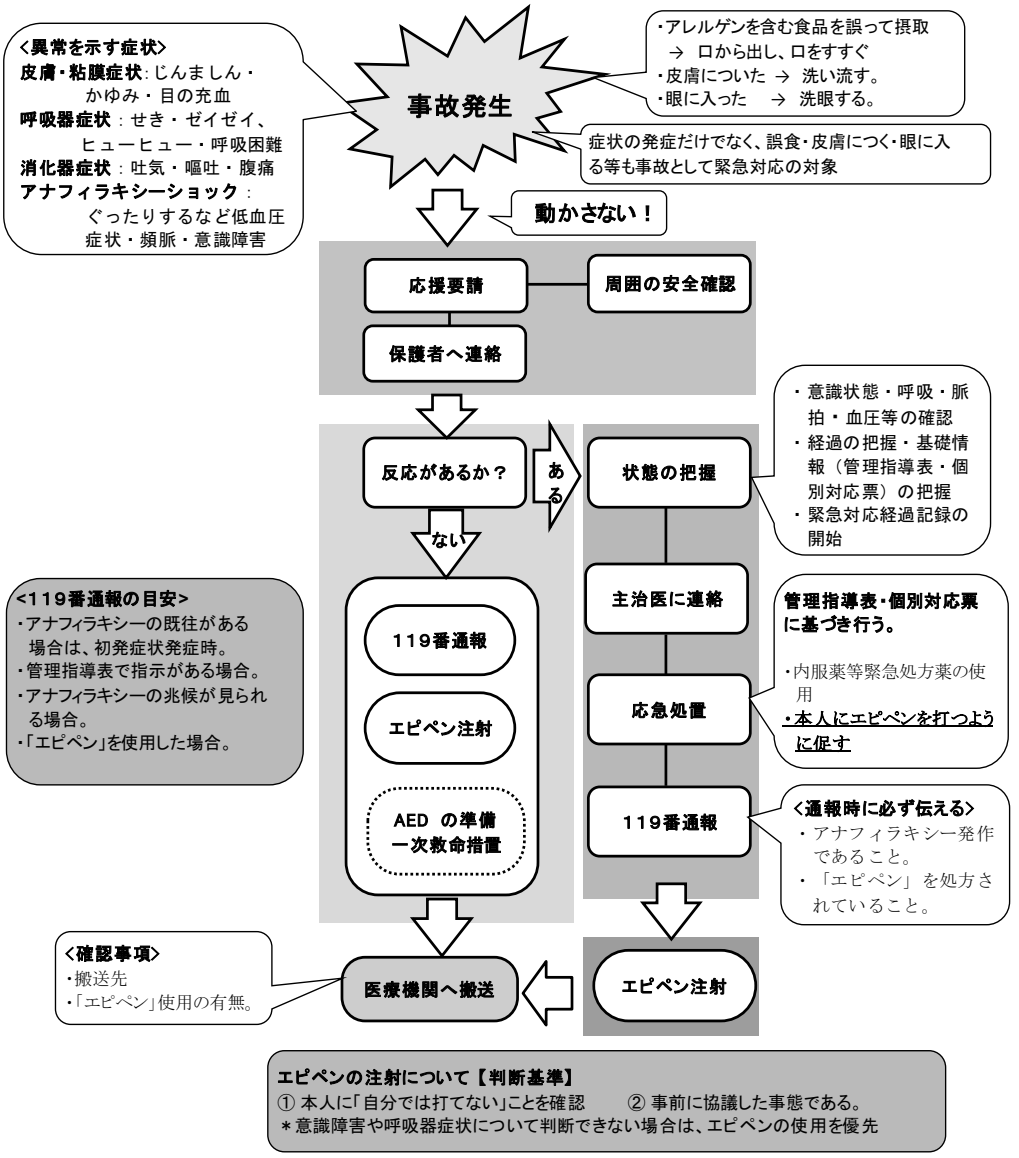

③　応急処置

○　管理指導表及び個別対応票に基づき、応急処置を行う。

○　必要に応じ、緊急時の処方薬（内服薬、エピペン等）を使用する。

エピペンは、本人に打つよう促すほか、本人が打てない場合はその場に居合わせた教職員が打つ。

④　救急要請（１１９番通報）

○　次のような場合は、救急要請を行う。

- アナフィラキシーの既往がある子供にあっては、初発症状を発症した場合
- 管理指導表において主治医の指示がある場合
- アナフィラキシーの兆候が疑われる場合
- エピペンを使用した場合

○　救急要請の際は、次の事項を必ず伝える。

- アナフィラキシー発作の疑いがあること。
- エピペンを処方されていること。

８－３　教職員によるエピペンの注射

教職員が応急処置としてエピペンを注射するかどうかの判断基準は、次のとおりです。

・　本人に「自分では打てない」ことを確認していること。
・　事前に、保護者と協議し、緊急時に教職員がエピペンを注射することについて了解を得ていること。

エピペンを使用するべき状態かどうか判然としない場合もあると考えられますが、エピペンの使用によって症状が悪化することはない（専門医からの助言）ため、そのような場合はエピペンを使用して差し支えありません。

なお、医師等ではない者によるエピペンの注射については、医師法第１７条の規定に抵触しないことが、巻末の「参考６」のとおり、平成２５年に文部科学省と厚生労働省の間で確認されています。

８－４　事故の報告

食物アレルギー対応に関する事故とは、症状の発症に至った事案のみを指すのではなく、発症には至らなかったものの事前に決定していたとおりの対応を行わなかった事案も含みます。

症状の発症の有無にかかわらず、事故が発生した場合は、まず第一報を健康教育課に口頭（電話）で報告します。

その後、学校内で事故発生原因の検証、再発防止策の確認等を行った上で、健康教育課に事故報告書（保存食の提供依頼を伴う場合（後述）は様式１１の１、その他の場合は様式１１の２）を提出します。

９　アレルゲンと対応のポイント

主なアレルゲンの特性や留意点は次のとおりであり、次ページ表１５のアレルゲンの表示に関する用語も踏まえつつ、適切に食物アレルギー対応を行います。

①　鶏卵

○　鶏卵は、加熱により抗原性が大きく低減する。

○　卵黄より卵白のほうが抗原として反応することが多く、子供が耐性を獲得する過程においては、先に卵黄から食べられるようになる場合が多い。

○　鶏卵アレルギーと診断された場合、鶏卵のみでなく、あひるやうずらの卵等、一般的に使用される食用鳥卵についても対象となる。

しかし、他の生物の卵（魚卵・は虫類卵・昆虫卵）は対象に含まない。

○　紛らわしい食品として卵殻カルシウムがあるが、鶏卵とはアレルゲンとして別物である。

②　牛乳

○　牛乳は、加熱や発酵を経ても、抗原性を低減させることは難しい。

○　乳は、牛の乳より調製・製造された全ての食品について表示が必要である。（乳製品はアレルギー表示の代替表記等が複雑であるため、表記をわかりやすく説明する。）

なお、牛以外の乳（ヤギ乳、めん羊乳等）は表示の対象外とされている。

○　紛らわしい食品として乳化剤、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、乳酸菌があるが、牛乳とはアレルゲンとして別物である。

③　小麦

○　小麦は、様々な食品に、原材料の一部として使用されることが多く、さらに最終製品となる食品を見ただけでは使用されていることが判別できないことがほとんどである。しかし、小麦によるアレルギーの症状は重く、また、食生活の欧米化に伴い患者数増加の傾向があり、即時型のアレルギー物質の中で主要なものの一つとなっているので、記載漏れには注意が必要である。

○　醤油については、原材料に小麦の表示があるが、完成した醤油には小麦のたんぱく質は残存しないため、小麦アレルギーを有していても特に敏感な子供（１１ページ３－２－２を参照）でなければ基本的に除去する必要はない。

○　紛らわしい食品として麦芽糖があるが、小麦とはアレルゲンとして別物である。

大麦・ライ麦等も、小麦とはアレルゲンとして別物である。

④　大豆

○　大豆アレルギーを有していても、大豆以外の豆類の除去が必要であることは少なく、豆類を一くくりにして除去することはない。

○　大豆油については、大豆のたんぱく質はほとんど含まれないため、大豆アレルギーを有していても特に敏感な子供でなければ基本的に除去する必要はない。

○　醤油、味噌等の大豆を原料とする調味料については、大豆アレルギーを有していても特に敏感な子供でなければ食べることができる場合が多いため、主治医に摂取できるかどうか確認する。

⑤ 魚

○ 「青身魚」や「白身魚」のように、魚類を色で区別して除去するかどうか決める必要はない。また、甲殻類、軟体類及び貝類は、それぞれ魚類とは別の抗原を有し、魚介類と一くくりにして除去することはない。

○ 魚類の出汁（だし）については、魚アレルギーを有していても特に敏感な子供でなければ食べることができる場合が多い。

⑥ 果物・野菜

○ 果物や野菜は、加熱により抗原性が低減するため、生の野菜や果物で症状が出る場合でも、加熱すれば食べることができる場合も多い。

⑦ ピーナッツ

○ ピーナッツと樹木ナッツ類（クルミ・カシューナッツなど)、ごま等を一くくりにして除去しない。

⑧ そば

○ そばは、日本において重篤なアレルギー疾患の原因物質である。そばアレルギーの患者の中には、ごく微量のそばが混入していても重篤な症状が出る場合があり、コンタミネーション（混入）に特に注意する。

（表１５ アレルゲンの表示に関する用語）

用語	意味
乳化剤	牛乳とは全く関係ない添加物で、混ざりにくい２つ以上の液体をクリーム状にする作用がある。代表的なものに卵黄や大豆由来のレシチンがある。
乳酸菌	発酵によって乳酸を産出する細菌の総称で、ヨーグルトや乳酸菌飲料など乳製品の発酵によく利用されるが、菌そのものは牛乳とは関係ない。
乳糖（ラクトース）	牛乳や母乳に含まれる二糖類を指す。本来乳糖そのものはアレルギー症状を誘発しないが、加工食品に使用される乳糖は牛乳からの精製過程で乳たんぱくが混入するため、牛乳の代替表記としても認められている。
カゼイン、ホエイ（乳清）	いずれも乳たんぱくである。しかし、そのもので牛乳の代替表記としては認められていない。
たんぱく加水分解物	「うま味」調味料の原料として使われているアミノ酸混合物を指し、原料（大豆、小麦、トウモロコシなど）のたんぱく質を加水分解して生成される。
でんぷん（スターチ）	トウモロコシ（コーンスターチ）、米、小麦、馬鈴薯（片栗粉のほとんどがこれ）、甘藷、タピオカ（キャッサバ）、豆類でんぷんがある。
デュラムセモリナ	デュラムはグルテンの含有が多い硬質小麦という小麦の種類の名前で、セモリナ粉とはこの硬質小麦の中心の芯の部分だけを使用して挽いた粉のことをいう。
酵母	酵母は糖分に作用してアルコールと炭酸ガスに分解する働きをもつ発酵菌（イーストなど）である。パン酵母はパンを製造するのに適した酵母で、パンの成分を含むものではなく、小麦の代替表記としても認められていない。
ゼラチン＊	たんぱく質の一種で、水に溶いて加熱した後冷やすと固まる。主に、牛・豚・鶏などから作られ、ゼリーなどのお菓子の他、ハム、ソーセージなどの結着剤としても使用される。
キャリーオーバー＊	材料として加工品を用いた場合、それに含まれている添加物のことで、最終製品ではそれ自身の働きは失っている。アレルギー表示の対象となる。
コンタミネーション＊	食品を製造するときに、機械や器具からアレルゲンが意図せずに混入すること。

出典：厚生労働科学研究班「食物アレルギーの栄養指導の手引 2008」（表に再構成）（＊印を付した用語を除く。）

１０　食物アレルギー負荷試験等への学校給食用物資の提供

１０−１　提供の概要

学校給食用の物資については、学校給食衛生管理基準（平成２１年文部科学省告示第６４号）において、校外への持ち出しが原則として禁止されていますが、次の(1)又は(2)の場合に限り、例外的に外部への提供を認めます。

(1) 食物アレルギー負荷試験等に使用する場合

学校給食で用いられる食品に対する食物アレルギー負荷試験等を行おうとする場合、学校給食用に製造されている加工食品等については保護者が入手することができないため、学校を通じて提供するものです。

(2) 学校給食が原因と考えられる食物アレルギー事案が発生した場合

単独校調理場方式、親子方式又は共同調理場（センター）方式の学校給食において、現に食物アレルギーが原因と考えられる事故等の事案が発生した場合に、その原因を迅速に特定するため、当日の献立の保存食の一部を提供するものです。

ただし、保存期間中（２週間）は保存食を開封することができないので、提供するのは保存期間の経過後となります。

１０−２　物資提供の手順

１０−２−１　食物アレルギー負荷試験等に使用する場合の手順

食物アレルギー負荷試験等に使用する場合は、次の手順により、学校給食用に製造されている加工食品等を提供します。

① 保護者からの依頼書の提出　〔保護者 ⇒ 学校 ⇒ 健康教育課〕

学校は、保護者からの申し出を受ければ、物資提供依頼書（様式１０）を用意し、記入を求める。

② 審査・回答　〔健康教育課 ⇒ 保護者〕

健康教育課での審査の結果、物資を提供することができない場合は、食品内容明細書や作り方等に関する資料を保護者に提供する。

③ 調達　〔健康教育課 ⇔ 業者〕

④ 受渡し日程の調整　〔健康教育課 ⇔ 学校 ⇔ 保護者〕

⑤ 受渡し　〔健康教育課 ⇒ 保護者〕

希望に応じて食品内容明細書や作り方等に関する資料を添付する。

⑥ 主治医への提出〔保護者 ⇒ 主治医〕

子供の受診日時に合わせて、保護者が調理した上で、主治医に提出する。

⑦ 負荷試験等の実施〔主治医 ⇒ 子供〕

主治医の管理下で、喫食又は負荷試験を実施する。

１０−２−２　学校給食が原因と考えられる食物アレルギー事案が発生した場合の手順

学校給食が原因と考えられる食物アレルギー事案が発生した場合は、次の手順により、当日の献立の保存食の一部を提供します。

① 保存食の保全依頼　〔健康教育課 ⇒ 調理場〕
健康教育課は、学校からの事故発生の第一報を受け、調理場（学校の調理師又は調理等の業務の受託者）に対し、当日の保存食を廃棄する際は健康教育課に必ず確認するよう依頼する。

② 主治医への確認　〔健康教育課 ⇒ 学校 ⇒ 保護者 ⇒ 主治医〕
学校から保護者を通じ、保存食の提供が必要かどうか、主治医に確認する。

③ 保護者からの依頼書の提出　〔保護者 ⇒ 学校 ⇒ 健康教育課〕
保存食の提供が必要である場合、学校は、物資提供依頼書（様式１２）を用意し、保護者に記入を求める。

④ 受渡し日程の調整　〔(調理場 ⇔) 健康教育課 ⇔ 学校 ⇔ 保護者〕
学校を通じ、受渡し方法等について保護者と協議する。
健康教育課は、当日の保存食は廃棄しないよう調理場に依頼する。

⑤ 受渡し　〔調理場 ⇒ 保護者〕
健康教育課担当者立会いの下、学校又は調理場（学校給食センター等）において保護者に保存食を受け渡す。

⑥ 負荷試験等の実施〔主治医 ⇒ 子供〕
保存食を主治医に提出し、医師の管理下で、負荷試験等を実施する。

帳票、文書等の様式及び参考資料

様式１　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６０
様式２　食物アレルギーに関する個別調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６２
様式３　食物アレルギー個別対応票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４
　様式３の１（小学校用）・・・ ６４
　様式３の２（中学校用）・・・ ６６
　様式３の３（幼稚園用）・・・ ６８
　様式３別紙（記載欄不足時対応用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７０
　様式３別紙（面談、発症等の記録用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７１
様式４　食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７２
様式５　給食における食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７３
　様式５の１（学校給食を実施する学校用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７３
　様式５の２（業者弁当等の提供を行っている幼稚園用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７４
様式６　確認書 ・・・ ７５
様式７　月別食物アレルギー対応予定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７６
様式８の１　学校給食アレルギー対応個人票（給食室用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７８
様式８の２　連絡簿（アレルギー対応除去食）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
様式９　食札 ・・・ ８０
様式１０　物資提供依頼書（食物アレルギー負荷試験等に伴う学校給食用物資使用の依頼について） ８２
様式１１　事故報告書（食物アレルギー対応に関する事案の報告について）・・・・・・ ８４
　様式１１の１（保存食の提供依頼を行う場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８４
　様式１１の２（その他の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５
様式１２　保存食提供依頼書・・ ８６
様式１３　緊急時個別対応票・・ ８８

参考１　就学時健康診断票・・・ ９０
参考３　保護者あて管理指導表提出依頼文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９１
参考４　主治医あて管理指導表提出依頼文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９２
　参考３・参考４別添（保護者配布用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９３
参考５　作業工程表 ・・ ９５
参考６　医師法第１７条の解釈に関する文部科学省・厚生労働省間の照会・回答・・・・・・・・ ９６
参考７　食物アレルギーに関する緊急時の対応モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９７
参考８　幼稚園の昼食提供形態の保護者あて説明文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９８
参考１０　食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９９

様式１（表面）

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿＿年＿＿月＿＿日生　　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アナフィラキシー（あり・なし）／食物アレルギー（あり・なし）

病型・治療

A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）
1．即時型
2．口腔アレルギー症候群
3．食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）
1．食物（原因　　）
2．食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3．運動誘発アナフィラキシー
4．昆虫　（　　）
5．医薬品（　　）
6．その他（　　）

C 原因食物・除去根拠　該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載

1．鶏卵	《　　》		
2．牛乳・乳製品	《　　》		
3．小麦	《　　》		
4．ソバ	《　　》		
5．ピーナッツ	《　　》		
6．甲殻類	《　　》	（ すべて・エビ・カニ ）	
7．木の実類	《　　》	（ すべて・クルミ・カシュー・アーモンド ）	
8．果物類	《　　》	（　　）	
9．魚類	《　　》	（　　）	
10．肉類	《　　》	（　　）	
11．その他１	《　　》	（　　）	
12．その他２	《　　》	（　　）	

[除去根拠] 該当するもの全てを《 》内に記載
① 明らかな症状の既往　② 食物経口負荷試験陽性
③ IgE抗体等検査結果陽性　④ 未摂取

（ ）に具体的な食品名を記載

D 緊急時に備えた処方薬
1．内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2．アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）
3．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 給食
1．管理不要　2．管理必要

B 食物・食材を扱う授業・活動
1．管理不要　2．管理必要

C 運動（体育・部活動等）
1．管理不要　2．管理必要

D 宿泊を伴う校外活動
1．管理不要　2．管理必要

E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの

※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。

鶏卵：卵殻カルシウム
牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦：醤油・酢・味噌
大豆：大豆油・醤油・味噌
ゴマ：ゴマ油
魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類：エキス

F その他の配慮・管理事項(自由記述)

【緊急時連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日
年　月　日

医師名　印

医療機関名

気管支ぜん息（あり・なし）

病型・治療

A 症状のコントロール状態
1．良好　2．比較的良好　3．不良

B-1 長期管理薬（吸入）

	薬剤名	投与量／日
1．ステロイド吸入薬	（　　）	（　　）
2．ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤	（　　）	（　　）
3．その他	（　　）	（　　）

B-2 長期管理薬（内服）

	薬剤名
1．ロイコトリエン受容体拮抗薬	（　　）
2．その他	（　　）

B-3 長期管理薬（注射）

	薬剤名
1．生物学的製剤	（　　）

C 発作時の対応

	薬剤名	投与量／日
1．ベータ刺激薬吸入	（　　）	（　　）
2．ベータ刺激薬内服	（　　）	（　　）

学校生活上の留意点

A 運動（体育・部活動等）
1．管理不要　2．管理必要

B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動
1．管理不要　2．管理必要

C 宿泊を伴う校外活動
1．管理不要　2．管理必要

D その他の配慮・管理事項(自由記述)

【緊急時連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

記載日
年　月　日

医師名　印

医療機関名

（公財）日本学校保健会 作成

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿＿年＿＿月＿＿日生　　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

アトピー性皮膚炎（あり・なし）

病型・治療

A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班）
1．軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。
2．中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。
3．重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。
4．最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。
＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変
＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変

B-1　常用する外用薬
1．ステロイド軟膏
2．タクロリムス軟膏
（「プロトピック®」）
3．保湿剤
4．その他（　　）

B-2　常用する内服薬
1．抗ヒスタミン薬
2．その他
（　　）

B-3　常用する注射薬
1．生物学的製剤

学校生活上の留意点

A プール指導及び長時間の紫外線下での活動
1．管理不要　　2．管理必要

B 動物との接触
1．管理不要　　2．管理必要

C 発汗後
1．管理不要　　2．管理必要

D その他の配慮・管理事項(自由記述)

記載日
年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性結膜炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1．通年性アレルギー性結膜炎
2．季節性アレルギー性結膜炎（花粉症）
3．春季カタル
4．アトピー性角結膜炎
5．その他（　　）

B 治療
1．抗アレルギー点眼薬
2．ステロイド点眼薬
3．免疫抑制点眼薬
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A プール指導
1．管理不要　　2．管理必要

B 屋外活動
1．管理不要　　2．管理必要

C その他の配慮・管理事項（自由記載）

記載日
年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

アレルギー性鼻炎（あり・なし）

病型・治療

A 病型
1．通年性アレルギー性鼻炎
2．季節性アレルギー性鼻炎（花粉症）
主な症状の時期：　春　、　夏　、　秋　、　冬

B 治療
1．抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服）
2．鼻噴霧用ステロイド薬
3．舌下免疫療法（ダニ・スギ）
4．その他（　　）

学校生活上の留意点

A 屋外活動
1．管理不要　　2．管理必要

B その他の配慮・管理事項（自由記載）

記載日
年　月　日
医師名　㊞
医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公財）日本学校保健会 作成

様式２

食物アレルギーに関する個別調査票

姫路市立　　学校・幼稚園　　年　　組　　番　幼児児童生徒氏名

記入日　　年　　月　　日　　（記入者）　保護者氏名

※次の質問について、当てはまるものにチェックし、必要に応じて具体的に記入してください。

１　食物アレルギーについて

□　現在ある　　□　過去にあったが現在は、ない　⇨　質問は以上です
（原因食物　　）

２　食物アレルギーの原因食物及びそれを食べた場合の症状について

原因食物名	症　状　等
	□　不明　□　ある（症状　　）
	□　不明　□　ある（症状　　）
	□　不明　□　ある（症状　　）
	□　不明　□　ある（症状　　）

３　発症・症状について

①　最初に症状が出た時期・年齢　（　　歳　　ヶ月頃）
②　最近、症状が出た時期・年齢　（　　歳　　ヶ月頃）
③　運動後に食物アレルギーの症状を発症したことがありますか
□　ない　□　ある　（□　食事との関係あり　□　食事との関連なし　□　不明）
④　アナフィラキシーショック（血圧低下や意識障害等）の既往の有無
□　ない
□　ある　→（回数　　回　、最終発症年月　　年　　月）
（原因　　）（症状　　）

４　現在、除去している食べ物について

□　ない　□　ある　（食物名　　）
↓
誰が除去の判断をしましたか
□　医師　→　医療機関名　（　　）
□　保護者
□　その他

５　現在、アレルギー疾患治療のために使用している薬（緊急薬を含む）について

□　ない
□　ある　→

処方薬	用途	学校への携帯
		□　あり　□　なし
		□　あり　□　なし
		□　あり　□　なし

６　医師の診断に基づき、食物アレルギーへの対応を希望しますか？

□　希望する　　□　希望しない　質問は以上で終了です

医療機関を受診し、生活管理指導表の提出をお願いいたします。
医師の診断に基づき、食物アレルギーへの対応を決定いたします

様式３の１（表面）

食物アレルギー個別対応票（小学校保管用）

㊦

保護者記入欄

学校名						
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
学年・組	年　組	年　組	年　組	年　組	年　組	年　組
保護者確認	□ 確認しました	前年度と □ 変更あり □ 変更なし	前年度と □ 変更あり □ 変更なし	前年度と □ 変更あり □ 変更なし	前年度と □ 変更あり □ 変更なし	前年度と □ 変更あり □ 変更なし

(ふりがな) 児童氏名		性別	男・女	生年月日	年　月　日	
保護者氏名		電話番号		FAX 番号		
保護者住所						
緊急連絡先	連絡先１		関係		電話番号	
	連絡先２		関係		電話番号	
	連絡先３		関係		電話番号	
かかりつけ医療機関名				電話番号		
主治医氏名				診療科		
ID（カルテ）番号		診断書、指示書等		有（　　）・ 無		

＊かかりつけ医療機関以外で、緊急時搬送する医療機関がある場合

	医療機関名	主治医氏名	電話番号
1			
2			
3			

＊アレルギーの原因食物及びそれを食べたときの症状の発症等　（該当項目の□に✓を付けてください。）

原因食物	原因食物を食べたときの症状	症状発症時の対応
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	

食物によるアナフィラキシーショックの既往の有無	有（最終　　年　　月）（症状　　）・ 無

裏

＊緊急時の処方薬（薬品名、使用の目安、保管方法等主治医から指示されている内容等）	
内服薬	薬品名
吸入薬	薬品名
外用薬	薬品名
注射薬	エピペン®0.15mg　・　0.3mg
その他	薬品名
＊学校生活における留意点（主治医から指示されている内容等配慮管理事項）	
給食	管理不要 要管理　（　　）
運動	管理不要 要管理　（　　）
授業	管理不要 要管理　（　　）
行事	管理不要 要管理　（　　）
その他	

学校記入欄

【学校給食における対応決定事項】

	決定（　年　月　日）	変更（　年　月　日）	変更（　年　月　日）
対応内容	給食停止 → 完全弁当対応 一部代替 → 除去食提供 代替食持参 食べない	給食停止 → 完全弁当対応 一部代替 → 除去食提供 代替食持参 食べない	給食停止 → 完全弁当対応 一部代替 → 除去食提供 代替食持参 食べない
除去食提供	原因食物（　　） 有　・　無	原因食物（　　） 有　・　無	原因食物（　　） 有　・　無
代替食対応（デザート）	有　・　無	有　・　無	有　・　無
その他			

＊変更が生じた場合は、変更日を書き添え、加除修正する。
＊記載欄が不足する場合は、２枚目以降に記載する。

様式３の２（表面）

食物アレルギー個別対応票（中学校保管用）

表

保護者記入欄

学校名			
年度	年度	年度	年度
学年・組	年　組	年　組	年　組
保護者確認	□ 確認しました	前年度と □ 変更あり □ 変更なし	前年度と □ 変更あり □ 変更なし

(ふりがな) 生徒氏名		性別	男・女	生年月日	年　月　日	
保護者氏名		電話番号		FAX 番号		
保護者住所						
緊急連絡先	連絡先１		関係		電話番号	
	連絡先２		関係		電話番号	
	連絡先３		関係		電話番号	
かかりつけ医療機関名					電話番号	
主治医氏名					診療科	
ID（カルテ）番号				診断書、指示書等	有（　　）・　無	

＊かかりつけ医療機関以外で、緊急時搬送する医療機関がある場合

	医療機関名	主治医氏名	電話番号
1			
2			
3			

＊アレルギーの原因食物及びそれを食べたときの症状の発症等　（該当項目の□に✓を付けてください。）

原因食物	原因食物を食べたときの症状	症状発症時の対応
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	

食物によるアナフィラキシーショックの既往の有無	有（最終　　年　　月）（症状　　）・ 無

裏

＊緊急時の処方薬（薬品名、使用の目安、保管方法等主治医から指示されている内容等）	
内服薬	薬品名
吸入薬	薬品名
外用薬	薬品名
注射薬	エピペン®0.15mg　・　0.3mg
その他	薬品名
＊学校生活における留意点（主治医から指示されている内容等配慮管理事項）	
給食	管理不要 要管理　（　　）
運動	管理不要 要管理　（　　）
授業	管理不要 要管理　（　　）
行事	管理不要 要管理　（　　）
その他	

学校記入欄

【学校給食における対応決定事項】

	決定（　年　月　日）	変更（　年　月　日）	変更（　年　月　日）
対応内容	給食停止 → 完全弁当対応 一部代替 → 除去食提供 代替食持参 食べない	給食停止 → 完全弁当対応 一部代替 → 除去食提供 代替食持参 食べない	給食停止 → 完全弁当対応 一部代替 → 除去食提供 代替食持参 食べない
除去食提供	原因食物（　　） 有　・　無	原因食物（　　） 有　・　無	原因食物（　　） 有　・　無
代替食対応（デザート）	有　・　無	有　・　無	有　・　無
その他			

＊変更が生じた場合は、変更日を書き添え、加除修正する。
＊記載欄が不足する場合は、２枚目以降に記載する。

様式３の３（表面）

食物アレルギー個別対応票（幼稚園保管用）

㊧

保護者記入欄

幼稚園名			
年度	年度	年度	年度
組	組	組	組
保護者確認	□ 確認しました	前年度と □ 変更あり □ 変更なし	前年度と □ 変更あり □ 変更なし

（ふりがな） 幼児氏名		性別	男・女	生年月日	年　月　日	
保護者氏名		電話番号		FAX 番号		
保護者住所						
緊急連絡先	連絡先１		関係		電話番号	
	連絡先２		関係		電話番号	
	連絡先３		関係		電話番号	
かかりつけ医療機関名				電話番号		
主治医氏名				診療科		
ID（カルテ）番号			診断書、指示書等	有（　　）・　無		

＊かかりつけ医療機関以外で、緊急時搬送する医療機関がある場合

	医療機関名	主治医氏名	電話番号
1			
2			
3			

＊アレルギーの原因食物及びそれを食べたときの症状の発症等　（該当項目の□に✓を付けてください。）

原因食物	原因食物を食べたときの症状	症状発症時の対応
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	

食物によるアナフィラキシーショックの既往の有無	有（最終　　年　　月）（症状　　）・ 無

裏

＊緊急時の処方薬（薬品名、使用の目安、保管方法等主治医から指示されている内容等）	
内服薬	薬品名
吸入薬	薬品名
外用薬	薬品名
注射薬	エピペン®0.15mg　・　0.3mg
その他	薬品名
＊学校生活における留意点（主治医から指示されている内容等配慮管理事項）	
給食等	管理不要 要管理　（　　）
食物・食材を扱う活動	管理不要 要管理　（　　）
運動	管理不要 要管理　（　　）
行事	管理不要 要管理　（　　）
その他	

幼稚園記入欄

【学校給食等における対応決定事項】

	決定（　　年　　月　　日）	変更（　　年　　月　　日）
給食弁当		
パン給食		
牛乳		
その他		

＊変更が生じた場合は、変更日を書き添え、加除修正する。
＊記載欄が不足する場合は、２枚目以降に記載する。

様式３　（別紙）　（原因食物が多数あり記載欄が不足する場合に使用）

＊アレルギーの原因食物及びそれを食べたときの症状の発症等　（該当項目の□に✓を付けてください。）		
原因食物	原因食物を食べたときの症状	症状発症時の対応
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	
□卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □ピーナッツ □その他 （　　）	□顔面紅潮、まぶたのはれ、じんましん □咳、ゼイゼイ、ヒューヒュー等の呼吸器症状 □腹痛、嘔吐等の消化器症状 □意識消失、ぐったり等の低血圧症状 □その他（　　） 最終症状確認　　年　　月頃	

様式３（別紙）

【面談、発症等の記録】

年・月・日	内　　容	備　考 （最終診断日等）

様式４

年度　食物アレルギーを有する幼児児童生徒一覧

姫路市立　　園・校

＊要相談の場合は、食物アレルギー個別対応票（様式３）を参照すること

No.	学年	組	幼児・児童・生徒氏名	原因食物（アレルゲン）	アナフィラキシーショック既往の有無	幼稚園・学校生活上の留意点								
						給食対応		授業・活動	運動	宿泊行事等	緊急対応			その他
						要否	内容				内服薬	エピペン	その他	
記入例	1	1	姫路　太郎	卵・牛乳・小麦・ピーナッツ	無	要相談	一部弁当	要相談	管理不要	要相談	有	無		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														

様式５の１

年度　給食における食物アレルギー対応幼児児童生徒一覧

姫路市立　　園・校

No.	学年	組	幼児児童生徒名	原因食物（アレルゲン）	給食対応		給食対応の内容について			給食費の取扱い		
					給食停止（完全弁当）	一部代替	除去食対応アレルゲン	代替食（デザート）対応	その他特記事項	牛乳停止	パン停止	ご飯停止
記入例	1	1	姫路　太郎	卵・牛乳・小麦・ピーナッツ		○	卵・乳	対応する	献立により、主菜や副菜が提供できない場合には、家庭より代替食を持参する。	○	×	×
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												

様式５の２

年度　食物アレルギー対応幼児一覧

姫路市立　　幼稚園

No.	学年	組	幼児氏名	原因食物（アレルゲン）	食事対応について			
					給食弁当	パン給食	牛　乳	その他配慮事項
記入例	５歳児	すみれ	姫路　太郎	卵・牛乳・エビ	家庭より弁当を持参	代替食を提供 （タマゴサンド→ハムサンド）	家庭より豆乳を持参	・副食：ヨーグルト、チーズについては代替食を提供 ・おやつ等臨時に提供するものは、事前に保護者と相談
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

様式６

確　認　書

(ふりがな) 幼児児童生徒 氏名		性別	男・女	生年月日	年　　月　　日

１　食物アレルギー対応について、別紙資料のとおり確認します。

別紙資料　□　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【様式１】
□　食物アレルギーに関する個別調査票（保護者記入用）【様式２】
□　食物アレルギー個別対応票（学校保管用・園保管用）【様式３】
□　緊急時個別対応票【様式１３】
□　その他　（　　）

２　学校給食等における食物アレルギー対応について　□　対応を希望する
□　対応を希望しない

【食物アレルギー対応の内容】　□　給食停止
□　除去対応　（一部代替食持参　有・無 ）

３　アドレナリン自己注射薬『エピペン』の処方を受けている場合は、その情報を学校（幼稚園）から姫路市教育委員会を経由し、姫路市消防局に提供することに同意します。

確認日　　年　　月　　日

（保護者確認）　保護者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿自署

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿自署

（学校・幼稚園確認）　学校長・園長氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿自署

【食物アレルギー対応委員会】

学校（園）確認欄	学校長 （園長）	教頭	学級 担任	養護 教諭	栄養 教諭	食育 担当	給食 担当	調理 担当		上記について確認しました

様式７

年　月分　　月別食物アレルギー対応予定一覧　担当＿＿＿＿

※牛乳中止　　年　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※パン中止　　年　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日	学年・組	氏　名	アレルゲン	献立名	対　応		
					対応食	家庭より持参	食べない

様式７（記入例）

令和6年　4月分　　月別食物アレルギー対応予定一覧

担当　△△

※牛乳中止　　年　　組　氏名

※パン中止　　年　　組　氏名

日	学年・組	氏　名	アレルゲン	献立名	対　応		
					対応食	家庭より持参	食べない
5	1－2	A	卵	かき卵汁	○		
	2－1	E	卵	かき卵汁	○		
	3－1	B	卵	かき卵汁	○		
8	1－2	C	小麦	ハンバーグ		○	
	3－1	D	乳	シーフードチャウダー		○	
12	1－2	A	卵	八宝菜		○	
	2－1	E	卵・えび・いか	八宝菜		○	
	3－1	B	卵	八宝菜		○	
18	1－2	C	小麦	れんこんのかき揚げ			○
	2－1	E	えび	れんこんのかき揚げ		○	
	5－2	F	えび	れんこんのかき揚げ			○
28	1－2	A	卵	親子どんぶり	○		
	2－1	E	卵	親子どんぶり	○		
	2－1	E	いか	きゅうりの酢の物		○	
	3－1	B	卵	親子どんぶり	○		

様式８の１

学校給食アレルギー対応個人票　（給食室用）

年　　月　　日（　　）**献立名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対応対象者氏名	
学　年	
病　名	
ア　レ　ル　ゲ　ン	
投　薬	
指　示　内　容	
除　去　期　間	
調 理 過 程	食材・食品の除去手順及びその他の注意点
確 認 者 名	
○調理師名 ↓ ●受取者名 **時　刻**	○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ↓ ●＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ：＿＿＿
次回受診予定日	

様式８の２

連　絡　簿　（アレルギー対応除去食）

項目＼日								
献立名								
送付数								
送付者㊞								
配送者㊞								
受取者㊞								
配膳者㊞								
学校長確認㊞								
連絡事項								

様式９（食札）

年　　組

氏名

作成日　　年　　月　　日

様式１０（表面）

年（　　年）　月　日

（あて先）姫路市教育委員会健康教育課長

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校園名 幼稚園　組 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 学校　年　組

幼児児童生徒氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 （　　） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

食物アレルギー負荷試験等に伴う学校給食用物資使用の依頼について

みだしのことについて、食物アレルギー負荷試験等に使用したいので、下記の学校給食物資の提供をお願いします。

なお、食材の安全衛生管理には十分配慮し、食物アレルギー負荷試験等については必ず主治医の指示の下保護者の責任で行うことを確約します。

記

１　給食物資名　（　　年　　月　　日献立分）

２　使用目的

３　調理方法に関する資料

□　希望する

□　希望しない

４　医療機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　医師名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　裏面の留意事項をお読みください。

様式１０（裏面）

食物アレルギー負荷試験等に伴う学校給食用物資使用の留意事項

姫路市教育委員会健康教育課

学校給食用物資の校外への持出しは、学校給食衛生管理基準（平成２１年文部科学省告示第６４号）に照らし、姫路市では原則として禁止していますが、次の条件で食物アレルギー負荷試験等での使用を認めます。

○　提供できるのは、学校給食開発食品である加工食品が対象となります。野菜や肉など一般に調達可能な食材は対象としません。

○　原則として、調理加熱を行わずそのままの状態でお渡しします。献立表と食品内容明細書で、調味料などにも食物アレルギーの原因食品がないか御確認ください。

○　希望により、調理方法に関する資料を添付することができます。なお、調理方法は、大量調理を前提としたものです。

○　依頼書は、学校を通じて教育委員会健康教育課へ提出してください。

○　対象の食材が準備できましたら電話連絡いたしますので、日程調整の上保護者が健康教育課（姫路市役所８階）へ受取りに来てください。
　なお、受取りは、学校給食の提供日と同じ日になるとは限りません。

○　対象の食材が冷蔵品の場合は１０℃以下で保冷できる保冷バッグ等、冷凍品の場合は０℃以下に保冷できるものを御準備ください。

○　調理は、幼児児童生徒の診察日・時間に合わせて保護者が行ってください。

○　喫食する場合は、必ず主治医の立会いの下で喫食させてください。

○　その他、詳細については教育委員会健康教育課にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

姫路市教育委員会
健康教育課　給食担当
Tel：　079-221-2772

様式１１の１

年（　　年）　月　日

（あて先）健康教育課長

姫路市立　　学校
校長

食物アレルギー対応に関する事案の報告について

食物アレルギー対応に関する事案について次のとおり報告します。

１　概要（経過等）

２　幼児児童生徒の状況

（１）学年

年生

（２）性別

男・女

（３）アレルゲン

（４）主治医

（５）食物アレルギー対応委員会の決定事項

３　学校給食の献立

月　日（　）

○○○、○○○、・・・・・・・・・・

４　主治医の指示

有・無

（内容）

５　食材提供希望日（保護者の申出日）

※　提供は、保存食の保存期間（２週間）の経過後となります。

月　日（　）　午前・午後　時　分

様式１１の２

年（　　年）　月　日

（あて先）健康教育課長

姫路市立　　学校
校長

食物アレルギー対応に関する事案の報告について

食物アレルギー対応に関する事案について次のとおり報告します。

１　概要（経過等）

２　幼児児童生徒の状況

（１）学年

年生

（２）性別

男・女

（３）アレルゲン

（４）主治医

（５）食物アレルギー対応委員会の決定事項

３　事案発生日等

月　日（　）

学校給食の献立

○○○、○○○、・・・・・・・・・

４　問題点

５　再発防止に向けた取組

様式１２

年（　　年）　月　日

（あて先）姫路市教育委員会健康教育課長

住　　所
保護者氏名
学校名・学年　　学校　　年
幼児児童生徒氏名
電話番号　　（　　）

食物アレルギーによる症状の発生の原因と考えられる学校給食（保存食）提供について

みだしのことについて、食物アレルギーによる症状の発生（以下「発症」という。）の原因確認等に使用するため、下記のとおり、給食物資の提供を受けたことを確認します。

記

１　給食物資名

年　月　日（　）献立に係る次の食材

・
・
・

２　使用目的

□　発症の原因の確認作業
□　その他
〔　　〕

３　遵守事項

学校給食用物資の校外への持ち出しに当たって、次の事項を遵守します。

(1)　食材の安全衛生管理には十分配慮するとともに、発症の原因の確認作業は次の医療機関の医師の管理の下、保護者の責任で実施します。

医療機関名

(2)　提供給食食材（保存食）は、所定の保存期間（２週間）を経過していることを踏まえ、絶対に喫食しません。

(3)　(1)の確認作業の結果は、必ず学校を経由し、姫路市教育委員会に報告します。

様式１３（表面）

表面

緊急時個別対応票

(種々のケースがありますので、これはあくまでも目安です。この通りにしないといけない訳ではありません)

- 年　組　名前
- 生年月日　平成　年　月　日

アレルギー抗原

保護者名

自宅電話

職場電話

携帯電話

主治医病院名

主治医電話

主治医名

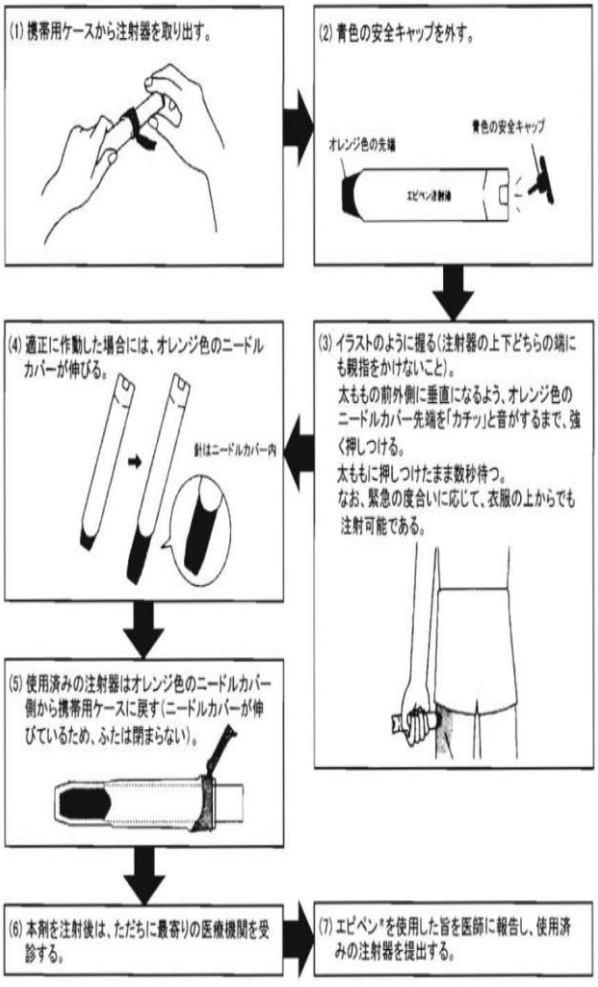

軽症・中等症時

- 口唇・顔面・眼の腫脹・発赤
- じんま疹、みみず腫れ、かゆみ
- 咳、くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- のどのかゆみ、軽度の腹痛、嘔吐、下痢
- 元気がない・全身のじんま疹・発赤・かゆみ

行動

- 児の側に付き添い助けを呼ぶ、**児を動かさない**
- 投薬する（医師より処方されている場合）
  投薬名・量
  （　　）
  （　　）
- エピペンを横に置く
- 家族に連絡

誰か必ず一人付き添い次の
アナフィラキシー症状を観察する

アナフィラキシー（激しいアレルギー反応）

- 頻回の嘔吐・下痢、激しい腹痛
- 犬が吠えるような咳、声がれ
- 喘鳴（ゼーゼー）、頻回の咳、呼吸困難、チアノーゼ
- 脈を触れにくい・不規則、蒼白、ぐったり、不安、失禁、意識消失

行動

- エピペン投与
- 救急車を呼ぶ
- 児を寝かせ、足を挙げる、呼吸困難があれば座らせても良いが立たせない
- 家族を呼ぶ

疑わしい時はエピペンを投与する

たとえ回復しても医師に診せる

様式１３（裏面）

裏面

食物アレルギー緊急対応経過記録表

記載者名（　　）

1	当該児童生徒名			年　組		（男・女）
2	発生日時　（症状がある、原因食物を食べた、触れた）			年　月　日　時　分	発生場所	
3	食べた（皮膚につく、眼に入る等も含む）もの				量	
4	時　分	処　置	処置	□ 口の中のものを取り除く　□ うがいをする　□ 手を洗う　□ 眼や顔を洗う □ その場で安静にさせる　□ 保健室へ搬送		
	時　分		薬の使用	薬（　　）を内服・吸入		
	時　分			薬（　　）を内服・吸入		
	時　分	処置した項目に☑をつける	エピペン □有り　□無し	エピペン有りの場合　□エピペン使用に備え取り出した　□本人に持たせた		
	時　分			エピペン注射した場合 □ 本人が注射した　□ 本人以外（　　）が注射した		
	時　分		心肺蘇生	□ 心肺蘇生を開始する	AED装着	□ 有　□ 無
5	時　分	保護者へ連絡		内容（　　）		
6	時　分	主治医等連絡		内容（　　）		
7	時　分	救急車要請		時　分	救急車到着	
8	時　分	救急車発車		搬送先医療機関（　　）		

確認された症状　　**該当症状に、出現〇・消失×をつける**

	時　間	**太字は重症(緊急性が高い)を示す。一つでも当てはまればただちにエピペン を使用！(迷ったらエピペンを打つ) その場で安静　反応がなく呼吸がなければ心肺蘇生！**					**その他特記事項**
		皮膚の症状	**目口鼻顔面症状**	**消化器症状**	**呼吸器症状**	**全身状態**	
9	時　分	・蕁麻疹（数個・全身） ・発赤（一部、全身） ・かゆみ（軽い、強い）	・目（かゆみ・充血） ・まぶたの腫れ ・口腔内の違和感、 ・唇の腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・のどのかゆみ	・腹痛（軽度、**激しい**） ・吐き気 ・おう吐（1-2回、**頻回**） ・下痢（1-2回、**頻回**）	・咳（軽い、**頻回**） **・のどや胸が締めつけられる** **・声がかすれる** **・息苦しい** **・犬が吠えるような咳** **・ぜーぜーする呼吸**	・やや元気がない **・ぐったり** **・意識もうろう** **・尿や便を漏らす** **・脈が触れにくい** **・唇や爪が青白い**	
	時　分	・蕁麻疹（数個・全身） ・発赤（一部、全身） ・かゆみ（軽い、強い）	・目（かゆみ・充血） ・まぶたの腫れ ・口腔内の違和感、 ・唇の腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・のどのかゆみ	・腹痛（軽度、**激しい**） ・吐き気 ・おう吐（1-2回、**頻回**） ・下痢（1-2回、**頻回**）	・咳（軽い、**頻回**） **・のどや胸が締めつけられる** **・声がかすれる** **・息苦しい** **・犬が吠えるような咳** **・ぜーぜーする呼吸**	・やや元気がない **・ぐったり** **・意識もうろう** **・尿や便を漏らす** **・脈が触れにくい** **・唇や爪が青白い**	
	時　分	・蕁麻疹（数個・全身） ・発赤（一部、全身） ・かゆみ（軽い、強い）	・目（かゆみ・充血） ・まぶたの腫れ ・口腔内の違和感、 ・唇の腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・のどのかゆみ	・腹痛（軽度、**激しい**） ・吐き気 ・おう吐（1-2回、**頻回**） ・下痢（1-2回、**頻回**）	・咳（軽い、**頻回**） **・のどや胸が締めつけられる** **・声がかすれる** **・息苦しい** **・犬が吠えるような咳** **・ぜーぜーする呼吸**	・やや元気がない **・ぐったり** **・意識もうろう** **・尿や便を漏らす** **・脈が触れにくい** **・唇や爪が青白い**	
	時　分	・蕁麻疹（数個・全身） ・発赤（一部、全身） ・かゆみ（軽い、強い）	・目（かゆみ・充血） ・まぶたの腫れ ・口腔内の違和感、 ・唇の腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・のどのかゆみ	・腹痛（軽度、**激しい**） ・吐き気 ・おう吐（1-2回、**頻回**） ・下痢（1-2回、**頻回**）	・咳（軽い、**頻回**） **・のどや胸が締めつけられる** **・声がかすれる** **・息苦しい** **・犬が吠えるような咳** **・ぜーぜーする呼吸**	・やや元気がない **・ぐったり** **・意識もうろう** **・尿や便を漏らす** **・脈が触れにくい** **・唇や爪が青白い**	
	時　分	・蕁麻疹（数個・全身） ・発赤（一部、全身） ・かゆみ（軽い、強い）	・目（かゆみ・充血） ・まぶたの腫れ ・口腔内の違和感、 ・唇の腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・のどのかゆみ	・腹痛（軽度、**激しい**） ・吐き気 ・おう吐（1-2回、**頻回**） ・下痢（1-2回、**頻回**）	・咳（軽い、**頻回**） **・のどや胸が締めつけられる** **・声がかすれる** **・息苦しい** **・犬が吠えるような咳** **・ぜーぜーする呼吸**	・やや元気がない **・ぐったり** **・意識もうろう** **・尿や便を漏らす** **・脈が触れにくい** **・唇や爪が青白い**	
	時　分						
	時　分						

就学時健康診断通知書

学齢児童 氏　名	整理番号
受付場所	
受付日付	年　月　日
受付時間	から　まで

姫路市

様

あなたのお子さまは小学校へ就学する年齢に達しますので、学校保健安全法第 11 条の規定に基づき、就学時健康診断を上記の学校で受けてください。

年（　年）　月

姫路市教育委員会

<お願い>

来年４月に小学校に入学されるお子様が、より良い健康状態で登校できるように就学時健康診断を実施します。当日は、保護者又はこれに代わる方が付き添って、受付時間内にお越しください。また、次のことがらについてご注意ください。

1　**右の就学時健康診断票（太枠内）にご記入のうえご持参ください。**
2　病気やその他の事情で健康診断を受けられないときは、早めに上記の学校又は健康教育課へご連絡ください。
3　健康診断を受ける学校は、現在の居住地を校区とする小学校となります。新学期までに転居予定の場合は、当日受診される学校の受付に申し出てください。
4　駐車場がありませんので、お車での来校はご遠慮ください。
5　診断項目に視力測定がありますので、メガネを使用されているお子さまは、メガネを持参願います。ただし、学校によっては、今までに幼稚園等で視力測定を受けた方の測定をしない場合もあります。
6　当日持参していただくものは、次のとおりです。
　○本状（右の「就学時健康診断票」を切り離さずにご持参ください。）　○上履き及びくつをいれるビニール袋
　○今までにかかった病気や予防接種歴がわかるもの（母子健康手帳・予防接種手帳など）　○筆記用具

お問い合わせ先　**健康診断の内容について**　**健康教育課**　**（TEL 079-221-2774 ）**
就学校に関する問い合わせ　**学校指導課**　**（TEL 079-221-2762 ）**

【保健所からのお知らせ】　麻しん風しん混合２期（MR2 期）の予防接種を３月末までに受けるようにしましょう
姫路市保健所予防課　電話 079-289-1635

※学校記入欄

就学予定者	

保 護 者 様

姫路市教育委員会

本日行いました就学時健康診断の結果は下記のとおりです。
疾病並びに異常の認められる方は、入学時までにかかりつけの医師とご相談のうえ適切な処置を受けられるようおすすめします。

		診断結果
内科	異常なし	○栄養不足・貧血　○肥満傾向　○ぜんそく　○心臓疾患 ○予防接種について、主治医と相談し必要があれば接種を受けてください ○食物アレルギー　＊入学説明会時に「個別調査票（様式２）」を記入して持参してください ○その他
歯・科	異常なし	○乳歯のむし歯　○永久歯のむし歯　○乳歯の要抜歯 ○不正咬合（こうごう）　○その他
視力	□視力 B (0.7)の判別ができる □視力測定済	○（右・左）視力 B(0.7)が判別できなかった ○測定できなかった　※眼科を受診し、視力測定の再検査をおすすめします

切り離さずに学校へ提出して下さい

就 学 時 健 康 診 断 票

※太ワクの中のみ記入してください。

健康診断年月日　年　月　日

就学予定者	氏名（ふりがな）	性別	生年月日
	現住所		
	電話　－	現在通っている幼稚園、保育所等	
保護者	氏　名	電話　－	
	現住所		

今までにかかったことのある病気があれば○で囲んでください	心臓病　肝臓病　腎臓病　結核　ぜんそく　川崎病 けいれん（３歳まで、３歳以降）　中耳炎　水痘(みずぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)　麻しん(はしか)　風しん　その他(　)
アレルギーについて （ ある ・ ない ） アレルギーがあると答えた方は、右欄に必要事項を記入してください。	医師の診断　ある ・ ない 原因　・食物（　） ・くすり（　）・その他（　） ・アナフィラキシーショックの既往　ある ・ ない ・アナフィラキシーショックを起こした原因は何ですか （　） ※アナフィラキシーショックとは、アレルギー反応により血圧低下・顔面蒼白・意識障害・頻脈などを起こした状態をさします。
今までに受けたことのある予防接種を○で囲んでください。	BCG　三種混合(Ⅰ期初回・追加)　ポリオ(２回)　麻しん風しん混合Ⅰ期 麻しん風しん混合Ⅱ期　日本脳炎(Ⅰ期初回・追加)　水痘（みずぼうそう） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　Hib　小児肺炎球菌 その他（　）
視力測定について 幼稚園等で視力測定を受けたことがありますか	ある ・ ない

栄養状態	栄養不良		耳鼻咽頭疾患			
	肥満傾向					
脊柱			皮膚疾患			
胸郭			歯	う歯	乳歯	有 ・ 無
視力 □測定できなかった	右(0.7)	□判別できる □判別できない			永久歯	有 ・ 無
	左(0.7)	□判別できる □判別できない				
聴力	右	障害　有 ・ 無		要注意乳歯		有 ・ 無
	左	障害　有 ・ 無				
目の疾患及び異常			口腔の疾病及び異常			
その他の疾病及び異常						
担当医所見	医師	異常　有（　）・無				
	歯科医師	異常　有（　）・無				
事後措置	治療勧告					
	就学に関し保健上必要な助言					
	その他					
備考						

姫路市教育委員会

参考３（保護者あて管理指導表提出依頼文例）

年　　月　　日

保護者　様

姫路市立　　学校
学校長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について

姫路市では、アレルギー疾患のあるお子さんについて、学校生活をより安全で安心なものとするため、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」（文部科学省監修・財団法人日本学校保健会発行）に基づき、対応が必要なお子さんには、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をいただくことにより、児童生徒の詳しい情報を把握し、適切な管理や配慮を実施いたします。

学校園での生活において特に配慮や管理が必要なお子さんにつきましては、主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いし、提出いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、学校給食におけるアレルギー対応については、別添「姫路市立学校園での食物アレルギー対応について」のとおり実施いたします。

年　　月　　日

主治医　様

姫路市立　　学校
学校長

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載について（依頼）

日頃より、学校保健事業におきましては、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の学校給食においては、正確かつ適切な食物アレルギー対応を実施し、食物アレルギー疾患の児童生徒の学校生活を安全で安心なものとするよう努めているところです。そのために、主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を記載していただき、保護者が提出し、学校で児童生徒の詳しい情報を把握し、具体的な取組やより適切な管理や配慮方法について検討したいと考えております。

つきましては、別添「姫路市立学校園での食物アレルギー対応について」及び下記にもご留意いただき、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いいたします。

記

１　本市の食物アレルギー対応は、安全性確保のため、次の二者択一とします。
- アレルゲンが含まれる料理等でも、例外なく食べる（管理不要）
- アレルゲンが含まれる料理等は、例外なく食べない

２　ごく微量で反応が誘発される可能性がある場合は、「E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」または「F その他の配慮・管理事項（自由記述）」の欄に、その旨を記載してください。

本市では、ごく微量で反応が誘発される可能性がある場合は、学校給食は喫食不可（弁当持参）としております。

例：
①　多品目の食物除去が必要である。
②　次のア～ウのように、ごく微量のアレルゲンであっても症状が誘発される可能性がある。
ア　調味料・だし・添加物の除去が必要　【⇒この場合はE欄に】
イ　加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合も除去が必要
ウ　食器・調理器具・揚げ油の共用ができない
〔アレルゲンの残存の可能性のないもの（新しい揚げ油など）を使用する必要がある〕
③　その他、上記に類似した状況にあり、学校給食で対応が困難と考えられる。

３　アドレナリン自己注射薬エピペン®の処方をされる場合は、別紙「緊急時個別対応票」に準じた個別対応表を作成し、緊急時に備えます。作成に際し、必要なご指示をお願いします。

参考３・参考４（別添・表面）

姫路市立学校園での食物アレルギー対応について

姫路市教育委員会

◎　姫路市立学校園での食物アレルギー対応〔注１〕は、「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、統一的に行います。

◎「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」では、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」〔注２〕に沿い、安全性確保を最優先します。

〔注１〕「食物アレルギー対応」の対象範囲について

姫路市立学校園での「食物アレルギー対応」の対象は、学校給食が中心ではあるものの、それだけに限られるものではなく、学校園の管理下での「食」を伴う活動全般（修学旅行、自然学校等）における食物アレルギー対応を包含します。

〔注２〕 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに各学校の取組を支援する。

安全性確保のための「姫路市食物アレルギー対応マニュアル」のポイント

ポイント（Ⅰ） 食べる/食べないの「二者択一」

食物アレルギーを有するお子さんへの対応は、次のどちらかに限定します。

アレルゲンが含まれる献立でも、例外なく **食べる**（学校園として特段の対応はしない）	二者択一	アレルゲンが含まれる献立は、例外なく **食べない**（その献立の代替として除去食提供 or 弁当持参）

「多段階対応」（⇒裏面）は、一切行いません。

次の①～③のいずれかに当てはまる場合は、安全に学校給食等を提供することは困難と考えられ、完全弁当対応とします。

ポイント（Ⅱ） 場合によっては完全弁当対応も

② 次のア～ウのように、ごく微量のアレルゲンであっても症状が誘発される可能性がある
- ア 調味料・だし・添加物の除去が必要
- イ 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合も除去が必要
- ウ 食器・調理器具・揚げ油の共用ができない

〔アレルゲンの残存の可能性のないもの（新しい揚げ油など）を使用する必要がある〕

③ その他、上記に類似した状況にあり、学校給食で対応が困難と考えられる

「多段階対応」とは

「多段階対応」とは、献立ごとに、そのアレルゲンの含まれ具合（量や加工・加熱の有無など）によって、食べる / 食べない を選択するという対応です。

◎ 乳アレルギーを例とした比較　（乳が含まれる献立への対応）

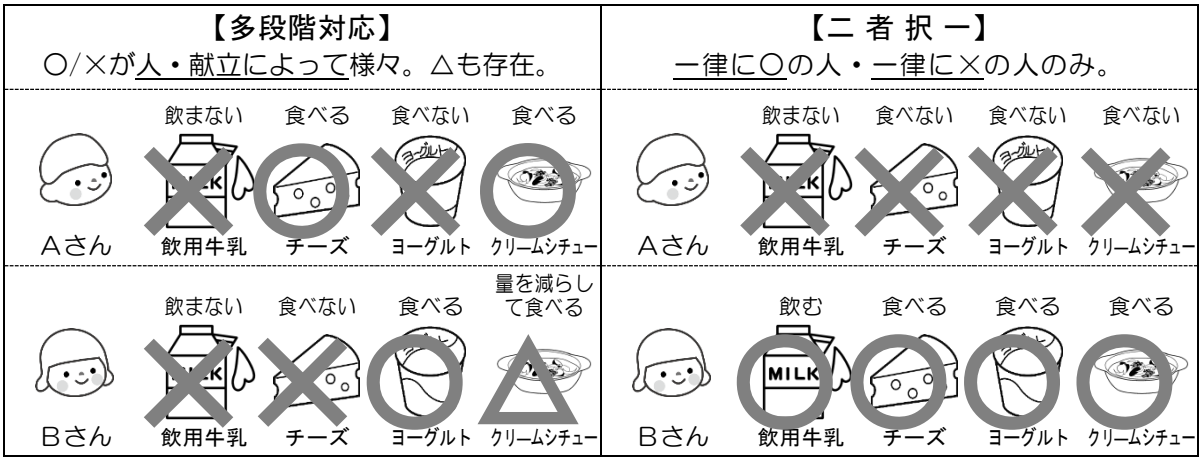

こんなのも「多段階対応」　（学校給食の場合）

例①：卵アレルギー。卵が混ぜ込まれた献立は食べないが、八宝菜に入っているうずらの卵は１個だけ食べ、残りは除去する。

⇒　調理や配膳の途中で割れた卵のかけらが混ざり込んでいる可能性があり、確実な除去は不可能です。

例②：乳アレルギー。主治医の指導の下、牛乳を飲む練習をしている。現在は20ccまで飲んでよいとされている。

⇒　主治医の指導等があったとしても、学校園においては、量を限って食べる（飲む）取扱いはできません。

！「卵」の取扱いについて

・給食においては、卵がアレルゲンの児童生徒でも、生卵のみ喫食不可と診断された児童生徒は、特例として喫食可としています。

・しかし、この特例は、給食に限ってのことです。**給食以外（修学旅行、自然学校等）では、**通常の二者択一となりますので、卵がアレルゲンの児童生徒は、**加熱も含め卵が使用されている料理はすべて喫食不可です。**

献立作成における配慮

「二者択一」の下、学校給食において食物アレルギーのために食べることができない献立がなるべく少なくなるよう、食材選定の工夫をします。

（卵を原材料としたマヨネーズやドレッシングは使用しないなど）

「学校生活管理指導表」の提出

食べる / 食べない等の判断は、必ず、主治医に作成いただく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の「学校生活上の留意点」欄の記載によって、次のように行います。

	記載箇所	主治医の記載内容	判断
（Ⅰ）	「A」～「D」	「管理不要」	食べる　（食物アレルギー対応は不要）
		「管理必要」	食べない（食物アレルギー対応が必要）
（Ⅱ）	「E」	○印がついた場合	（Ⅰ）の判断にかかわらず、完全弁当対応

小学校　作業工程表（タイムスケジュール）　平成　　年　　月　　日（　）　作成者名

作業者名　㊣　　㊚㊖　　Ⓟ　　㊧

【略語】㊍…手洗い　㊕…専用エプロン　㊇…使い捨て手袋　㊥…中心温度測定

献立	作業者名	下処理　調理作業（　裁断・調理工程・配食・［食物アレルギー対応］　） ８：１５ →　９：００　→　１０：００　→　１１：００　→　１２：００　→
		全員ミーティング・体操

【留意事項】　１　下処理における衛生管理　２　調理工程における衛生管理　３　食物アレルギー対応におけるダブルチェック

参考６

文部科学省から厚生労働省あて照会文

２５ス学健第１７号
平成２５年１１月１３日

厚生労働省医政局医事課長　殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大路　正浩

医師法第１７条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン（登録商標）」）を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成２０年３月３１日）において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

厚生労働省から文部科学省あて回答文

医政医発１１２７第１号
平成２５年１１月２７日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長　殿

厚生労働省医政局医事課長

医師法第１７条の解釈について（回答）

平成２５年１１月１３日付２５ス学健第１７号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

文部科学省ホームページから引用
https//www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/20200729-mxt_kouhou02_2.pdf

参考７

食物アレルギーに関する緊急時の対応モデル

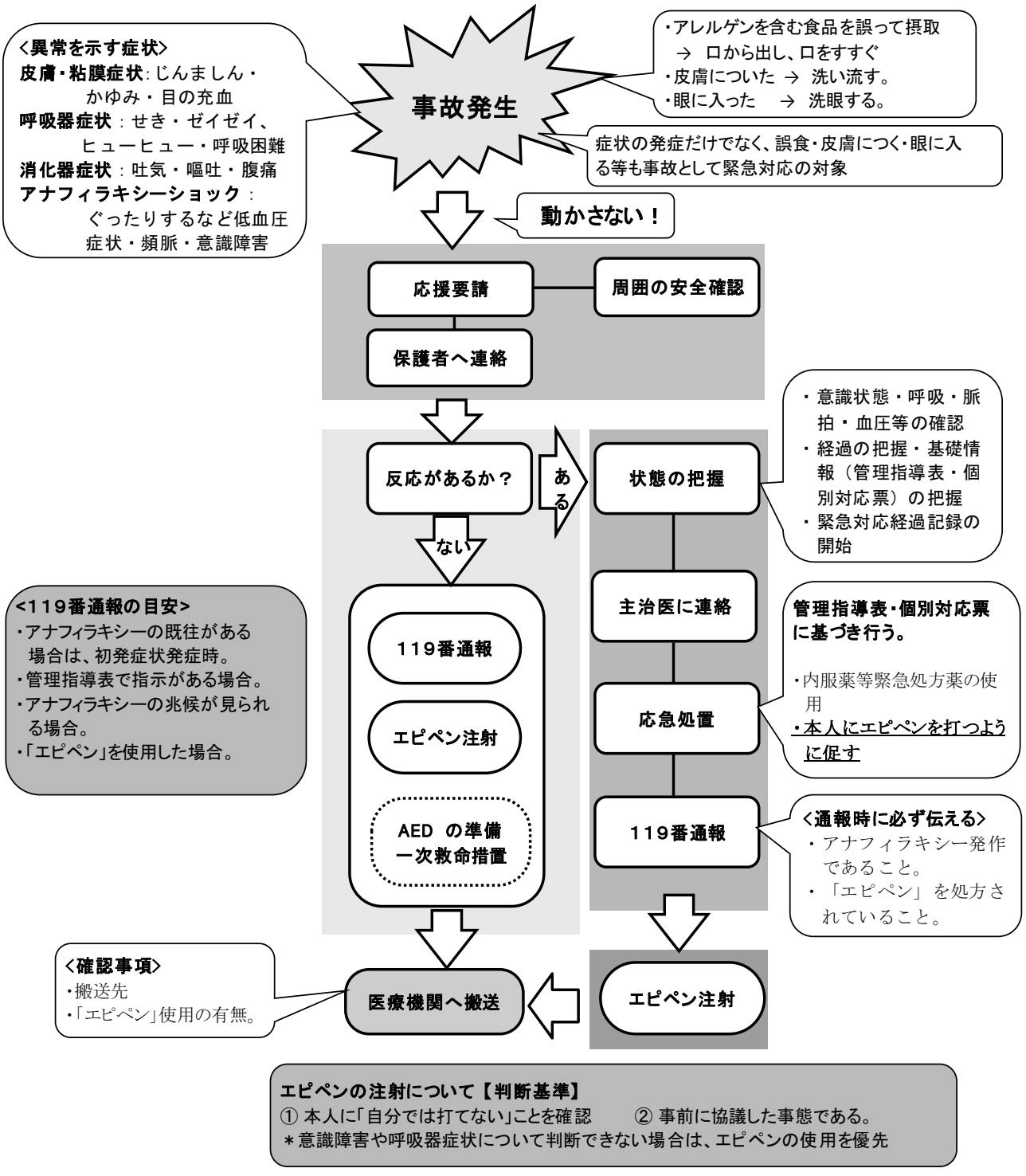

参考８

年　　月

保護者様

姫路市立　　幼稚園

本園の昼食提供について

本園の昼食提供は、以下のようになっています。
（６～１０月は、食中毒予防のために調理パンと給食弁当の提供を中止しますので、提供日に変更があります）

原則として
〇曜日・〇曜日・・・パンと牛乳（ゼリーなど副食がつく場合があります）

納入業者名　　パン　―　〇〇〇パン
　　牛乳　―　〇〇〇乳業

※　アレルギー対応として、代替食の提供が可能な場合があります。

〇曜日・・・・・・・給食弁当

納入業者名　　〇〇〇食品

※　アレルギー対応として、食品の除去が可能な場合があります。（微量混入あり）

〇詳しくは、園にご相談ください。
〇アレルギー対応ができない場合は、家庭より弁当をご持参ください。

＜本文書作成上の注意＞

※印の、アレルギー対応は各園で納入業者と相談の上、対応方法を記入する。

参考１０（食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都））

※　このマニュアルは、東京都の承認を得て、東京都健康安全研究センター発行の食物アレルギー緊急時対応マニュアル（２０２２年１月版）を一部改変し、掲載しています。【承認番号　３健研健第１６３６号】

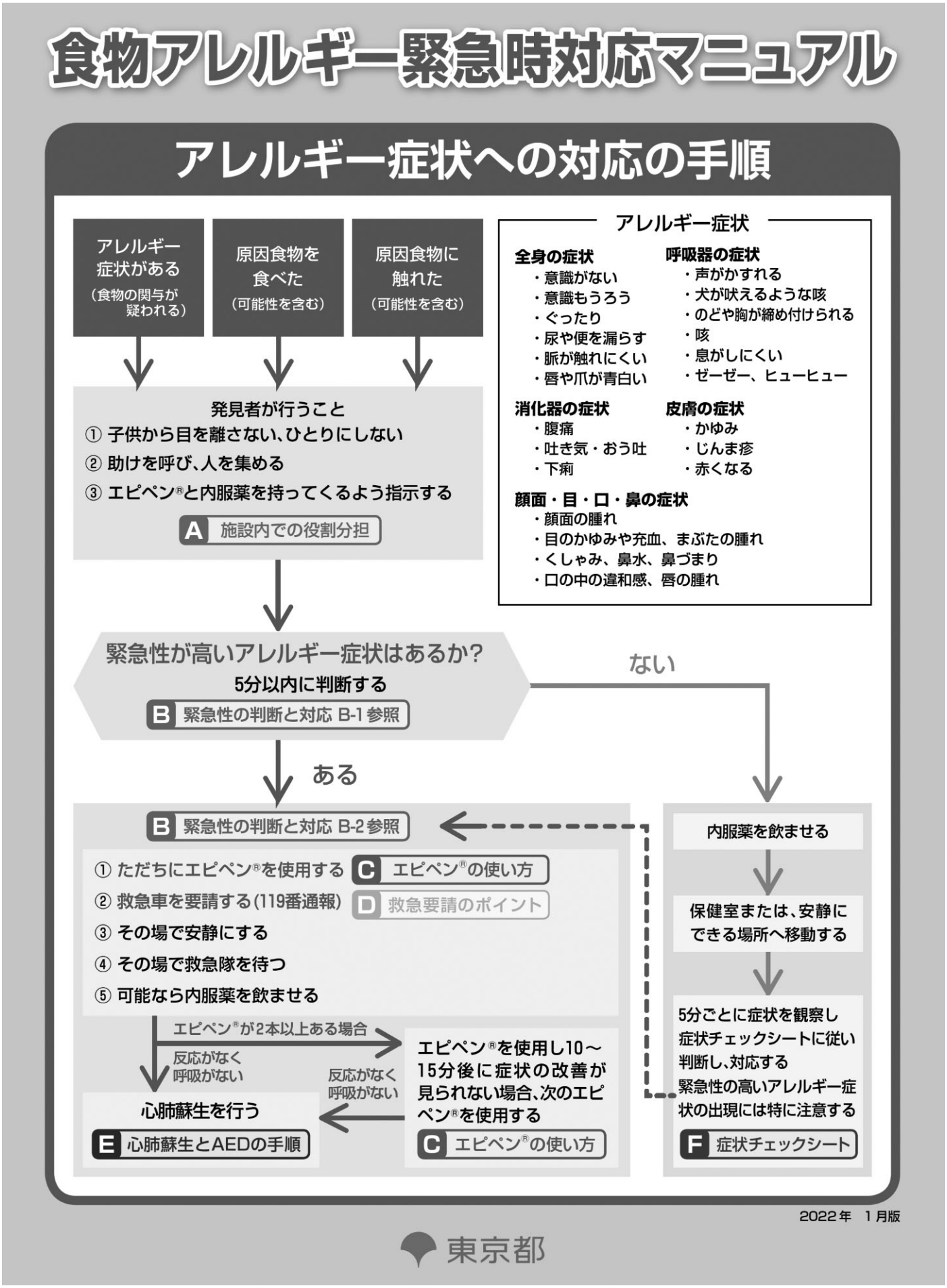

A 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

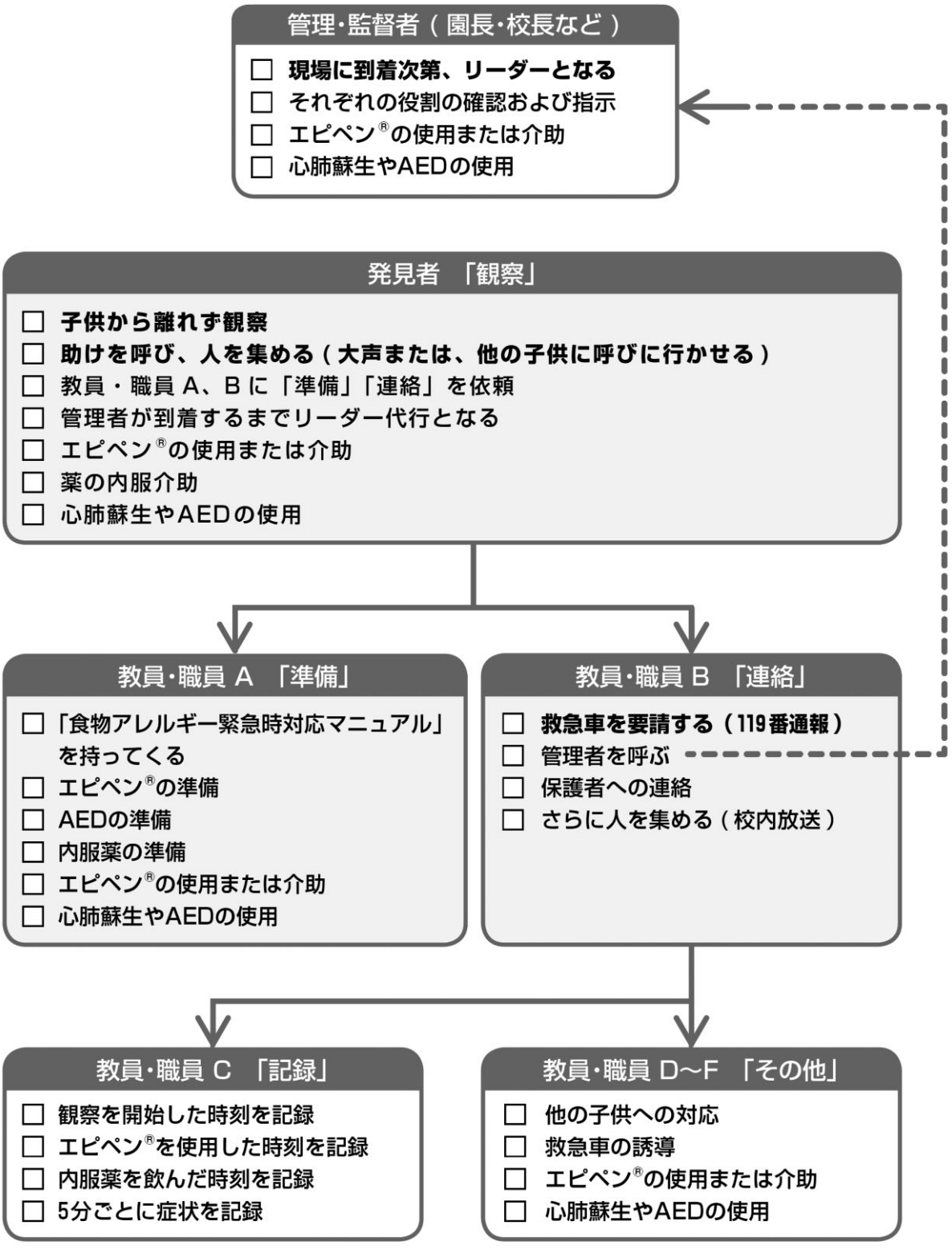

B 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】
- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】
- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
  （ぜん息発作と区別できない場合を含む）

【消化器の症状】
- ☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！
➡ C エピペン®の使い方

② 救急車を要請する（119番通報）
➡ D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする（下記の体位を参照）
立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2本以上ある場合）

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➡ E 心肺蘇生とAEDの手順

ない場合

内服薬を飲ませる
↓
保健室または、安静にできる場所へ移動する
↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する
F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合

血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合

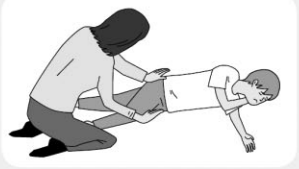

おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合

呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す

ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る

オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す

青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する

太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する

使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする

打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

介助者は、子供の<u>太ももの付け根と膝を
しっかり抑え</u>、動かないように固定する

注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
  真ん中（Ⓐ）よりやや外側に注射する

仰向けの場合

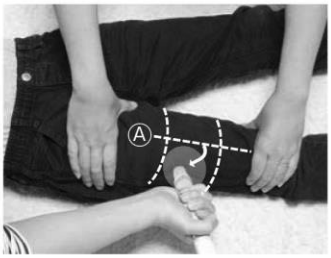

座位の場合

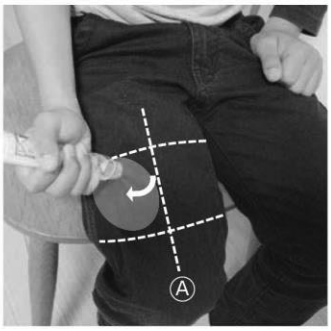

D 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

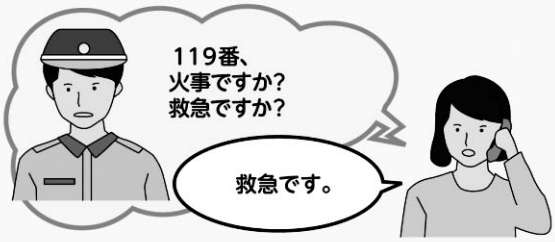

①救急であることを伝える

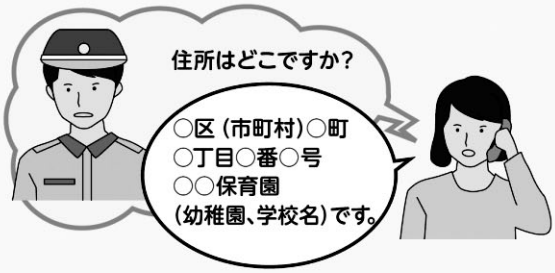

②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく

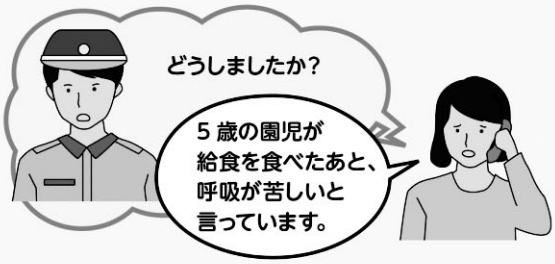

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える

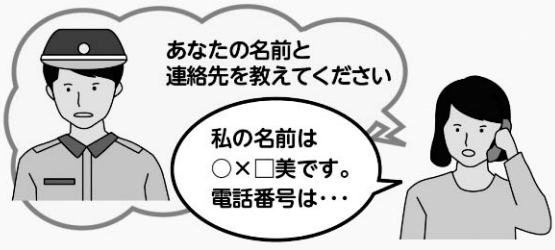

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E 心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10 秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

【胸骨圧迫のポイント】

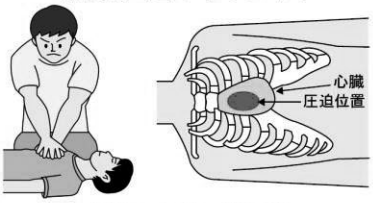

◎強く（胸の厚さの約1/3）
◎速く（100～120回/分）
◎絶え間なく（中断を最小限にする）
◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】

息を吹きこむ際
◎約1秒かけて
◎胸の上がりが見える程度

【AED 装着のポイント】

◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

【心電図解析のポイント】

◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】

◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

F 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆□の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

（内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない）

観察を開始した時刻（　時　分）　内服した時刻（　時　分）　エピペン®を使用した時刻（　時　分）

全身の症状	□ ぐったり □ 意識もうろう □ 尿や便を漏らす □ 脈が触れにくいまたは不規則 □ 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	□ のどや胸が締め付けられる □ 声がかすれる □ 犬が吠えるような咳 □ 息がしにくい □ 持続する強い咳き込み □ ゼーゼーする呼吸	□ 数回の軽い咳	
消化器の症状	□ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み □ 繰り返し吐き続ける	□ 中等度のお腹の痛み □ 1～2回のおう吐 □ 1～2回の下痢	□ 軽いお腹の痛み（がまんできる） □ 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が1つでもあてはまる場合	□ 顔全体の腫れ □ まぶたの腫れ	□ 目のかゆみ、充血 □ 口の中の違和感、唇の腫れ □ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		□ 強いかゆみ □ 全身に広がるじんま疹 □ 全身が真っ赤	□ 軽度のかゆみ □ 数個のじんま疹 □ 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合
	①ただちにエピペン®を使用する ②救急車を要請する(119番通報) ③その場で安静を保つ（立たせたり、歩かせたりしない） ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる B 緊急性の判断と対応 B-2参照 **ただちに救急車で医療機関へ搬送**	①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する ②速やかに医療機関を受診する（救急車の要請も考慮） ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、□の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する **速やかに医療機関を受診**	①内服薬を飲ませる ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する **安静にし、注意深く経過観察**

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

☆保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
☆教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
☆緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
☆緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
☆緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
☆「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
☆エピペン®や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン
- 「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局発行）
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省発行）
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは、東京アレルギー情報navi.
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/publications/print_allergy.html)よりダウンロードできます。

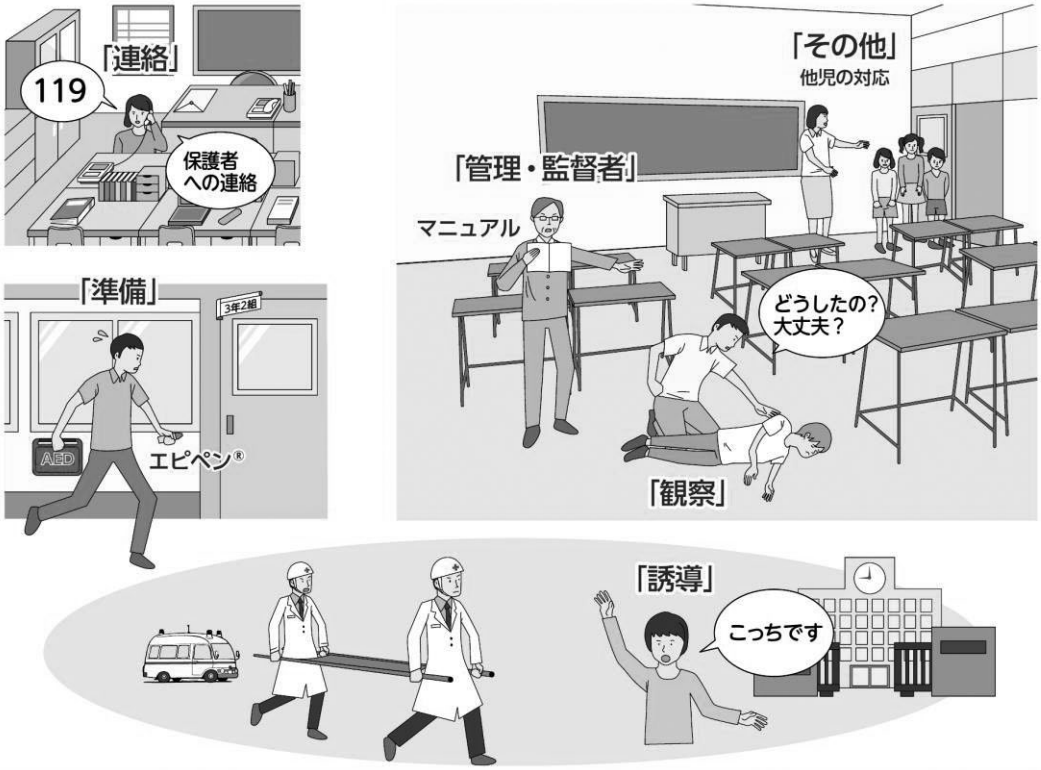

参考文献

学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	財団法人日本学校保健会
食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編	財団法人日本学校保健会
食物アレルギーの発症・重症化予防に関する研究	厚生労働科学研究班
食物アレルギーの栄養指導の手引２００８	厚生労働科学研究班
アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック	消費者庁
ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギーの基礎知識	独立行政法人環境再生保全機構
学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル	兵庫県教育委員会
食物アレルギー緊急時対応マニュアル	東京都
学校給食における食物アレルギー対応の手引	愛知県教育委員会
学校給食における食物アレルギー対応の手引き	札幌市教育委員会
食物アレルギー対応の手引改訂版	仙台市教育委員会
学校給食における食物アレルギー対応の手引き	横浜市教育委員会
学校給食における食物アレルギー対応マニュアル	宇都宮市教育委員会
学校給食における食物アレルギー対応マニュアル	栃木市教育委員会
川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル	川西市教育委員会
学校給食における食物アレルギー対応マニュアル	相生市教育委員会

姫路市食物アレルギー対応マニュアル

平成２３年３月　第１版	発行
平成２５年３月　第１版改訂版	発行
平成２９年３月　第１版第２次改訂版	発行
令和６年３月　第１版第３次改訂版	発行

姫路市教育委員会学校教育部健康教育課

〒670-8501　姫路市安田四丁目１番地

電話 079-221-2770　　Fax 079-221-2749